

平成 24 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 3月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 8 4 |

平成 2 5 年 3 月 1 5 日（金曜日）

総務委員会会議録

平成25年3月15日 金曜日

午前10時00分開議

午後 5時36分開議（実時間379分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分）
1. 議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第58号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第13号・平成25年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
1. 議案第19号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第38号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
1. 議案第39号・八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について
1. 議案第40号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正について
1. 議案第41号・八代市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
1. 議案第42号・八代市市税条例の一部改正について
1. 議案第43号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
1. 議案第44号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例等の一部改正について
1. 平成24年陳情第7号・MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議方について

1. 所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査（地域情報化計画について）（スポーツ施設整備及び充実等に関する指針について）（熊本県地震・津波被害想定調査結果の概要について）
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（総合計画後期基本計画について）

○本日の会議に出席した者

委員長	亀田 英雄 君
副委員長	成松 由紀夫 君
委員	太江田 茂 君
委員	笹本 サエ子 君
委員	鈴木田 幸一 君
委員	友枝 和明 君
委員	野崎 伸也 君
委員	藤井 次男 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長	木本 博明 君
総務部次長	山田 忍 君
財政課長	岩本 博文 君
市民税課長	中村 伸也 君
市民課長	山中 美紀代 君
人財育成課長	中 勇二 君
資産税課長	畑中 房一 君
市民協働部長	坂本 正治 君
市民協働部次長	脇坂 裕 君
防災安全課長	東坂 宰 君

市民活動支援課長兼 消費生活センター所長	辻 本 士 誠 君
人権政策課長兼 人権啓発センター所長	水 本 和 博 君
泉支所総務振興課長	橋 本 和 郎 君
いきいきスポーツ課長	有 馬 健 一 君
企画戦略部長	永 原 辰 秋 君
企画政策課長	丸 山 智 子 君
秘書課長	桑 原 真 澄 君
情報政策課長	秋 田 壮 男 君
広報広聴課長	上 田 真 二 君
建設部	
建築住宅課副主幹兼 住宅係長	西 田 裕 一 君
部局外	
議会事務局長	田 上 高 広 君
議会事務局 首席審議員兼次長	桑 崎 雅 介 君

○記録担当書記 竹 岡 雅 治 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(亀田英雄君) それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第9号(関係分)

○委員長(亀田英雄君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から、歳入等及び歳出の第2款・総務費、第12款・諸支出金について説明願います。

○総務部長(木本博明君) はい、委員長。

○委員長(亀田英雄君) はい、木本総務部長。

○総務部長(木本博明君) はい。おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) よろしく願います。

総務委員会に付託されました議案第1号の平成24年度一般会計補正予算、それから、議案第56号の24年度一般会計補正予算、それから、議案第5号の平成25年度の一般会計予算、それから、議案第58号の平成25年度の一般会計・第1号の補正予算でございまして、順番といたしましては、平成24年度の9号補正、すなわち通常の3月補正、それから10号補正経済対策分、それから平成25年度の当初予算、そして、平成25年度の1号補正予算の順で説明をさせていただきます。

各議案での全体の歳入と歳出での総務費関係分を山田総務部次長と協坂市民協働部次長が行います。それからまた、歳出の議会費関係分を桑崎議会事務局次長、それから消防費、教育費の市民協働部関係分を協坂市民協働部次長が説明いたします。

その他、議案第13号の平成25年度ケーブルテレビ事業特別会計当初予算ほか、議案第19号以降の事件議案、それから条例議案につきましては、それぞれの担当課長が説明いたします。

長時間に及ぶと思います。お疲れのことと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(亀田英雄君) よろしく願います。

はい、山田総務部次長。

○総務部次長(山田 忍君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 総務部次長の山田でございます。よろしくお願いします。それでは、座らせていただきまして説明いたします。

それでは、こちら別冊となっております議案

第1号・平成24年度八代市一般会計補正予算
・第9号をお願いいたします。

総務委員会付託分について御説明いたします。

まず1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ14億8850万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ551億7060万円といたしております。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4、5ページの表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いします。

第2表・繰越明許費では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越限度額の設定を行っております。

まず、款2・総務費、項1・総務管理費の庁舎施設整備事業は4561万2000円で、本庁舎冷房設備改修工事において、部品調達に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難となったためでございます。

次に、款の3・民生費、項1・社会福祉費でございます。介護基盤緊急整備特別対策事業は2億3200万円で、地域密着型介護老人福祉施設の建設において、工事進捗に不測の日数を要したことから年度内の工事完了が困難となったためでございます。次の、施設開設準備経費助成特別対策事業は3480万円で、先ほど説明しました介護基盤緊急整備特別対策事業が繰り越すことになり、年度内の開設が困難となったためでございます。

款の3・民生費、項2・児童福祉費の私立保育所施設整備事業は8795万5000円で、私立みずほ保育園の改築の工事進捗に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難となったためでございます。

款4・衛生費、項2・生活環境費の環境セン

ター建設事業費は、環境影響評価業務において、事務手続に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったためでございます。

款5・農林水産業費、項1・農業費の農業体質強化基盤整備促進事業は、事業要望取りまとめ及び計画策定に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったものや、国の経済危機対応・地域活性化予備費の事業を今回補正することから、年度内の完了が困難なためなどでございます。

款7・土木費、項2・道路橋梁費でございます。市内一円道路改良事業は、瀬戸石鎌瀬線で国との協議、調整に不測の日数を要したことや、竜西幹1号線、北吉扇ノ江線で国の追加内示が遅くなったことから、年度内の完了が困難となったためでございます。橋梁長寿命化修繕事業は、板の平橋・中谷川口橋補修工事において、地元との協議に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったためでございます。市内一円橋梁改修事業は、竹原町で国との協議に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったためでございます。

次です。項5・都市計画費でございます。南部幹線道路整備事業は、国との協定に減額が生じたため、その事務手続に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったためでございます。西片西宮線道路整備事業は、代替地の取得に不測の日数を要したことなどから、年度内の工事完了が困難となったためでございます。また、八千把地区土地区画整理事業は、地権者の移転先調整に不測の日数を要したことなどから、年度内の工事完了が困難となったためでございます。

項6・住宅費の公営住宅ストック総合改善事業は、住生活基本計画策定において、上位計画である県の住生活基本計画の策定が大幅におくれたことから、年度内の完了が困難となったた

めでございます。

款 9・教育費、項 4・特別支援学校費の特別支援学校校舎改築事業は、用地取得に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難となったためでございます。

次に、5 ページをお願いします。

款 10・災害復旧費、項 1・農林水産業施設災害復旧費でございます。農業施設災害復旧事業は、地権者との協議に不測の日数を要したことなどから、年度内の工事完了が困難となったためでございます。また、林道施設災害復旧事業は、被害額が大きく、工事進捗に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難となったためなどでございます。

項 2・公共土木施設災害復旧費でございます。道路橋梁施設災害復旧事業は、地元や県との調整に不測の日数を要したことから、年度内の工事完了が困難となったためなどでございます。また、河川施設災害復旧事業は、地権者との協議に不測の日数を要し、年度内の工事完了が困難となったためでございます。

次に、第 3 表・地方債補正でございますが、詳しい内容は、12 ページの歳入、款 21・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

9 ページをお願いします。

まず、款 12・分担金及び負担金、項 2・負担金、目 2・民生費負担金、節 2・児童福祉負担金で 302 万 6000 円を計上しております。これは、入所園児数の増加に伴う私立保育所保育料の増加でございます。

次に、款 14・国庫支出金、項 1・国庫負担金、目 1・民生費国庫負担金、節 1・社会福祉費負担金で 6978 万 7000 円を計上しております。障害者自立支援給付費負担金、障がい児通所支援事業負担金、厚生医療費負担金い

れも利用の増加によるものでございます。節 2・児童福祉費負担金で 2106 万 9000 円を計上しておりますが、入所園児数の増加に伴う保育所運営費負担金の増加でございます。

次に、款 14・国庫支出金、項 2・国庫補助金、目 4・農林水産業費国庫補助金、節 2・農業費補助金で 2787 万 5000 円を計上しております。国の予備費対応経済対策に伴うもので、市が排水路改修を行うものに対するものや、八の字土地改良区及び水島土地改良区が行います暗渠排水路整備に対する補助である農業体質強化基盤整備促進事業費補助金でございます。

次に、10 ページになりますが、款 15・県支出金、項 1・県負担金、目 1・民生費県負担金、節 1・社会福祉費負担金で 3489 万 3000 円を計上しておりますが、障害者自立支援給付費負担金、障がい児通所支援事業負担金、更生医療費負担金いずれも利用の増加によるものでございます。また、節 2・児童福祉費負担金では 1053 万 4000 円を計上しておりますが、入所園児数の増加に伴う保育所運営費負担金の増加でございます。

次に、款 15・県支出金、項 2・県補助金、目 1・総務費県補助金、節 1・総務管理費補助金で 1326 万 9000 円を計上しておりますが、地方バス運行等特別対策補助金でございます。

次の、同項、目 3・衛生費県補助金、節 1・保健衛生費補助金で 421 万 8000 円を計上しております。昨年 10 月からの窓口無料化の実施による利用増に伴う乳幼児医療費助成事業費補助金の増加でございます。

11 ページをお願いします。

款 17、項 1・寄附金、目 1・総務費寄附金、節 1・総務管理費寄附金で 310 万円を計上しておりますが、ふるさと元気づくり応援寄附金で多額の寄附があったため補正するもので

ございます。

次の、同項、目3・教育費寄附金、節1・社会教育費寄附金で130万円を計上しております。やつしろ文化振興基金は、平成23年7月の本市とイオン九州株式会社等との協定書に基づき、八代がめさんWAONカードを利用して支払われた金額の0.1%が市に寄附されるものでございまして、利用の伸びで今回補正するものでございます。

款19、項1、目1、節1・繰越金の3億7124万5000円は、今回の補正予算の一般財源でございます。

款20・諸収入、項4、目5、節9・雑入で8億8008万4000円を計上いたしておりますが、本年3月末に八代広域行政事務組合の八代ふるさと市町村圏基金が廃止されることに伴い、同基金への出資金等が返還されるものでございます。

12ページをお願いします。

款の21、項1・市債、目3・農林水産業債、節1・農業債で4810万円を計上いたしております。いずれも、国の予備費対応の経済対策に伴うものでございます。

鏡町塩浜地区の県営経営体育成基盤整備事業負担金の100%で1000万円、竜西地区の県営地域水田農業支援排水対策特別事業負担金の100%などで770万円、金剛地区などの県営海岸保全事業負担金の100%などで730万円、また、日奈久新開地区などの農業体質強化基盤整備促進事業では、対象事業費から国庫支出金を除いた額の100%の2310万円でございます。

以上、平成24年度一般会計補正予算・第9号の歳入の説明といたします。

それでは、引き続き、歳出を説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款の2・総務費、項1・総務管理費でござい

ます。目1・一般管理費では1億5840万7000円を計上しておりますが、退職者8人の増加による退職手当不足分でございます。

目5・企画費では201万4000円を計上しておりますが、肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるため、鉄道基盤の設備維持に係る費用を補助する肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金でございます。

目7・交通防犯対策費では1億5299万9000円を計上しております。地方バス運行等特別対策費補助金で、産交バス19系統、麻生交通1系統分にそれぞれ補助します。これは、平成23年10月から平成24年9月までの1年間の決算がまとまりましたことから、補正するものでございます。

目10・諸費では2277万2000円を計上しておりますが、生活保護費国庫負担金などの国県支出金返還金で、過年度に交付されました国県支出金の精算に伴い、超過交付分を返還するものでございます。

次に、15ページをお願いします。

款12・諸支出金、項1・基金費、目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費では310万円を計上しておりますが、今般、多額の寄附があったことにより、追加の積み立てを行うためでございます。

以上、平成24年度一般会計補正予算・第9号の歳出のうち、総務費、諸支出金の説明といたします。

○委員長（亀田英雄君） それでは、引き続き、市民協働部から歳出の第9款・教育費について説明願います。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、脇坂市民協働部次長。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と

呼ぶ者あり)

市民協働部の協坂でございます。よろしくお願いいいたします。座りまして、説明をさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○市民協働部次長（協坂 裕君） それでは、議案第1号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第9号のうち、市民協働部関係分につきまして御説明いたします。

補正予算書15ページをお願いいたします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目6・文化財保護費、節25・積立金で130万円を計上いたしております。補正後の金額は1億3180万8000円でございます。

財源内訳のその他は寄附金によるもので、全額、やつしろ文化振興基金へ積み立てるものでございます。

歳入の説明でありましたとおり、この積立金は、平成23年7月に八代市とイオン九州株式会社及びマックスバリュ九州株式会社との地域振興に関する協定書に基づきまして、八代がめさんWAONカードを利用して買い物をされた金額の0.1%を本市へ寄附をされるというものでございまして、これを財源といたしまして、やつしろ文化振興基金へ積み立てを行うものでございます。

当初予算の見込みより、カード利用がさらに伸びておりまして、寄附金が増加することに伴いまして、今回、積立金の補正をお願いするものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

ありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっと、今、1つよかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。11ページのですね、歳入、寄附金等がありますよね。ちょっと、私お聞きしたいんですけど、寄附金等がいただいた場合、例えば表彰規定とかなんとかはあるとですかね。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

（委員鈴木田幸一君「感謝状とかですね」と呼ぶ）

○総務部次長（山田 忍君） はい、ございます。まず、それぞれの、一番ですね、上のほうのふるさと元気づくり応援寄附金につきましては、金額に応じましてですね、市外の方については八代の特産品、そういったのを送っております。それとか、感謝状、お礼状ですね、そういったものを発送しております。はい。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） この場合の寄附金で言ったら、ふるさと元気づくり応援基金にしてくださいというふうにやられるわけですか。それとも、とにかく寄附しますから、市のほうで何か使ってくださいということではおられるんですかね。

○委員長（亀田英雄君） 詳細について。

はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。この元気づくり応援寄附金につきましては、それぞれ使途の目的がございますので、お申し込みいただくときに、何の寄附金ということで申し込みをとる場合とですね、中には、市のほうに相談があった時点で、こちらの寄附金になるとかいうこと、そういったことも中にはございます。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） いろいろ財源的に不足、不足と言いながらも、こういった一般の方々のありがたい寄附がいただけることである

ならば、それはそれなりに、大きく一般に公表しながら、そしてその寄附しやすい状態とかな、つくっていくならば、もっともったこういった関係の金額というのがふえるんじゃないかというふうに思うし、まあ、このことを当てにして財源を確保するというじゃないんですけれども、やっぱりそれはそれなりに、いい方法での広報をして、感謝の意を相手に伝える、あるいは一般に広報するという方法も、これから先必要じゃないかなと思いましたもんだから、今、質問したわけなんですよ。

だから、本当にありがたいことでありますし、私たちなんかは、こういった寄附いただきましたちゅうのは、こういった書面でしかなかなか見ることができずに、一般の方々でも、恐らくどんな方がどのような寄附したかっていうのは、なかなか情報として得ることができないんじゃないかなと思いましたもんだから、今後、この辺のとこの整備とかしていくならば、もっといいのかなと思いました。

以上です。

○財政課長（岩本博文君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、岩本課長。

○財政課長（岩本博文君） はい。おはようございます。財政課の岩本です。

今、議員お尋ねの部分の寄附金につきまして、は、ふるさと納税制度の一環でございまして、この分で全国から八代市に寄附をされて、その分がある一定額超えると、寄附控除という制度もございまして、で、寄附された方につきましては、年に1回、広報紙でその氏名を、当然御本人さんの了解を得て、氏名公表オーケーとか金額公表オーケーというような了解を得た方々につきましては公表しているところでございます。

今回のこのような制度につきましては、今、東京とか大阪とかいろんなところに職員派遣しておりますけれども、そのような職員に対しま

しても、ふるさと納税制度の広報活動をしてやるようにということで、いろんな県人会とかあれば、そういうチラシ、パンフレットを配るような広報宣伝活動も行っております。

○委員（鈴木田幸一君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（亀田英雄君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎議員。

○委員（野崎伸也君） 関連で。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○委員（野崎伸也君） 済いません。今、御説明いただいたですけれども、公表の関係についてですね。ちょっと最近あんまり見らぬだったんですけれども、たしかインターネットとかでも何か公表されてる部分ですよね、あるかというふうに思ったですけれども。

ただなんか、更新されてないかなっていうのはちょっと思ったですよね。21——22年からだったですかね。これやってたのは。21年か、22年かのやつはちょっと何か載せてあって、今の、全体で寄附していただいているのはこんだけの金額ありますよとかっていう、あと名前とかも公表してあったですけれども、それが最近ちょっと更新されてないのかなっていうのをちょっと感じたところがありました。

あと、たしか寄附するメニューが5つぐらい八代はあったかなと。で、最終的にその他っていう部分もあったかと思うとですけれども、金額の内訳見てみると、その他っていう欄が一番多いんですよね、たしか金額的に。で、ある意味、何だろう、何ていうのかな、その寄附した人たちっていうのがこれにしたいっていうようなメニューっていうのが多分ないのかなと。だけんが、その他が多くなってしまうのかなというふうな感じをですね、受けたところなんです。よければそういったところをもう少し精査

する必要があるんじゃないかな。もう何年も続けてきた事業なんで、そういった项目的なところも精査する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

あと、寄附された方っていうのが、思いのですね、どういったものに本当に使われたのかというようなところも多分知りたいんじゃないかなというふうに思うんですよ。だけんが、今年度はこうやっていただいたものについては、こういうふうなものに使わせていただきました。例えば、1つの項目、5つ項目がですね、あって、例えば教育とかの関係について寄附した人については、教育的なものではこういった部分に使わせていただきましたよというような部分もですね、ちゃんと返すような広報活動もですね、していただきたいなというふうに思いますけども、そういったとこ、ちょっとどうですか。

○財政課長（岩本博文君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、岩本課長。

○財政課長（岩本博文君） はい、その辺は情報公開部分が少ないところもあったかと思います。やはり、どういう部分に使われたかというようなことにつきましては、今後予算化した分をどんどんやったり、こういう予算に使いましたというようなところは積極的に広報していかないと、本当に寄附された方がどういう形で使われているのかというところも御心配なさるでしょうから、その辺は公にして、ちゃんと使われているんだというような方針をとっていきたいと思います。

それと、5項目ぐらいでの、子供の未来とか環境とか防災、安全とか、そういう中で使い方なんですけれども、そういう大きなくりの中で、もうちょっと具体的にこういうものという例示的なものをですね、出せばちょっといいかなという。ただその大きなところは、条例で、基金条例で設定されておりますので、そ

れはちょっと動かしがたいところですけども、それを、その細かいところは、こういうところには派生していきますよというようなところの説明とか、今後、ちょっとネットとかでも、ちょっと具体的な説明方法をお示ししていければというふうには思います。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎議員。

○委員（野崎伸也君） はい、よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） ほかに。関連ですか。（委員太江田茂君「いえ、違います」と呼ぶ）

○委員（成松由紀夫君） なら、関連をちょっと先に。済いません、済いません。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 今、鈴木田委員からも野崎委員からもあったんですけど、今、課長の答弁の中で、ふるさと納税云々のくだりがあったんですが、松中選手がふるさと納税あたりは結構多額にされとるように聞いておりますけれども、記念館の問題も含めて、あ、ミュージアムですね、ミュージアムの問題も含めて、マスメディアに報道されるときは、まあ年間にこれだけ市のいろいろな金が行われとってっていうようなことでですね、やっぱりお身内の方とかも非常に心苦しい思いをされとるような部分もあります。

ただ、ふるさと納税を松中選手がやってるといこと自体が、余り周りに知られていなくてですね、やっぱり御本人も、そういったふるさとに思いがあって、納税もされとるというような部分もありますので、まあ、プロ野球選手だからこうだということで、余りオーバーな周知はいらんとは思いますが、最低限の、先ほど野崎委員から出たように、寄附された方々に対して、こういうこととか、ふるさと納税の分はこういうふうに使われておるとか、そう

いったところの何か周知方法なり何なりは、どこまで可能なもんなんでしょうかね、今。

○委員長（亀田英雄君） はい、岩本課長。
（委員成松由紀夫君「答えられる範囲でようございます」と呼ぶ）

○財政課長（岩本博文君） 高額の寄附者の方につきましては、その日に記者クラブとかに投げ込みをいたしまして、で、記者の取材オーケーというようなところも準備いたしております。それで、公開につきましては、あくまでも御本人さんの御意向なものですから、名前だけとか金額までとか、そういうところでの確認をとったところで今、公にしているというような状況です。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。そういった個別案件で、いろいろそれぞれ事情が違うと思いますけれども、松中選手についても、ある程度ふるさと納税なんかしっかりされているというようなことでもですね、少し市民に周知しないと、何かまあ私が見るところ、マイナス的な要素だけがマスメディアが大きくなって、何か市民の税金でも食い潰しているんじゃないかっていうようなイメージが横行しているような部分でですね、せっかくこう、八代市に思いを持って納税されとる方々の、まあそういう思いもマスコミというか、記者クラブのほうともうまく話されて、少しそちらのほうの報道もされて、少しこういい周知の仕方、オーバーにじゃなくてですね、バランスのいい、そういった周知ができるようによろしくお願いします。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 意見ですね。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい。質疑をお願いします。

はい、太江田委員。

○委員（太江田茂君） はい。私は昨年度も申し上げたんですが、先ほどからずっと山田次長の話を聞いてくなら、繰越明許が大分多いようですが、どうしてこぎゃんなったのですかね。私は去年も、繰越明許をするのはだめだというようなことを言ったはずですが、しかし、ことしはどうも、相手のあることだけ、なかなか難しい面もあると思いますが、繰越明許で総額の何億ぐらいなんですかね。

○委員長（亀田英雄君） 答えられますか。
岩本課長。

○財政課長（岩本博文君） 集計しますので、しばらくお待ちください。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。繰り越しでは、13億3000万ぐらいでしょうか。

○委員長（亀田英雄君） はい。13億3000万繰り越すということですね。

○総務部次長（山田 忍君） はい。（「約ですが」と呼ぶ者あり）約です。

○委員長（亀田英雄君） というのですが、太江田委員。

○委員（太江田茂君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○委員（太江田茂君） 昨年はたしか3億7000万ぐらいやったかと私はおぼろげながらの記憶ではございますけれども、あるんですが、まだそれから、また十何億もまで残したちゅうことは、八代市はよほど金持とつとつじやなつかないようなことが感じられるわけですよ。それで、予算組むときに、まあちつと、是が非でも組まにゃん予算と、組まぬでもよか予算と、いろいろあるんじゃないかと思うとですよ。

で、私は思うに、市の行政のあり方とかいろんな面で、そういう予算、至らぬ、でたらめな

予算ちゅうなら怒られるかもしれぬばってんが、予算編成の中で、もう少し、真剣に取り組まぬと。ただ、予算組めて言わしたけん私たちは組んだというようなことじゃなくてですね、ここの部分は必要であるんだと、この金は必要であるんだというようなことで予算組んであるんじゃないかなと思うわけですよ。

そこら付近をもちっとこう精査した上で、十何億もまたことしも残ったて、そういう話はないでしょうと思うとですよ。そこら付近を去年も私は言うたはずですよ、ことしもまた積み残したて。そりゃ、おかしかと思うとですよ。

○委員長（亀田英雄君） 執行部、どなたか答えられますか。

山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） なかなかお答えにくいところでありますのは事実です。

それぞれの事業する課においてもですね、それぞれの職員、職員は目一杯ですね、精一杯頑張ってやってはおるんですが、何せその、我々できるところ、相手方の同意を得なければできないところ、そういうのがありましてですね、やはり相手方の同意とか、いろんな調整とかそういうので、やむなくこの金額をですね、繰り越しのほうをお願いしてるという状況です。

御理解いただけたと思いますけども。

○委員（太江田茂君） はい。ええと。

○委員長（亀田英雄君） はい、太江田委員。

○委員（太江田茂君） 例えばの話ですが、私のところは鏡町に住んどつとですが、有佐の小路橋ちゅうところは、これは段取りしぎやうったって、もうこういう格好で出ましたよという予算は、去年、おとしもろうたわけ。ところが、ことしになっても何も手つけてないと。そんなら、そういう予算はどうするのかというようなことですよ。せっかく予算組んどつて、もう2年、3年前から言うとなつとに、ことしもま

だ、今、設計の段階だと、何とかと。変な話なあと言いうことになつとですよ。

ほんで私が考えるところ、せっかく予算組んでやつとならば、そりゃ5円組んであろうが、10円組んであろうが、それだけ分の仕事はしていくのが当たり前じゃないか。仕事しないのは当たり前じゃないんだから。予算組んで、やりますよと言うたならば、予算なりの仕事をそれなりにやるのが本当だと私は思いますばってん、どやندですか、皆さん、御意見は。

○委員長（亀田英雄君） 重ねて、なら、山田次長言われますか。

はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。もう先ほどお答えしたとおりでございましてですね、全職員一丸となってですね、やっていくしかないと。もうそういう……少しでもですね、職員のほうも少しでも早く仕事をですね、進めて、市民の方が使えるような状況にしたいと思いは、みんな職員一緒ですので、そういった思いでですね、一刻も早く事業が完了するように、努力していきたいというふうに思っております。

○委員長（亀田英雄君） 木本部長、お願いしときます。そのような方向でお願いしときます。

ほかに質疑はございませんか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。今回ですね、10ページに県の支出金ということで、1326万9000円が地方バスの運行補助金って形で出ています。それから、13ページには、地方バスの運行対策特別対策補助金ということで、ここには1億5299万9000円と一応提案されておりますけれども、この間ですね、バス問題では、かなり住民から声が出ておりました。で、12月の議会報告会を8名の議員でやったときに、旭中央通のバスが通るようにな

ったと、それから君ヶ渚高田線ですね、ここも午前中、改善されたと。非常に住民の方、若干のことだけでも喜んでおられるという、そして、ぜひね、自分の喜びの声も伝えていただきたい。高田君ヶ渚線については、午後もね、何とか実現させていただけないかという声もあわせて聞いております。非常に喜ばれてるということで、担当課では努力をされたんじゃないかというふうに思っておりますので、喜びの答えを届けると同時に、それから1億5000云々ですね。これは先ほど、観光バスと麻生バスにということですけど、それぞれの額わかりますか。

それともう1つは、タクシー会社には、今回はなかったんでしょうかという2点について伺います。

○委員長（亀田英雄君） はい、2点についてです。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、丸山課長。

それぞれの分と、タクシー会社の分についてちゅうことですね。

○企画政策課長（丸山智子君） 企画政策課、丸山です。よろしくお願いいたします。

今回、総額1億5299万9000円のうち、济いません、麻生交通分が45万7000円でございますので、济いません、残りの分が産交バスということになります。

以上です。（委員笹本サエ子君「もう1つ、タクシー会社」と呼ぶ）

あ、失礼いたしました。タクシー会社の分、乗り合いタクシーということで行っておりますが、その分は毎年度、当初予算のほうで計上しておりますので、補正としては上がってまいりません。（委員笹本サエ子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。济いません、さ

っきの繰越明許のところでちょっと関連で言いたかったんですけど。

先ほど13億っていう総額ですね、お話ししていただきまして、毎年ですね、言われるんですよ。本当に。もうわかっておられると思うんですけども、何で言われるかっていうのは、この積み残した分が次の年にですね、またやっていかぬばんということで、どんどんどんどん仕事が進んでいかぬどってという話で、やっぱ言われると思うんですよ。そればやっぱ年度内には終わらしてしまっ、その次はまた新しかんのできどもんっていう話ば、やっぱ言おうごたもんですけんが、言わすもんですけん、いろんな事情があつてですね、なつてるといのはわかっつとつてですけども。

ただですね、個別に言ったら何かあれなんです、庁舎の整備の関係ですよ。海外からの部品調達がちょっとできなかったよつていう話なんですけど、実際、見積りちゅうか、そういつたと段階とつた時点でですね、もうあらたかわかつてると思うんですよ、入ってくる、入つてこないつていうのも。多分、ある程度のところの商社だったり、メーカーだったりとかいうのも間に入れながらやつてると思うんで。そういつたところから大丈夫ですよつていうようなオーケーのあれが来て、事業つていうのも進めていくかというふう思うとですけども、そういつた部分について、入らぬだつたけんがつていう話はですね、ちょっと、もう少しやっぱその業者さんだったり、中間におられるところに対しても、やっぱ厳しく言つておられるとは思ひますけれどもですね、そういつたことを含めてですね。

これ、庁舎の設備、クーラーですよ、多分これ。こういつた関係で、これ、いつ完成するのか、ちょっとわかんないんですけども、間に合うのかどうかなつて思うんですよ、やっぱまた、ことしの夏にですね。いろんなところで

御迷惑かける部分あると思うんですよ。そういった部分含めてですね、もう少し、きちんとした対応をですね、していただきたいというふうに思います。

あと、私立保育所の関係なんですけど、これも延びた関係によって、園児がですね、迷惑かぶるというような部分もあるんじゃないかなというふうに思いますんで、そこら辺のところどうですか。私立保育所の関係については、開所がまた延びていくって話になっと思うんですけど、どやندしょね。

○委員長（亀田英雄君） いいですか、山田次長で。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 済みません。私立の民間の保育所ということで、改築ということで、現在運営しながらということになるんで、そういった面での改築中の園児のですね、迷惑というのはあるでしょうけれども、それなりの園の運営はできているのかなというふうには理解しております。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

本当に待っておられる方々、たくさんおられると思いますんで、やっぱり年度内にですね、予算上げて事業しますよとなったときには、もうきちっと進めるようにぜひしていただきたいというふうに思います。

あと1つちょっと聞きたいんですが。済みません、ちょっと繰り越しで聞きたかったんですが……ちょっとバスの関係で、別に言ってよかですか。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ、よかですよ。

○委員（野崎伸也君） 今、バスのやつもあつたんで。バスの補助金関係ですよ。国県のやつありますよという、年々減らされていつ

ますっていう話だったですけども、済みません、どんぐらい減ったですかね。県、ことは。

○委員長（亀田英雄君） わかりますか。

はい、丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君） 県の補助金につきましては、昨年度が2019万円5000円で、今年度が補正で計上いたしております、1326万9000円でしたので、大体約700万程度減ったということになります。

ただ、こちらに関しましては、県の補助金が、前年度の各市町村のバス事業者への赤字補填等の実績に応じて配分という形になってるものですから、昨年度八代市がバス再編によりまして大幅に補助金額を減らしたということに伴うものでございます。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。

去年もですね、同じような質問させていただきましたまして、意見も述べたんですけども、何となく納得いかぬていうかですよ。県のほうの方針として減らしていきたいというのが、多分あられるんだろうと思いますし、その上のまた国のほうのですね、ほうも、そういったところを切っていきたいというような思いもあるのかなというふうには思うんですよ。

で、これは多分、どんどんどんどんまた減らされていく、八代市がどんどんどんどん頑張つて、そういった路線の、バス路線の再編だったり、いろんな策を講じて補助金を減らしていったというようなときになれば、どんどんまた下がっていくということで、非常に悩ましいところがあるというふうに思うんですけども。

これ自体ですよ、今、産交バスさんだったり、麻生バスさん、2つの会社さんをお願いをされてるというようなところありますけれども、仮にですよ、ほかのところをお願いしていくというようなことはできないんですかね。ほ

かの民間さんをお願いしたりというようなことができるのか、可能なのかどうなのか。

○委員長（亀田英雄君） はい、丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君） バス路線の再編につきましては、どこの自治体も共通の課題ということで取り組まれておりまして、その中で、バス路線そのものを全部廃止して乗り合いタクシーに切りかえたりとか、あるいはコミュニティバスということでですね、自治体なり事業者なりがですね、独自に運行させるようなバスの方式を導入させておられるところも多数ございます。今、どちらかといえば、そちらの方向でのバスの再編といった公共交通の確保といったものが主流になってきておりますので、八代市においても、おとしバス再編ということで行いましたけれども、また今後ですね、さらに今の状況の調査を踏まえた上ですね、そういった新たな手法も含めたところでのですね、また地域公共交通のあり方っていうものは、取り入れていく必要があると思っております。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。ありがとうございました。

確かにですね、今おっしゃたように、他市の状況、よそのですね、自治体の状況見れば、そういったふうにシフトされているところもあるようです。

ただ、八代市においてはですね、かなり当初からだと思うんですけども、2社さんのほうにですね、お願いしながらやってきたっていう経緯もあろうかと思えますので、そちらのほうとの兼ね合いと。会社っていうようなこともありますしですね、そういったことも考えながらですね、雇用の確保というような観点のほうも考えながら、そういった方向にシフトできる部分があればですね、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

で、あと国や県に対してもですね、去年も言

いましたけれども、ちょっとその制度に対してですね、やはり私はおかしいと思うんですよ、やっぱり。市が頑張って頑張って赤字補填を減らしていく、それにつれて今度は、国、県の補助も減っていくというのは、ちょっと制度的には私はどうかなというふうに思いますので、そういったところを八代だけと、一自治体ということじゃなくてですね、多分、どこのところもですね、中山間地とか持っておられるところというのは非常に困ってられると思うんですよ。そういったこと連携しながらですね、やっぱり県、国に対してもやっぱ、何とか意見、物申していただきたいなというふうに思いますので、そういったとこ、よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） 答え要りませんか。

野崎委員、答え要りませんか。

○委員（野崎伸也君） あ、よろしいですよ。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。先ほどからの繰越明許費のことですけど、私が住んでる井上町の第一踏切の移転のことですけど、本来ならことしの3月には完了ということで、住民の皆さんもととても期待してたんですね。ところがそれがまだ実現できてないと。その理由は、ちょっと待てば国の補助金が得られるということで、少し延期をしておりますと。だけど、それが確実に使えるということが決まりましたので、いよいよ始めますというお返事いただいたんですね。

だから、確かに繰越明許費の中には、いろんなことがあって事業ができなかったということもありましようけれども、第一踏切の移転の問題は、そういうことで今年度にね、3月までできなかつたんだというお話を聞きましたので、問われる住民の方には、そのようなことを届けといたんですけど、そういうこともあるんじゃないかな。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 済いません。そこまでですね、承知をしております、済いません。（「事業課に聞いたら」と呼ぶ者あり）個々の案件では、私どもそこまで承知してないところもございますんですね。

○委員（笹本サエ子君） いいです、いいです。ただ、そういうこともあるのかなと私思ったものですからね。そういうふうに聞いておりますから。だから、繰越明許になった、事業ができなかったという理由には、そういう対応もあるということじゃないのかなと私推測するわけですが。

○委員長（亀田英雄君） 済いません、なら事業課に。ようございますか、笹本委員。

ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、繰越明許の関係で聞きます。ことし、この関係でいけば13億というような話、次年度に持ち越すという話なんですけれども、ほかにも補正で結構ですね、いろんな事業が乗っかってきてるっていうのがありまして、1つ心配するのがですね、八代の業者さんだけで事足るのかなというところが心配するわけなんです。実際、多分かなりの量になってますんで、本当にさばき切れるのかっていうのも心配なんです、そこら辺のところどうですかね、大丈夫なんですかね。

で、やっぱり極力ですね、いろんな事業についてやっぱ、地域の活性化のためのいろんな補正だと思うんで、経済対策だと思うんで、やっぱり八代市内の業者さん、極力使っていただきたいともちろん思ってますんで、そういったところ、どうでしょう。今の時点で、何かちょっとあっぶあっぶしてるんですよというような話もあるのかどうか。まだキャパシティ残ってるのか、業者さんが。把握されてるところありますか。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 工事の入札……指名のですね、業者につきましては、市内にかなりな業者数ございましてですね、金額のランクもそれぞれ受注できるランクがあるんですが、まあ、業者の数からすればですね、昨今の、以前の公共事業費の多い時代に比べて今は少なくなっているというのが現状ですから、そういった業者さんのですね、許容量はあるというふうな理解をしております。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（成松由紀夫君） はい、意見お願いします。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。11ページの雑入のふるさと市町村圏基金の返還金の件ですけども、これ、木本部長にお願いといいますか、（総務部長木本博明君「はい」と呼ぶ）御意見ですが、この8億8000万ですね、広域行政事務組合で頑張ってきた基金の果実を運用してですね、いろいろな事業をやってきました、今度取り崩してこっちに、まちづくり交流基金のほうに行くんですかね。そういう流れになると思うんですけども、そもそもこのふるさと市町村圏基金の趣旨的なものは、多極分散型国土の形成を促進するため、広域市町村圏について、総合的、重点的な地域振興整備を促進するということで、平成元年、平成2年ですね、8市町村と県、それぞれお金が出とうわけですよ。鏡町でいうたら2年間で1億2000、1億270万、千丁5300万、坂本60

〇〇万、東陽３６００万、泉３７００万、まあ、八代市は４億９０００万。大まかにですけれど。まあ、そういった部分でそれぞれのやっぱ市町村が思えば、その当時思いがあって出しとられる。そして、県が１億出して１０億ということで、しかも今回、県の１億円を県に返さなければいけない等々の話が全員協議会の中でも、いろいろと広域議会の中でですね、いろいろけんけんがくがく議論が出ました。またその、そういう意見も含めて県のほうに働きかけをして、八代選出の県議会の皆さん頑張られた経緯もありまして、１億がまた八代と氷川にそれぞれ返ってくるということでの、この８億８０００万なんですよ。

で、それをこの間の議案説明会の中で、どっかの担当部長さんが、５０００万円を１６年間で使ってしまうというような方向性で考えておりますという答弁をされました。担当部長が。そういう、こう、何ちゅうんですかね、安易な、まあ、いいんですよ。例えば、広域が持ったスリーデーマーチとか、キッズサッカーはどういう方向性に進んでいくのかちゅうのは、これは市の担当課の考え方になると思いますが、そこの部分については結構なんですけれども、観光振興的なものをですね、地域振興の何か中心に持っていくようなニュアンスで答弁された中で、５０００万を１６年間で使い切るというようなニュアンスの答弁がありましたですよ、部長。ですから、そういうことではなくて、やっぱりこの８億８０００万は、８市町村の思いがそれぞれあって当時出資されとる、それと県もいろんな期待を込めて八代にいただいたお金ですから、そこら辺の財政シミュレーション的なことは、また総務部のほうでしっかり精査されて使われるように、よろしく願いいたします。期待を込めておりますので。

はい、以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにはあり

ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい、なければこれより採決いたします。

議案第１号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第９号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第５６号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第１０号（関係分）

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第５６号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第１０号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から、歳入等及び歳出の第２款・総務費について説明願います。

○総務部次長（山田 忍君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。それでは、引き続き、座って説明いたします。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○総務部次長（山田 忍君） それでは、別冊となっております議案第５６号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第１０号をお願いします。総務委員会付託分について御説明いたします。

まず、１ページをお願いします。

今回の補正は、国の大型補正予算の成立に伴うものなどでございます。

まず、第１条、歳入歳出予算の補正でございしますが、歳入歳出それぞれ３２億１８４０万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ５

８３億８９００万円といたしております。

次に、第２条で繰越明許費の補正を、第３条で債務負担行為の補正を、第４条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、４、５、６ページの表で説明いたします。

それでは、４ページをお願いいたします。

第２表・繰越明許費補正では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越限度額の設定を行っております。

まず、１の追加でございます。いずれも今回の補正予算に伴い、今から着手するもので、年度内の完了ができませんので、所要の設定を行うものでございます。

また、５ページの２、変更でございます。

いずれも同様の理由で、年度内の完了ができませんので、現在の繰越限度額の設定額に追加を行うものでございます。

次に、第３表・債務負担行為補正でございます。

八代養護学校特別支援学校校舎改築事業で、期間を平成２５年度から２６年度まで、限度額を７億５７４０万９０００円に設定しています。

次に、６ページの第４表・地方債補正でございますが、詳しい内容は、１１ページからの歳入、款２１・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

１０ページをお願いいたします。

まず、款１０、項１、目１、節１・地方交付税で４８６１万９０００円を計上していますが、これが今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１４・国庫支出金、項２・国庫補助金、目４・農林水産業費国庫補助金、節３・水産業費補助金で３３４４万円を計上しておりますが、鏡町漁協が行いますカキの養殖・販売関

係の費用の補助に対する地域経済循環創造事業交付金でございます。

同項、目６・土木費国庫補助金、節１・道路橋梁費補助金６１６５万５０００円は、道路の補修及び路面等の点検・調査に対する市内一円道路維持事業分でございます。また、節３・都市計画費補助金４１４３万５０００円は、南部幹線及び西片西宮線道路整備事業の追加分と、公園の遊具更新等を実施する都市公園安全・安心対策緊急支援事業の追加分などでございます。また、節４・住宅費補助金２５０万５０００円は、市立病院などの公共施設耐震診断事業補助金でございます。

次に、同項、目７・教育費国庫補助金、節１・小学校費補助金で３５０７万３０００円を計上しております。なお、補助事業の区分によりまして、補助率が異なっております。地震補強の場合は２分の１、大規模改造の場合は３分の１などとなっております。国庫補助事業に規定の補助率を適応した八千把小学校校舎耐震改修事業費補助金２９９４万２０００円などでございます。また、節２・中学校費補助金で１億７１０７万円を計上しておりますが、第四中学校体育館改築事業費補助金７９７８万８０００円などでございます。また、節５・特別支援学校費補助金で９９１４万３０００円を計上しておりますが、八代養護学校、特別支援学校校舎改築事業費補助金９６３７万７０００円などでございます。

続きまして、１１ページをお願いします。

款１５・県支出金、項２・県補助金、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で１１億７３５４万５０００円を計上しております。ＪＡやつしろなどが実施する低コスト耐候性ハウス導入に対し補助します、強い農業づくり交付金事業補助金と、市が実施する排水路改修や八代平野北部土地改良区に委託して実施する用水調整ゲート改修などに対する農業基盤整

備促進事業補助金でございます。また、節２・林業費補助金で４８３１万５０００円を計上しております。林道八竜山線の開設に対する林業専用道開設事業補助金と林道南川内線等の改良事業や林道岩奥南川内線等の舗装事業に対する道整備交付金でございます。

最後は、款２１、項１・市債、目３・農林水産業債、節１・農業債で４億５６０万円を計上しております。農業基盤整備事業促進事業費から、県支出金を除いた額の１００％の市債２億９５１０万円、また、県営海岸保全事業負担金の１００％の市債１０００万円でございます。また、八代平野土地改良区連合などが行う農業水利施設の改修に対し補助する農業水利施設保全合理化事業補助金の１００％の市債１億５０万円でございます。また、節２・林業債で６６３０万を計上しております。道整備交付金事業費から県支出金を除いた額の１００％の市債６１４０万などでございます。

次に、同項、目４・土木費、節１・道路橋梁債で４２３０万円を計上しております。市内一円道路維持事業の対象事業費から、国庫支出金を除いた額の１００％の市債でございます。また、節２・河川債で５００万円を計上しておりますが、県河川海岸事業負担金の１００％の市債でございます。また、節３・港湾債で１億３１９０万円を計上しておりますが、八代港県営事業負担金の１００％などの市債でございます。また、節４・都市計画債で４０７０万円を計上しております。南部幹線及び西片西宮線道路整備では９５％の市債、都市公園安全・安心対策緊急支援事業では１００％などの市債等でございます。

１２ページになりますが、同項、目６・教育債、節１・小学校債で９６５０万円を計上しております。八千把小学校校舎耐震改修事業の対象事業費から国庫支出金を除いた額の１００％の市債５２８０万円と、金剛小学校体育館耐震

改修事業の対象事業費から国庫支出金を除いた額の１００％の市債４３７０万円でございます。また、節２・中学校債で５億７６９０万円を計上しております。第四中学校体育館改築事業の対象事業費から国庫支出金を除いた額の１００％などの市債３億１５２０万と、泉中学校校舎耐震改修事業の対象事業費から国庫支出金を除いた額の１００％などの市債２億６１７０万円でございます。また、節３・特別支援学校債で１億３８４０万円を計上しております。八代養護学校校舎改築事業の対象事業費から国庫支出金を除いた額の１００％などの市債１億１３２０万円と、体育館耐震改修事業の対象事業費から国庫支出金を除いた額の１００％の市債２５２０万円でございます。

以上、平成２４年度一般会計補正予算・第１０号の歳入の説明といたします。

それでは、歳出を説明いたします。

１３ページをお願いします。

款２・総務費、項１・総務管理費、目５・企画費で１８６万９０００円を計上しております。これは、今回の国の大型補正予算にあわせ、肥薩おれんじ鉄道に対して、老朽化した施設の更新費用の補助を行う肥薩おれんじ鉄道施設総合安全対策事業費補助金でございます。

以上、平成２４年度一般会計補正予算・第１０号の歳出の総務費の説明といたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。それでは、引き続き市民協働部から、歳出の第９款・教育費について説明願います。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 脇坂市民協働部次長。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） はい。市民協働部の脇坂です。引き続き、市民協働部関係の歳出につきまして御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） 予算書17ページをお願いいたします。

款9・教育費、項8・社会体育費、目3・社会体育施設費で、節12・役務費15万8000円、同じく節13・委託料で308万円、合計323万8000円の補正をお願いいたします。補正後の金額は1億7339万6000円でございます。

特定財源といたしまして、国庫補助金92万3000円を充てております。

で、補正の内容としましては、昭和53年に建設されました千丁体育館におきまして、耐震診断の結果、I s 値が不足する結果となりましたものですから、耐震能力を補強するための改修工事に必要な実施設計業務を委託するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。質疑をお願いします。

野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今回の補正ということですね、32億ですか、っていう話なんですけど、そのうちですね、半分ぐらい市債なんですよ。歳入のどこ見てみると、で、最終的に24年度の――、地方債の残高っていうようなところも見てみるとですね、何か最終的に今回の補正で15億ぐらいまた積み増しされて、毎年毎年減ってきたとが、残念ながらふえとつとですよ。こういった部分について、財政的な考えとして、減らしていこうというような計画というのをですね、これまでいろいろ聞いてきとったですけども、それとの整合性ちゅうか、なぜこういうふうになってきたのかというところを、ちょっと説明してもらってよかったですか。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。実は、今回のですね、国の大型補正予算については緊急の経済対策ということでですね、本市としましても本市の経済の浮揚を図るということですね、積極的にそれに、国の施策に呼応してですね、やっ払いこうと、経済の振興を図ろうというような趣旨でございまして、そこには補正予算につきましては、比較的有利なですね、地方交付税で、面倒見てくれる有利な起債がございましたので、それを借りて財源にしているということです。

一時的にこの表ではですね、結局、25年度の事業の前倒しということで、これがこの今、委員さん申されましたことで、24年度中には、その予算上は金額的にはふえるんですけども、24年度末ではなくて、25年度末ですか、25年度末の起債のほうを全体的に並べまして、25年末で見ていただきますと、減少するような方向でですね、全体的には起債のほうの減少傾向を減らして、――続けていくということで、大命題もございまして、そういったことですね、やっ払いこうということで、24年度ではなくて、24と25、セットです、あわせて記載の枠を見ていただければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。何か難しいなと思ったんですけども。

結局最終的に、25年度の最終的なところで数字を見たときには、24年度分、25年度分あわせて減っていますよというような、最終的に財政計画の中で、そういったところに到達していくようにやっていくというようなことなんでしょうね、多分。

ということはですよ、25年度の部分が、起債を減らしていこうというように私は聞こえた

んですよね。やりたい事業があってもしないというふうな、その、何かそういうふうにはか聞こえなかったんですけれども。

ただ、今言われたように、経済対策、国の大型補正があったけん、それにあわせてとりあえず、交付税が来るけんが、とりあえずは市債で出しとくかっていう話なんだろうと思うんですけども、そういった先ほど言われた、25年度にですね、その起債を減らしていこうというふうな話も持っておられるというふうなことであればですたい、何て言うか今回のこの補正について、少しちゅうちょされた部分が、財政的な部分ですよ、あったんじゃないかなんかというふうに思うんですけれども、そういったところないですか。もう少しいろんな部分で事業やったらよかったんじゃないかっていうような話、とってこぬだったところが悪かったんじゃないかっていう話もあったんですけども、そういった財政的な面からも、少しちゅうちょした部分があったんじゃないかなと今私は思うたんですけども、どやندでしょう。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 今回の大型補正予算に伴います事業につきましては、事業のですね、内容がわからなかったということが最初あります。要は、どこかと申しますと、国の補助金は、まあ例えば半分、2分の1なら2分の1つけますよということで、その残りの分につきましてはですね、どういった手当てがあるのかということで、最初ですね、ちゅうちょした部分があったことは事実です。

ただ、その後、いろんな交付金ですとか、起債につきましても、国の交付税でですね、面倒を見るというふうなことでですね、方針が打ち出せておりますので、それぞれの事業課におかれてはですね、自分のところで、先ほど来、——当然これ繰り越しにはなるんですが、可能な事業量というのもございますんでですね、そこ

らあたりから計算をしてですね、こういった補助の申請の結果として、今回、今、補正予算をお願いしてるというふうなことでなっております。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。わかりました。

まあ、先ほども聞いたんですけども、25年度末の残高、市債のですね、起債の残高のほうが減っていくように、また、大きな財政計画の目標があるというふうな話の中で、それは間違いなくやっていかれるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） はい、意見として。いいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 意見でいいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） いいですか、なしで。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） では、野崎委員の意見ということで（聴取不能）します。

なければ、これで採決いたします。

議案第56号・平成24年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

お疲れさまでした。

◎議案第5号・平成25年度八代市一般会計予

算（関係分）

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず、歳入等について、総務部から説明願います。山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。続きまして、また、座らせていただいて説明いたします。（「当初予算です」と呼ぶ者あり）

それでは、別冊となっております、議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算をお願いいたします。当総務委員会付託分について説明いたします。長時間説明になりますが、よろしくお願ひいたします。

まず、一般会計予算書の3ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算でございますが、今回予算総額を歳入歳出それぞれ517億1970万円と定めております。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債でございますが、9ページから11ページの表で説明いたします。

次に、第4条、一時借入金でございますが、借り入れの最高額を85億円と定めております。

第5条、歳出予算の流用でございますが、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

続きまして、9ページをお願いします。

第2表・債務負担……9ページですね、9ページです。

第2表・債務負担行為でございます。まず、新增築された家屋の固定資産税賦課に必要な評価額を算出するための家屋評価システム更新経費でございます。期間を平成26年度年から30年度まで、限度額は1118万7000円に設定しています。

次に、住民基本台帳ネットワークシステム機

器更改経費でございます。期間を平成26年度から30年度まで、限度額は1231万7000円に設定しています。

次に、議会中継システム更新経費で、期間を平成26年度まで、限度額は2360万円に設定しています。

次に、インターネットに公開している各種システム用サーバーの更新のためのインターネットサーバー更新経費でございます。期間を平成26年度から30年度まで、限度額は1290万3000円に設定しています。

次に、電算の基幹業務システム更新経費でございますが、期間を平成26年度から31年度まで、限度額を8億1500万5000円に設定しています。

次に、子ども・子育て関連3法に基づく支援事業による給付を実施するための需要量見込みや、提供体制を盛り込んだ計画を策定する子ども・子育て支援事業計画策定経費でございます。期間は平成26年度まで、限度額は103万5000円に設定しています。

次に、環境センター施設整備に係る地下水調査業務委託でございますが、期間を平成26年度まで、限度額は720万3000円に設定しています。

次に、平成25年度土地改良融資事業に対する元利補給金で、期間を平成26年度から40年度まで、限度額は1億856万2000円に設定しています。

次に、地籍調査システム更新経費でございますが、期間を平成26年度から30年度まで、限度額を1388万円に設定しています。

次に、この表には漏れており、実は正誤表を提出をいたしておりましたが、企業振興促進条例補助金、用地取得等補助金でございますが、期間を平成26年度から27年度まで、限度額を2600万円に設定しています。申しわけありませんでした。

次に、鏡地区の小路橋橋梁改修工事でございますが、期間を平成26年度まで、限度額を2000万円に設定しています。

次に、日奈久港航路浚渫工事でございますが、期間を平成26年度まで、限度額を3500万円に設定しています。

次に、図書館本館、せんちょう分館、かがみ分館の統合システム、あわせて学校図書館システムとの連携を図るための、図書館システム更新経費でございますが、期間を平成26年度から30年度まで、限度額を3125万4000円に設定しています。

次に、10ページをお願いします。

第3表、地方債でございます。それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法などを定めているものでございます。詳しい内容は、49ページからの歳入、款21・市債で説明いたします。

続きまして、17ページをお願いします。

2、歳入でございます。歳入につきましては、50ページまでと、相当なページ数になりますので、国・県の支出金など、事業に伴う特定財源につきましては、主なものを説明させていただきます。

款1・市税でございます。

まず、項1・市民税、目1・個人で44億100万円を計上しております。

前年度と比較しますと、1億7500万円の増でございますが、前年度の決算見込みから算出したものでございます。

次に、同項、目2・法人で9億9800万円を計上しております。

前年度と比較しますと、2100万円の増でございますが、前年度の決算見込みから算出したものでございます。

次に、項2・固定資産税でございます。目1・固定資産税では、土地、家屋、償却資産に係るもので67億7879万9000円を計上しておりますが、前年度の決算見込みから算出し

たもので、5713万6000円の増でございます。

目2・国有資産等所在市交付金は4932万7000円を計上しております。これは、国・県の施設が所在する市町村に交付されるものでございます。

18ページをお願いします。

項3・軽自動車税は、前年度の見込みから、3億450万円を計上しております。

次の、項4・市たばこ税は、県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されますことから、前年度より9600万円増の8億5500万円を計上しております。

項5・入湯税では、前年度の決算見込みから、1300万円を計上しております。

19ページをお願いします。

款2・地方譲与税、項1、目1・地方揮発油譲与税でございますが、1億6000万円を計上しております。これは、平成21年度に道路特定財源の見直しの一環として措置されたもので、国税であります地方揮発油税の42%を市道の延長、面積に応じ、市町村に交付されるものでございます。

項2の自動車重量譲与税でございますが、前年度の決算見込みから、3億8000万円を計上しております。これは、国税として徴収されます自動車重量税の1000分の407が市道の延長、面積に応じ、市町村に交付されるものでございます。

次に、項3・特別とん譲与税でございますが、国の見込みを参考に、2380万円を計上しております。これは、外国貿易船の入港に際し、船の純トン数に応じ、譲与されるものでございます。

20ページをお願いします。

款3・利子割交付金では2050万円を計上しております。これは、所得税における利子課税制度に伴い交付されるもので、預金利子に課

税される県民税の一部が、個人県民税の収入割合に応じて県から市町村に交付されるものでございます。

次に、款４・配当割交付金で２０３０万円を計上しております。これは、株式等に対する配当課税などのうち、５％が県税として徴収され、その一部が個人県民税の収入割合に応じて県から市町村に交付されるものでございます。

款５・株式等譲渡所得割交付金では３７０万円を計上しております。これは、株式等譲渡所得などに課税される県民税の一部が、個人県民税の収入割合に応じて県から市町村に交付されるものでございます。

２１ページをお願いします。

続きまして、款６・地方消費税交付金で、前年度と同額の１３億円を計上しております。これは、徴収された地方消費税の２分の１相当額が、国政調査人口と事業所統計調査の従業員数に応じて交付されるものでございます。

次の、款７・ゴルフ場利用税交付金でございますが、前年度と同額の７００万円を計上しております。これは県に納められたゴルフ場利用税の１０分の７に相当する額が、ゴルフ場所在の市町村に交付されるものでございます。

款８・自動車取得税交付金でございますが、９８００万円を計上しております。これは、県の自動車取得税の１０分の７が、市道の延長及び面積に応じ交付されるものでございます。

次は、２２ページをお願いします。

款９、項１・地方特例交付金、目１・減収補てん特例交付金で３５００万円を計上しております。これは、住宅ローン控除による市民税の減収を補填するものでございます。

款１０・地方交付税では、前年度の決算見込みや国の見込みに基づいて算出しました結果、１７２億５２００万円を計上しております。

次に、款１１・交通安全対策特別交付金は２４００万円を計上しております。これは、道路

交通法違反で納付された反則金を、事故件数等をもとに算出し、交付されるものでございます。

次、２３ページをお願いします。

款１２・分担金及び負担金でございます。

項１・分担金、目１・農林水産業費分担金で９３５０万円を計上しております。主なものは、節１・農業費分担金の市内一円の排水路改修工事の事業分担金、９２００万円でございます。

次に、項２・負担金でございます。

目１・総務費負担金９７２万８０００円は、八代地域イントラネット運用に係る氷川町負担金でございます。

次に、目２・民生費負担金でございますが、８億８１０９万６０００円を計上しております。節１・社会福祉費負担金３１４０万９０００円でございますが、説明欄に記載しております老人福祉施設、あるいは保寿寮などの入所者負担金などがございます。節２・児童福祉費負担金８億４９６８万７０００円でございますが、主なものは２４ページになりますが、説明欄の上から２つ目の公立保育所保育料、次の私立保育所保育料などがございます。

款１３・使用料及び手数料、項１・使用料でございます。

目１の総務使用料で１７１５万１０００円を計上しております。市営の中央駐車場及び新八代駅東口駐車場の使用料が主なものでございます。

２５ページをお願いします。

目３・衛生使用料２７４１万７０００円でございますが、斎場使用料、また、千丁などの地域福祉保健センター使用料などがございます。

次に、目６・土木使用料でございますが、２億５２８６万８０００円を計上しております。節１・道路橋梁使用料、４３１１万９０００円は、道路占用料が主なものでございます。２６

ページになりますが、節４・住宅使用料２億７
７２万円は、全３１団地分の市営住宅使用料で
ございます。

次の目７・教育使用料は９１０７万３００
円を計上しております。主なものは、節２・幼
稚園使用料２０３１万９０００円、厚生会館使
用料などの節３・社会教育施設使用料３０６
５万３０００円、総合体育館や夜間照明施設使
用料などの節４・社会体育施設使用料３５３
４万４０００円でございます。

次に、２８ページから、項２・手数料でご
ざいます。

目１・総務手数料で７１６６万２０００円
を計上していますが、主なものは、住民票写し、
印鑑証明などの発行に係る節３の戸籍住民基本
台帳手数料５８１１万円でございます。

次は、目２・衛生手数料３億２９１２万８
００円でございます。主なものは、説明欄の１
番目でございますが、清掃センターへの搬入ご
み処理手数料、２つ飛んで、ごみの有料指定袋
処理手数料でございます。

２９ページをお願いします。

款１４・国庫支出金、項１・国庫負担金でご
ざいます。

目１・民生費国庫負担金は６３億９５７２
万円で、前年度より１億５２６５万４００
０円の増となっております。増加の要因は、障
害者自立支援給付費及び生活保護費負担金の
増加によるものでございます。節１の社会福
祉負担金１３億１１７７万８０００円は、説
明欄２つ目の障害者の生活介護等に係る障
害者自立支援給付費負担金が主なものでござ
います。

次に、節２・児童福祉負担金３０億２４
４９万６０００円でございますが、私立の保
育所運営費負担金、中学生まで支給される
児童手当負担金、ひとり親家庭等に児童を
養育する手当を支給する児童扶養手当に係
る負担金が主なものでございます。次の節
３・生活保護費負担金

は、保護者の増加に伴い、前年度に比べ増
加しております。

３０ページをお願いします。

目２・衛生費国庫負担金５２７万３００
０円は、県からの事務移管による養育医療負
担金为主なものでございます。補助率につ
きましては、それぞれの説明欄に括弧書きで
示しているとおりでございます。

続きまして、項２の国庫補助金でござい
ます。

目１・総務費国庫補助金では１億４９０
万円を計上しております。１つ目は、合併
した市町村に交付される市町村合併推進体
制整備費補助金でございまして、本市には
総額７億５０００万円が交付されます。今
年度は、総合体育館小アリーナ空調設備
設置工事を予定しております。２つ目は、
平成２４年度国の大型補正予算で創設さ
れ、地方の資金調達に配慮し、経済対策の
迅速かつ円滑な実施を図るための特別に
措置であります、地域の元気臨時交付金で
ございまして、建設地方債対象事業の財
源の一部としております。

目２・民生費国庫補助金では８５８
９万１０００円を計上しています。節１・
社会福祉費補助金４１９２万４０００
円の主なものは、障害児者が自立した日
常社会生活を営むために行われる活動支
援センター、日常生活用具給付事業など
に対する地域生活支援事業補助金でござ
います。節２・児童福祉費補助金４０
１３万１０００円は、説明欄一番下の
地域子育て支援センターなどに対する子
育て支援交付金などでございます。

目３・衛生費国庫補助金５６４
０万４０００円は、節２・生活環境費
補助金が３９４３万円で、小型合併処
理浄化槽設置事業費補助金が主なもので
ございます。

３１ページをお願いします。

目４・農林水産業費国庫補助金１
２７０万４

０００円は、環境センター建設関連の荷さばき施設の整備に伴う水産業強化対策推進交付金でございます。

次に、目５・土木費国庫補助金５億９１６万６０００円でございます。節１・道路橋梁費補助金１億４７１７万５０００円の主なものは、説明欄の中ほどにあります竜西幹１号線や瀬戸石鎌瀬線改良事業でございます。節２・都市計画費補助金３億４２５５万円は、説明欄の南部幹線や西片西宮線道路整備事業、また、八千把地区土地区画整備事業などでございます。

次に、３２ページになりますが、目６・教育費国庫補助金は、八代養護学校の校舎を改築する節３・特別支援学校費補助金７４４８万７０００円が主なものでございます。

次に、項３・委託金でございます。

３３ページになりますが、目２・民生費委託金３０７４万１０００円は、節１・社会福祉費委託金の基礎年金等事務費交付金が主なものでございます。

次に、款１５・県支出金でございます。

項１・県負担金、目１・民生費県負担金で２３億６０１２万９０００円を計上しております。まず、節１・社会福祉費負担金１３億７３７０万９０００円でございますが、これは、説明欄一番上の国民健康保険基盤安定保険税軽減分負担金、１つ飛んで、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、これも同様に保険料軽減分に係るものでございます。また次の、障害者の生活介護等に係る障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。次に、３４ページです。節２・児童福祉費負担金９億６０４２万円でございますが、これは私立の保育所運営費負担金、児童手当負担金が主なものでございます。

次に、項２・県補助金でございます。目１・総務費県補助金１１９７万９０００円は、坂本町の大平発電所及び泉町の五家荘発電所２カ所

の分の熊本県電源立地地域対策交付金が主なものでございます。

目２・民生費県補助金では、４億７７２２万５０００円を計上しております。節１・社会福祉費補助金の主なものは、上から３番目の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金でございます。次に、３５ページの中ほど、節２・児童福祉費補助金２億８７３５万９０００円は、一番上の放課後児童健全育成事業費補助金と、２つ飛んで、公立保育所での休日保育、延長保育等の事業に対する特別保育事業費補助金などでございます。

目３・衛生費県補助金では、９１９６万３０００円を計上しております。本年度は、妊婦健康診査臨時特例交付金及び子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の一部、一般財源化に伴い、前年度より減少しております。節１・保健衛生費補助金６６７２万７０００円は、乳幼児医療費助成事業費補助金などでございます。

３６ページをお願いします。

目４・農林水産業費県補助金では、４億１４万９０００円を計上しております。節１・農業費補助金３億４５５７万９０００円でございますが、主なものは２つ目のハーベスタや畳表トレーサビリティ導入などに対するいぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業補助金、説明欄一番下の地籍調査事業費補助金などでございます。３７ページをお願いします。節２・林業費補助金４５３８万７０００円でございますが、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため、実施事業体の機械導入に対する緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金などが主なものでございます。

次に、３８ページ下のほうの、項３・委託金、目１・総務費委託金で２億５７１７万９０００円を計上していますが、前年度に比べ、６

５１９万５０００円の増となっております。これは、ことしの夏に参議院議員選挙があることによるものでございます。なお、この目の主なものは、県民税の徴収事務委託金でございます。

次は、４０ページ、款１６・財産収入でございます。

項１・財産運用収入、目２・利子及び配当金１２３０万７０００円は、次の４１ページにかけて記載しております各基金の利子が主なものでございます。

項２・財産売却収入、目１・不動産売却収入８４８５万円は、八千把地区土地区画整理事業保留地の売り払い収入などでございます。

次の４２ページ、款１７、項１・寄附金、目１・総務費寄附金１３００万円は、ふるさと納税に伴うふるさと元気づくり応援寄附金と、ウインズ八代立地に伴います日本中央競馬会事業所周辺環境整備寄附金でございます。

次の、款１８の繰入金では、４３ページになりますが、主なものは、目５・八千把土地区画整理事業基金繰入金としての５５００万円、目８では、平成２４年度末に創設されます、まちづくり交流基金繰入金３９６１万５０００円でございます。

４４ページです。

款１９・繰越金でございますが、平成２４年度からの繰越金１０億円を計上しております。

次に、款２０・諸収入でございます。

項１・延滞金加算金及び過料でございますが、目１・延滞金で２０００万円を計上しております。

４５ページです。

項３・貸付金元利収入の目１・総務費貸付金元利収入で３７２３万７０００円を計上しております。これは、地域総合整備資金貸付金元金収入が主なものでございます。

１目飛びまして、目３の商工費貸付金元利収

入で５億円を計上しております。これは、説明欄の１つ目、中小企業経営安定特別融資預託金元金収入を初めとする各預託金の元金収入でございます。

次に項４・雑入でございますが、４６ページをお願いします。

目５の雑入では、３億３３３８万３０００円を計上しております。主なものとしまして、節２・消防団員等公務災害補償等共済基金収入では、消防団員退職報償金、次の、節３・公営住宅共益費などでございます。そのほか、４７ページ、節９の雑入で、２億２４１４万２０００円を計上しておりますが、主なものは説明欄上から、県企業局の瀬戸石鎌瀬線改良事業に対する負担金、清掃センターにおけるアルミニウム等再資源化物販売代金納付金、人事交流で県に派遣している職員に対する熊本県からの交流職員給与負担金、排水機場のエンジン整備工事費に対する土地改良施設維持管理適正化事業交付金、宝くじを財源とする熊本県市町村振興協会市町村交付金などでございます。

最後に４９ページから、款２１、項１・市債でございます。

目１・総務債は、地方財源の不足分を補填します臨時財政対策債２２億５７６０万円でございます。

目２・農林水産業債は９２２０万円でございます。まして、節１・農業債で、昭和地区等の県営経営体育成基盤整備事業負担金、郡築地区等の県営地域水田農業支援排水対策特別事業負担金、文政地区等の県営海岸保全事業負担金や、節２・林業債で、林道仁田尾座連線の舗装事業が主なものでございます。

目３・商工債は、左座家の屋根ふきかえ工事を行う五家荘観光施設整備事業２１００万円でございます。

目４・土木債は１３億２５５０万円でございます。節１・道路橋梁債で、道路の新築改良や

歩行空間バリアフリー化などを行う市内一円道路整備事業、節３・港湾債で、八代港県営事業負担金、節４・都市計画債で、南部幹線・西片西宮線道路整備事業、次に５０ページになりますが、説明欄４番目の八千把地区土地地区画整理事業が主なものでございます。

目５・消防債は４０７０万円でございますし、屋外拡声器の増設工事を行う防災行政無線整備事業などがございます。

目６・教育債は３億５７８０万円でございます。節１・小学校債で、８校の校舎、体育館の耐震補強実施設計を行う耐震化事業や、節２・中学校債で、同じく５校の校舎の耐震補強実施設計を行う耐震化事業等や、節３の特別支援学校債は、八代養護学校の校舎改築事業でございます。

以上、平成２５年度八代市一般会計予算に係る歳入５１７億１９７０万円の説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） 御苦労さまでした。

以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

しばらく待ちますので、質疑をお願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） なかなかよかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 濟いません、３２ページの、まあ小さいとこなんですけども、委託金で、自衛官募集事務委託金が前年度からマイナス１１１万円。これどういった状況にあつとですかね。教えてもらえればと思います。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。今の自衛官募集の事務委託金でございますが、そちらの金額には変更はございませんで、実は、以前あ

りましたんですが、外国人登録事務ですね、というのが以前までありまして、その分がもう、外国人も一般の市民と同じような住民基本台帳での扱いということになったものですから、そちらのほうの交付金が来なくなった関係で、その金額が落ちたために、去年と比べて１００万落ちてますけれども、自衛官事務委託金のほうは、ほとんど変わりございません。

○委員（成松由紀夫君） はい、ありがとうございます。ございました。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） これ基本的なことだから、質問ちゅうか、意見ちゅうか、ちょっと私の中でも不安定なんでけすけど、２６ページでですね、２７ページにかけてから、教育使用料とかいろいろ使用料関係の部分がありますが、この項目の中で、例えばもう金額的に非常に少ない部分がありますよね。小学校開放使用料とか、１０００円単位のと、万単位の使用料とかありますけれども、これはしゃんもんでん取らぬばならぬとですかね。方向性としてからですよ。まあ、教育部門とか部について、特に使用料については、一般を、一般ちゅうか、特に学校、生徒に対しての使用については、使用料を取らないちゅう方向に基づいて、その教育振興を進めたいという、そういう方向はできぬとだろつかという、まあ、意見で質問なんですけれども。ここで回答できるような話ですかね。ちょっとよかですか。

○委員長（亀田英雄君） いいですか、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） 一般的にはと申すしか申しませんけれども、使用料につきまし

ては、ちゃんとそれぞれの施設の目的で設置してありまして、それぞれに使用料の規定がございます。それに、あるんですが、それでまあ減免規定ですね、そういうのに合致するものであれば、そういった減免はあるんでしょうが、そういう合致しないものであれば、当然その規定に基づいて、使用料をいただくというようなことが、ある意味平等な扱いではなかろうかというふうに思っております。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。私がですね、それ、もう十分に了解したところでの質問なんですけれども、方向性としてからですよ、そういった、例えば教育部分に対しての使用料もらって、例えばその金額が余りにも少ない部分は、あくまでも規約——規定に基づいていうよりも、むしろ逆に市の方向として、これについてはもうもらわないんだという方向で、その教育振興について進めている、いわゆる教育圏とという八代市の方向性を出したほうが、——そのほうが逆に皆さんには非常に受けがいいんじゃないかと思いましたから、今のような質問するわけなんですけれども、そういった方向性はすることはできぬとですかね。

例えばですね、例えばここにありますが、小学校開放使用料3000円なんです。これ1年間でしょ。赤星公園使用料なんかは8万1000円なんです、1年間でですね。図書館敷地使用料も2000円なんです。そうすると、相撲場使用料——球技場使用料が1000円、あ、いや、相撲場使用料が1000円、百済来スポーツセンター使用料が4000円とか、これ年間使用料だけなんです、余りにもその……。これなんか、もちろん規定に基づいてしてることは十分にわかってですけども、こういった部分もしゃもってん上げて、使用料取らぬばんならんかて、むしろ使用料取ら

なくて、例えば万単位の部分でもいいんですけども、含めて、取らない方向にして、八代市のいわゆる意気込みちゅうかな、方向性ちゅうとば出していったほうが、よっぽど市としての市民としての受けちゅうかな、サービスが徹底していくなっちゅうふうには私は考えるんですけど。そういった方向はできぬとですかね。根本的なことでなんです、これは。はい。

○総務部次長（山田 忍君） 金額の、使用料の金額の多い少ないではないのじゃないかなかなと。あくまでその施設を利用するというのは、応分の、そのですね、受益者負担ということが考えられますので、施設の金額の多少ではなくて、必要なものはいただくと。ちゃんとした規定に基づくものは減免をするというような題目でのですね、基本的な方針でいくというようなことになろうかと思います。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 十分にわかってですよ。ただですね、これ八代市に合併してからこのような状態をですね、見るわけなんですけれども、旧合併前の鏡町についてはですね、子供たちが、例えば文化センターを利用したりとかする場合は無料だったんですよ。非常に無料とって、使用料を取らないで子供たちのいわゆる——いわゆる学業あるいはそのクラブ活動とかいうふうについて、活発な活動してもらいたいということから、使用料をもらっていなかったというのが鏡町の行政の方向性だったんですよ。

ところが合併することによって、八代市の規定をそのまま準用しておるもんだから、使用料を取るようになったということから、地元としては、合併することによって結局、いい教育部門については、いわゆる果たして市は理解しておったんだろうとかいう声も聞かれますもんだから、私はその全体的な方向性を今

言うところのわけなんですけれども、そういった方向も十分に、鏡町のときにはあったんだから、八代市としても、使用料の規定に基づいて、この1000円とか、あるいは4000円とかいろいろなという部分ありますけれども、全体の見直しの方向性としてから、例えばその、子供たちが使用する部分について、利用する分については、もう取らないような方向にするとかっていうことをしても、別に不都合はないんじゃないかということは今言ってるわけなんですよ。

だから、これはもう今後の課題だから、今すぐ答えを下さいってということじゃありませんけれども、意見っていうか、質問ちゅうか、ちょっと自分の中でも難しい部分がありますけれども、せっかくならば、こういう少ない金額であるならば、その規定、規定ということじゃなくても、方向性として、子供たちの身体的能力あるいは精神的な能力を高めるためにも、八代市は取らないんだという方向があってもいいかなというふうなことを考えましたので、今のような質問をしております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい、そのようなことで、胸にとめ置き願いたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 4点ほど。簡単に。

まず、43ページの住民生活に光をそそぐ基金繰入金って、これ民主党政権のやつなんですけど、本年度が横棒になっとなつて、昨年735万、これは取り扱いがどやんなつとかなつていうのがまず1点と、あと、中央競馬会の寄附金の1000万が、これは昨年よりも多分落ちとると思うんですけど、昨年同様ですかね、その確認、まずはその2点を。

○委員長（亀田英雄君） はい、岩本課長。

○財政課長（岩本博文君） 住民生活の基金

は、24年度で全て使い切ってしまうということになっておりますので、これはもうなしということです。（委員成松由紀夫君「なら、載せぬちゃよかったちゅうことですね」と呼ぶ）はい、載せないって、いや、予算書上はこうやって前年度分もあったということで、形式上、こうやって様式になっておりますもんですから、（委員成松由紀夫君「オーケーです」と呼ぶ）こういう形になっております。

○委員長（亀田英雄君） はい、丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君） JRAからの環境整備費ですけれども、予算ベースでいきますと、昨年度と同額の1000万ということになっております。（委員成松由紀夫君「これは昨年落ちた分ということですね」と呼ぶ）はい。（委員成松由紀夫君「あとは、あとでよかです」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） はい、それでは、午前中の審査をここまでとし、しばらく休憩します。

午後1時から質疑を再開します。休憩します。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（亀田英雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中説明がありました平成25年度当初予算の歳入について質疑を再開いたします。

質疑をお願いします。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 続き、よかですかね。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○委員（成松由紀夫君） あと2つ、午前中に引き続きですけども、26ページの公営住宅使用料の2億587万の、今、大体どれぐらいの

世帯で、金額どれぐらいでという状況あたりをちょっと教えていただきたいのと、もう1つは、この18ページの市たばこ税の権限移譲があって云々ということで、ことし少し、1億弱ふえとととですかね。この辺の中身についてちょっとお知らせいただければと思います。

○委員長（亀田英雄君） はい、中村市民税課長。

○市民税課長（中村伸也君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民税課の中村です。

今、委員お尋ねの、たばこ税についてお答えします。

先ほど、次長のほうの説明にもありましたように、1000本当たり県……1000本当たり県から市のほうへ移譲される円というのが644円。（委員成松由紀夫君「644円」と呼ぶ）はい。で、一応八代市の場合、1億7000万本ほど売り渡しされておまして、その影響額として約1億ございます。（委員成松由紀夫君「1000本当たり640円」と呼ぶ）はい、640円。（委員成松由紀夫君「で、影響が1億」と呼ぶ）1億円です。丸々それだけ増収とは、——一応は今、健康志向もありますし、本数が減るのかなと思っておりますけども、一応、約1億ほど増収は見込めるのかなと考えております。（委員成松由紀夫君「はい。ありがとうございました。次よかですか」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） ちょっと待ってくださいね。

建築住宅課西田係長。

○建築住宅課副主幹兼住宅係長（西田裕一君）

はい。西田です。どうぞよろしくお願いいたします。

市営住宅の入居者数ですが、25年2月20日時点で1269世帯でございます。

お家賃ですが、団地ごとに異なりまして、団

地の部屋の広さとか、経過年数とかですね、さまざまございまして、一例を挙げますと、築添団地、昭和51年から55年にできておりますが、所得に応じて賦課されますので、一番安い方で1万2400円から、高い方で2万3600円という家賃の設定になっております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） はい。委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。ありがとうございました。

以上でございます。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。歳入でですね、まず地方交付税のところがあったと思います。22ページなんですけれども。済みません、聞き逃しとったかもしれぬとですけども、700万ということで減っておりますけれども、この理由ということをもう一回ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。地方交付税の減額というのは、1つには平成24年度の八代市のほうでの決算の見込みとしましては、178億円の見込みを立てております。

それから、実は今回、国のほうで地方交付税についてマイナス2.2%ということで、減額ということがありましたものですから、そこを加味して、減額ということで金額をですね、落としたところです。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

今、言われた決算の話もされましたけれども、ここ数年ですね、決算でやっぱ、かなり残るんですよね、やっぱり。で、最終的に貯金していくってような話になっとですけども

も。そういったところ、何といたしますかですね、いろんな計算式があってとか、当てはめていって、そういった積み増し、足していった分がこれっていうような数字なんだろうと。また、内示ちゅうか、今言われたように減額二十何%というような話も見込んでこれというような話ですね、お話しされましたけれども。

あと、今後ですね、財政的に交付税とかっていうのが減っていくというようなことを、もうこれまでもずっとですね、話をされてきました。そういった中で、八代市がですね、やはり年間使うお金っていうのは、大体五百何十億、特別会計も合わせて1000億ぐらいというような話、もう決まってる。大体ですね。というような中で、こういった地方交付税とかが減っていくというようなところでは、やっぱり自分たちの町ちゅうか、地域でですね、稼いでいくっていうのも、やっぱり1つの方策なのかなというふうに思うわけなんですよ。

そういった中で、この歳入、ことしの25年度の歳入の中で、こういったところでその収入を上げていこうかというような部分があったのか。特別にどっかでですね、こういったところをもう少し収入として上げていこうというような思いがどこにあったのか。そういった目標がどこにあるのかというようなところをちょっとお話しいただければなというふうに思いますけれども。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山田次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。ちょっと先ほどのですね、話も出たんですけども、本来であれば、地方交付税がもうじきにですね、合併の特例措置がなくなるということで、暫時下がっていくということはわかっておりますので、それに見合ったところでの自主財源の確保というようなことが最大の使命でなかろうかなというふうに思っております。

しかしながら、その使用料ですね、手数料等につきましては、今回、その改定をですね、自主的にやってないというのが現状です。

そこで、歳出についてですね、徹底した歳出の見直しを図るということと、歳入については、くまなく、地方交付税もですけども、歳入についてもですね、適正な見積もりを図るということで、やりくりをした予算というのが今回の予算だというふうな思いです。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。何となくですね、自主財源確保していかなばんという気持ちはあられるんだなというようなふうな思いはちょっと受け取りましたけれども。

今、もう何年も前からですね、そういった地方交付税が減っていくんですよという部分ですね、話をされておりまして、ここら辺の中ではですね、多分、それがもう当たり前のことというふうに理解してるというふうに思うんですけども、なかなか、市民レベルになると、それがどうなのかなというふうに思うわけなんですよ。

そういった中で、どっかしらでですね、やっぱりアナウンスしていく部分というのは必要じゃないかなというふうに思います。で、このままの状況であれば、やはり、今のサービスというのを維持できないというようなところですね、アナウンスしていくべきだろうというふうに思いますし。

あと、市民の方が、財政、支出のほうばですね、減らしていこうというような話もされておりました。ということは、どっかでですね、ゆがみちゅうか、我慢しなきゃいけない部分というかですね。市民の方がですね、我慢してもらう部分というのが出てくるはずなんですよ。そういったところと、我慢したくない人がある、でも、サービスは手厚くしてもらいたいというようなところもある。そういったところのす

ね、ニーズっていうのもですね、やっぱり把握しておくべきだと思うんです。

というのが、今のサービスをやっぱ続けたいというようなことであれば、やっぱりですね、歳入というかですね、利用料とかもですね、やっぱ上げていく部分もですね、必要になってくるかと思うんですよ。そういった部分も含めて、いずれはですね、そういったものをしなきゃならぬという時期が来るのであれば、もう早目にですね、そういった部分についてもですね、やはり検討しておくべきだろうと思いますし、やっぱりアナウンスしておくべきだというふうに思うんです。どちらをみたいのか、市民にですね。そういったところもですね、ちゃんと把握しておくべきだというふうに思います。

あと、歳入の件でですね、やっぱり自主財源確保というようなところでちょっと質問したいというふうに思うんですけれども。

24ページでですね、総務使用料というのがあります。で、ここで、駐車場の関係とかですね、使用料の関係があります。で、前年度と比較してどうなんだっていうのはわからないんですけれども、例えばこの駐車場の関係というようなことであれば、稼働率とかっていうのは上がってるのか。多分、私は前回、前年度のときもですね、そういった話もしたんですよ。まだ使える、使われていない場所があるんであればですね、やっぱりそこはちゃんと100%使っていただけるような政策、施策をやっていくべきだろうというような話をしましたんで、そういったところがどういうふうに変わったのか、ちょっとお聞きしたいと。

○防災安全課長（東坂 宰君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、東坂課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） 防災安全課の東坂でございます。

ただいま御質問の駐車場に関しまして説明い

たします。

中央駐車場に関しましては、予算的にはこの比較は出ておりませんけども、中央駐車場に関しましては約70万伸びております。それから、東口の駐車場に関しましては100万円ほど伸ばしております。

これは、平成24年度の実績を見てみますと、23年度よりも、駐車場につきましては、17%ぐらい上がっております、稼働率が。東口の駐車場につきましては、24年度の実績というのは、23年度よりも若干落ち気味ではございますけれども、24年度の予算というものが少し小さかったんでですね、その辺のところを勘案しながら、予算としては上げております。

稼働率は、先ほど申しましたように、東口につきましては、少し落ちてはおりますけれども、今後、私たちのほうもですね、利用者増につながるように努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

そういった、今のは例えばの話でですね、1つの例を挙げて、ちょっと答えてもらったんですけれども、そういった部分で、やっぱり自主財源を上げていくような取り組みっていうのもですね、やっぱりきちっと、財政課のほうで、やっぱりちょっと主導して、私は、各部署にもですね、お願いせぬばいかぬとじゃなかろうかなというふうには思うんですよ。じゃあ、財政だけ見とればよかっていう話じゃなくてですね。上げたいんだというのであれば、やっぱりアナウンス的にはしていかなばんというふうに思いますんで、そうったところ、ちょっとお願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） 答えはいいですか。

○委員（野崎伸也君） はい、よろしいです。

○委員長（亀田英雄君） はい。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上でこの件についての質疑を終了いたします。

次に、歳出について説明を求めます。

まず、第1款・議会費について議会事務局から説明願います。

○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局田上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号・平成25年度一般会計予算議会費の概要等について御説明申し上げます。座りまして御説明申し上げます。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（田上高広君） 皆様方も御承知のとおり、議会費につきましては、条例等に基づきます義務的な経費が大半を占める予算でございます。

議会費に係る平成25年度の予算編成の考え方としましては、平成25年度は改選の年でございますので、通常の予算に改選後の議会運営費も追加した予算を計上いたしております。

その中で、平成25年度予算の議会費の総額は4億2235万1000円で、対前年度比1954万5000円、4.4%減額の歳出予算を計上いたしました。

まず、議員報酬でございますが、議員定数が34名から32名へ2名削減されますことから、対前年度比で約1100万円を減額した予算を計上いたしております。

次に、歳出に占める構成比の大きい共済費に

つきましては、議員年金制度の廃止に伴う経過措置としての給付に要する経費の負担金率の改定により、対前年度比1502万5000円減額の8412万1000円を議員共済組合負担金に計上いたしております。

また、議会中継システムの基本ソフトでありますウィンドウズXPのサポート期間が、平成26年4月8日をもって終了することから、25年度中にシステムの入替えが必要となりましたので、議会中継システム更新経費を新規に計上いたしました。

なお、本事業につきましては、25年度と26年度の2カ年で実施予定でありますので、債務負担行為の設定もお願いいたしております。

平成25年度の限られた予算の中でございますが、効率的かつ効果的な事務事業の推進と予算執行に向け、取り組んでいきたいと思っております。

そのためにも、議会事務局職員として、議員に質の高い職務環境を提供し、さらには、市民に良質なサービスを提供することをみずからの責務として認識し、議会と市民のかけ橋となるべく努めてまいりたいと思っております。

以上、平成25年度一般会計予算議会費の概要説明といたします。予算の節別及び詳細につきましては、桑崎首席審議員兼次長より御説明申し上げます。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議会事務局首席審議員兼次長（桑崎雅介君）

はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、桑崎議会事務局首席審議員兼次長。

○議会事務局首席審議員兼次長（桑崎雅介君）

はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局桑崎です。

それでは、歳出の議会費について御説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、先ほど、議会

事務局長の説明と重複する部分がございますこととお許し願いたいと思います。済みませんが、はい、座りまして説明をさせていただきます。失礼いたします。

○委員長（亀田英雄君）　どうぞ。

○議会事務局首席審議員兼次長（桑崎雅介君）

お手元の予算書の51ページをごらんいただきたいと思います。

款1・議会費、項1・議会費、目1・議会費におきまして、本年度の予算額といたしまして、4億2235万1000円を計上いたしております。

前年度に比べまして1954万5000円、4.4%の減額となっておりますが、この減額の主な要因といたしましては、まず、議員共済組合負担金において議員数が2名減となり、負担額が減少したことに加えまして、この負担金率が変更になったことに伴い、昨年度より約1500万円の減となっております。

また、議員報酬におきましても、昨年度に比べまして議員数が2名減となったことによりまして、1100万円余りの減額になったことによるものでございます。

それでは、節の区分に従いまして、その主な内容を御説明申し上げます。

まず、節1・報酬の1億6249万2000円は、説明欄にあります32人分の議員報酬でございます。節2・給料から節4・共済費までは、説明欄の一般職10人分の人件費並びに議員32名分の期末手当等でございます。節7・賃金の309万2000円は、公用車の運転管理業務及び議会事務局の事務補助に係る嘱託職員2名分の人件費でございます。節9・旅費の1450万3000円は、説明欄記載のとおり、行政視察として、常任委員会並びに議会運営委員会の国内行政視察旅費600万円のほか、この節の中には会議出席費用弁償536万7000円などが含まれております。昨年度と

比べまして、旅費62万円の減額となっておりますが、主なものといたしまして、議員数の減に伴う行政視察旅費30万円、また会議出席費用弁償22万2000円が主なものとなっております。節10・交際費の65万円は、各種総会等の会費などに支出するものでございます。節11・需用費の659万9000円は、説明欄記載のとおり、年4回発行をいたしております市議会だよりとして4万8500部の年4回分の印刷経費366万7000円、八代市政の概要140部の印刷経費といたしまして102万9000円のほか、法令追録代などがございます。昨年度と比べまして需用費41万6000円の増額となっておりますが、これは、今年度が改選期となりますことから、新議員用の防災服に係る公費負担2分の1といたしまして20万円、また、議員に配付いたします議会関係例規集等の印刷経費60万9000円が主なものでございます。節12・役務費の20万3000円は、委員会室椅子カバーのクリーニング代等でございますが、ことは特に改選に伴います議場の標柱の書きかえ関係分などを計上させていただいております。節13・委託料の771万6000円は、説明欄に記載のとおり、常任委員会や議会運営委員会などの委員会記録等作成業務委託に要します経費218万7000円、本会議での手話通訳委託といたしまして39万4000円、本会議の速記並びに会議録作成の業務委託に要します経費439万5000円のほか、会議録検索システムの保守点検委託料51万5000円などがございます。節14・使用料及び賃借料116万2000円は、説明欄の会議録検索システムリース料といたしまして、会議録検索システムのソフトウェアリース料87万円などが主なものでございます。節18・備品購入費についてでございますが、説明欄の議会中継システム更新経費といたしまして240万円を計上いたしております。内容

でございますが、現在運用いたしております議
会中継システムにつきましては、本会議、委員
会の中継、配信を行うに当たり、システムの根
幹、基本ともなっておりますOS、いわゆるウ
ィンドウズXPのサポート期間が、来年の平成
26年4月8日をもって終了することに伴いま
して、このシステムの入れかえが必要となりま
したことから、25年度及び来年度の2カ年
において債務負担の設定をお願いし、システム
の改修を図るものでございます。このままのO
S、ウィンドウズXPで運用し、機器の入れか
えをしなかったといたしますと、放映等でふぐ
あいを生じた場合、サポート期間終了後は、議
員、市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけす
ることになります。このようなことから、まずも
って25年度は、新しいウィンドウズを組み込
んだ配信するためのパソコン、ソフト、それと、
映像、音声を記憶しておくためのハードディ
スク、また、本会議第1・第2委員会室イン
ターネット配信用のライブエンコーダー機
器、いわゆる映像、音声の入力信号をイン
ターネットで配信するためデジタルデータに
符号化する装置でございますが、これらの機
器の入れかえ、次年度26年度におきま
しては、議場、委員会室のカメラ、マイク、
映像機器等を債務負担行為の範囲内で入れ
かえることを計画いたしております。最後
に、節19・負担金補助及び交付金1274万
7000円でございますが、説明欄記載のと
おり、各会派に交付いたします政務活動
費1152万円のほか、全国市議会議長会
や熊本県議会議長会及び各種協議会等にか
かわります負担金122万7000円の内容とな
っております。

以上が、平成25年度の議会費の予算概要
でございます。御審議のほど、よろしくお願
いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分
について質疑を行います。質疑をお願いいた

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ありませんか。いい
ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、以上で質疑を終了いたします。

御苦労さまでした。

次に、第2款・総務費、第11款・公債費、
第12款・諸支出金及び第13款・予備費につ
いて一括して説明をお願いします。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 永原企画戦略部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。こん
にちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議案第
5号・平成25年度八代市一般会計予算の総務
費、それから消防費、教育費の総務委員会関
係分の歳出について御説明をいたしますが、御
説明の前に、各所管部長が総括をさせていただ
きたいというふうに思います。

まず最初に、企画戦略部所管の分について
総括をいたします。失礼して、座らせていただ
いて御説明いたします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○企画戦略部長（永原辰秋君） まず、秘書課
が所管をいたしております北海市交流事業で
ございますが、平成24年度は、尖閣諸島問題に
端を発しました日中領土問題の関係で交流事
業が中止になりましたが、平成25年度も引き
続き、北海市からは交流視察団を受け入れ、本
市からは昨年度実施をできませんでした中学生
交流派遣事業を実施する予定でございます。

このほか、事業仕分けにより御指摘をいた
だきました事業名について、事業内容が少しわ
かりづらかったという国際化推進事業を国際理
解と外国人支援事業に名称を変更し、多文化共
生を広げるために、市内在住外国人の日本語教
室、世界の料理教室などを実施をしております。

次に、行政改革課所管の事業についてでござ

いますが、行政改革大綱の趣旨に沿って、いかに事務事業の改革が進んでいるか、しっかり進行管理をやっていききたいと思います。

また、平成24年度に導入いたしました行政評価システムでございますが、平成24年度は、当初予算の重点事業148事業を対象に内部評価をし、外部評価委員により18事業を外部評価していただきました。平成25年度は、全事業を対象とする予定で、全ての事務事業評価表を作成し、各部各課で内部評価をいたします。さらに、外部評価委員の意見を聞いて、18事業を外部評価していただく予定でございます。この結果を、決算審査や予算編成に反映させていただきたいと考えております。

次に、広報広聴課の事業でございますが、毎月編集発行いたしております広報やつしろが、情報量が多いこともあり、詰め込んだ編集になっているのが現状でございます。市民の皆様から、見づらい、読みづらいとの御意見をいただいております。平成25年度は、ページ数を現在より4ページふやしまして、カラーページを6ページふやす予定でございます。文字の大きさや行間、レイアウトに余裕を持たせるとともに、写真や地図、グラフなどをカラーページに配置することで、見やすい、読みやすい広報紙作成を目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、情報政策課の事業でございますが、さまざまな行政情報の処理を行い、効率的で安定した行政運営を図るための基礎的基盤として、電算システムの運用管理や法改正等に伴うシステム更新などに努めております。平成25年度は、法務省の戸籍副本データ管理システム導入に合わせ、本市の戸籍システムから必要なデータを自動的に法務省へ送信するためのシステム改修を予定をいたしております。

また、東日本大震災により、自治体の住民情報システムが消失してしまった事例を教訓に、

現在のホストコンピューター機器の更新時期に合わせ、平成26年9月からは、ホストコンピューターシステムから自治体クラウドシステムへ切りかえることとし、平成25年度は、その準備のための必要な経費を計上いたしております。

なお、泉町仁田尾、水梨地区と、坂本町鮎舩、日光地区での携帯電話エリア拡大事業につきましては、国庫補助の内示があり次第、来年度補正予算をお願いする予定でございます。これ以外に御要望の出ている地区につきましては、携帯電話事業者と協議中であり、非常に厳しい現状ではございますが、携帯電話サービス提供の了解、取りつけられるよう、粘り強く交渉を進めてまいりたいと思います。

次に、企画政策課の事業でございます。

まず、フードバレー構想推進事業でございますが、県が県南活性化策として取り組むフードバレー構想に基づき、庁内関係各部門が一体となって、県と連携して構想の実現を図り、食品、バイオなどの研究開発機能や企業を集積させ、地域の活性化を目指します。

平成25年度の具体的事業といたしましては、県が7月ごろ設立発足予定のフードバレー推進協議会に加入して事業の推進を図るとともに、市独自の戦略を策定するための調査業務を実施をいたします。近々、県が発表するフードバレー構想に基づき、本市としての強み、優位性を生かすための方策、可能性の調査、課題の整理などを行う予定でございます。

次に、定住促進関連の事業でございますが、地域の活力を維持するためには、住みたい、住み続けたいと思われるまちづくりが必要でございます。過疎化が進む山間部だけではなく、市全体として定住促進策は喫緊の重要課題であり、総合計画後期基本計画に新たに定住促進を位置づけをいたしました。関係各課を集めました庁内検討会を通じて、それぞれの施策に定住

促進の視点を盛り込むとともに、それらを取りまとめて移住相談会やホームページ等での情報発信を行います。また、山間地域におきましては人口の減少、若者の流出、少子高齢化の進行、農林業の担い手不足など、地域活力の低下が懸念される状況にあります。地域住民が安心して暮らし続けられる地域づくりに向けたさまざまな具体策の検討を行ってまいりたいと思います。

結婚活動支援事業は、事業開始後3年目を迎えます。成婚数も7組となり、市内各種団体と連携してイベントを行うなど、広がりを見られておるため、婚活パーティーなど、前年同様の事業展開を引き続き行いたいと考えております。

平成25年度新規で取り組みます地域おこし協力隊は、都市住民を受け入れ、隊員として委嘱し、地域おこし活動支援や農林業などの応援、住民の生活支援など、地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住、定着を図りながら、地域の活性化に貢献してもらう事業でございます。3年間を事業期間として2名を受け入れ、過疎化が著しい泉町五家荘地区を中心に活動する予定でございます。

次に、交通政策関連でございますが、公共交通機関はいずれも経営が厳しく、市民の生活の足を確保するためには自治体の支援が不可欠となっております。効率性と利便性を両立させながら、適正な公共交通体系を再構築する必要があります。乗合タクシー運行事業は、予算は前年度と同額でございますが、住民の要望に応じてルートやダイヤの変更等を随時行っており、利用者は年々増加してきており、地域の生活の足として定着しつつあると考えております。今後も、市民のお声を聞きながら必要な見直しを行い、利便性の向上に努めたいと思います。

さて、最後になりますが、平成25年度から

5カ年で始まる総合計画後期基本計画を着実に推進し、目標とする将来像の実現に向けて、計画と評価、予算が連動したシステムを構築し、有効かつ効率的な進行管理を行ってまいります。

各部が所管します事務事業につきましても、戦略的に企画提案し、横断的に連携し、事業実施ができますよう、全庁的に情報や課題を共有する調整機能も果たしてまいりたいと考えております。

以上で、企画戦略部関連の総括とさせていただきます。

○総務部長（木本博明君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務部の総括をさせていただきます。座って説明させていただきます。

総務部は、内部事務のため、経常経費が主でありまして、政策的な事業に係る予算がほとんどございませんが、中でも、職員研修におきまして、複雑、多様化する住民ニーズへの的確な対応や市民満足度の向上を推進するため、前年度に引き続きまして、高度で専門的な知識、技能習得を目的とした専門実務研修の受講機会を確保するとともに、25年度は、学習的な職場環境づくりを推進するために、それぞれの職場において職員の能力開発を行う職場内研修の充実に向けて取り組むこととしております。

それからまた、入札制度改革の一環として、事務の効率化、不正行為防止等を目的に、入札参加者が入札、閲覧手続のために市庁舎に直接出向く必要がなく、いつでも事務所や自宅のパソコンからインターネットを利用して入札が行える電子入札システム導入の準備をこれまで進めてまいりましたが、いよいよ来年度4月1日から本格実施をいたします。

それからなお、総務部財政課でございます

が、予算編成全般の業務を担っておりますことから、平成25年度の当初予算編成作業では、市議会からの提言、決算審査特別委員会での意見、一般質問での指摘などをもとに、各部各課とも協議を行った上で、可能な限り当初予算に反映させるよう心がけてまいりました。

そこで、今定例会で亀田議員からの一般質問に対する答弁でも述べましたが、特に、決算審査特別委員会などでの御指摘の中で、公共施設の老朽化対策への迅速な対応をという趣旨の要望があったことに対しまして、観光施設や福祉施設等については、通常の施設の修繕料に加えて、突発的な修繕に対応するための予算を確保いたしました。

また、温泉施設等での老朽化によるボイラー等の設備の故障などで、市民に御迷惑をかける事案も発生しておりましたが、市民サービスの低下をできるだけ最小限に抑え、不測の事態に早急に対応できるよう、これまで1000万円であった予備費を2000万円に増額をいたしました。

それから、先ほど野崎議員からもございましたけれども、25年度は、歳入増の方策を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。（「お疲れでした」と呼ぶ者あり）

○市民協働部長（坂本正治君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、坂本市民協働部長。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。それでは、引き続き、市民協働部としての当初予算の考え方につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、部といたしまして、当初予算の特徴といたしまして、安心・安全なまちづくりとスポーツによるまちづくりに向けた関連予算に重点配分した予算案とさせていただきます。

特に、25年度は、一昨年から見直しを続けてまいりました地域防災計画の全面的な見直しを終え、いよいよ新年度から全庁的な取り組みとして実践していく年となります。

5月の下旬ごろに予定をいたしております防災会議におきまして、全面的に見直しを行いました地域防災計画を審議、決定をしていただきますが、その計画に沿った取り組みを進めてまいりたいと考えております。

具体的な事業といたしましては、情報伝達手段の確保のための防災行政無線の整備に重点を置いております。これは、特に電波が届きにくい地域の解消を重点的に進めるもので、新たに7基の屋外拡声器の設置や電波のエリア調査などのハード事業を予定をいたしております。

部といたしましては、担当課であります防災安全課を中心に、新たに設定をいたします地域防災計画が、絵にかいたもちにならないように、特にソフト事業にも力を入れてまいりたいと考えております。住民への徹底した周知活動や自主防災組織の強化をテーマに掲げまして、特に専従の防災アドバイザー職員等を置きまして、各地域に出向き、きめ細やかな指導と周知を図っていききたいと思っております。

また、スポーツ関係では、スポーツ施設の老朽化によります改修工事や空調工事のほかに、新たな施設整備のための適地調査や実施設計などの経費を計上いたしまして、ハード面でのスポーツ環境整備に重点を置いた予算といたしております。

このほか、各課の主な取り組みといたしましては、まず、人権関係では、人権啓発センターの充実や男女共同参画計画の見直し策定に要する経費を計上いたしております。

また、文化関係では、引き続き、古麓、麦島、八代の3城の国指定を目指すほか、松浜軒の外塀の改修工事のための調査費などを計上いたしております。

最後に、住民自治関係では、地域協議会の設立に向けた最終段階として、残りの全ての校区で準備委員会が立ち上がることになりますので、担当課といたしましても、次のステップに進むための行動計画を策定する予定にしております。

市民協働部の協働という文字につきましては、市民と行政がお互いに連携をいたしまして、新しい公共サービスをつくり出すというふうに理解をいたしておりますので、どんなサービスが求められ、どういうふうにお互いがかわかっていくか、ここの辺を十分含めまして、論議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、御説明とさせていただきます。この後、それぞれ詳細に説明をいたしますので、どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい、ありがとうございました。

3部長からですね、御丁寧な総括をいただきました。

職員の共通認識としていただきたいと思いますし、各委員におきましてもですね、そのことを胸に、今から説明をいただきますが、その観点から質問をいただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、説明を山田総務次長からお願いいたします。

○総務部次長（山田 忍君） はい。それでは、座らせていただきまして説明いたします。

それでは、一般会計予算書ですね、につきまして、款の2・総務費、款11・公債費、款の12・諸支出金、款13・予備費につきまして説明いたします。

それでは、予算書の51ページをお願いします。

一番下の表ですけども、款2・総務費、項1・総務管理費の目1・一般管理費では21億4275万2000円を計上しております。

前年度に比べ、8100万3000円の減で

ございますが、これは職員数の減による給与の減少が主な要因でございます。

まず、節1・報酬1億1679万1000円は、市政協力員379人分の報酬1億1164万5000円、消費生活相談員の報酬477万5000円のほか、各委員会に係る委員の報酬でございます。節2・給料6億5988万7000円から、次の52ページの節4・共済費2億3422万5000円までは、特別職2人、一般職158人分の人件費などでございます。節7・賃金4598万4000円は、職員の病気休暇、育児休業等に伴う臨時職員分3500万円や、出張所非常勤職員分1098万4000円でございます。節8・報償費737万5000円は、行政評価外部評価委員会委員謝礼6万1000円、市政協力員事務費454万8000円などでございます。節9・旅費1376万円は、職員研修旅費439万1000円が主なものでございます。節11・需用費1362万1000円は、当初予算書印刷経費98万4000円、例規集印刷経費102万9000円のほか、公用車車検代などでございます。節13・委託料1651万円は、職員健康診断委託560万7000円、職員研修事業委託636万5000円が主なものでございます。節14・使用料及び賃借料902万6000円は、熊本県大阪事務所などへの派遣職員の住宅借り上げ料550万8000円が主なものでございます。節19・負担金補助及び交付金5755万円は、熊本県との人事交流に伴う派遣職員の給与費負担金3200万円、電子入札システム負担金970万7000円、人間ドック委託に伴う職員互助会交付金310万円、市政協力員協議会補助金360万1000円のほか、頑張る市民団体を応援する、八代市がまだしもん応援事業補助金300万円が主なものでございます。

続きまして、目2・文書広報費に2億801

3万円を計上しております。

前年度に比べ、2872万5000円の減でございますが、これは、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金の減少が主な要因でございます。

節4・共済費40万3000円と節7・賃金324万1000円は、市民相談業務及び記者室業務に係るものでございます。節11・需用費4975万5000円は、広報やつしろ印刷経費2890万円のほか、コピーのパフォーマンスチャージ料などでございます。

53ページになりますが、節12・役務費3811万5000円は、本庁分郵便料3200万円、エフエムやつしろで月曜から金曜日まで放送しておりますやつしろインフォメーションの放送料383万1000円などでございます。節13・委託料196万9000円は、文書収発業務委託121万8000円などでございます。節14・使用料及び賃借料430万5000円は、複合機・プリンター統合事業での機器使用料134万7000円や広報紙出版編集システム機材リース料88万1000円が主なものでございます。節28・繰出金1億8216万4000円は、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、目3・会計管理費では813万1000円を計上しております。節11・需用費124万5000円は、決算書等印刷経費105万3000円が主なものでございます。節12・役務費227万8000円は、金融機関への公金振替手数料193万4000円が主なもので、節13・委託料395万6000円は、収入伝票などを光学式読み取り装置で入力する作業を行うOCR入力作業委託383万3000円などでございます。

次の目4・財産管理費では、3億2746万8000円を計上しております。節2・給料から節4・共済費までは、一般職3人分の人件費

などでございます。節7・賃金2748万3000円は、本庁舎の守衛及び案内員賃金2395万8000円や、支所庁舎の清掃などに係る賃金でございます。節11・需用費8482万4000円は、本庁舎及び支所庁舎の電気料5634万5000円や、水道料、施設修繕料が主なものでございます。節12・役務費4373万5000円は、本庁舎と支所庁舎の電話料1235万円や、市有施設の火災保険料1081万3000円、公用車の自動車保険料1112万6000円などでございます。節13・委託料1億2948万8000円は、25年度八代地区の順番となりますPCB廃棄物処分委託7662万9000円、鏡支所庁舎の外壁調査業務委託400万のほか、本庁舎と支所庁舎の清掃業務委託2677万9000円、エレベーターなどの設備機器の保守点検業務委託など、庁舎の維持管理に係る委託でございます。節14・使用料及び賃借料648万2000円は、本庁舎の電話交換機リース料545万6000円が主なものでございます。54ページになりますが、節15・工事請負費300万円は、来庁舎用駐車場の一体化を図るための本庁舎南側駐車場改修工事でございます。節27・公課費500万2000円は、公用車の自動車重量税でございます。

次に、目5・企画費では8516万4000円を計上しております。

前年度に比べ、3076万9000円の減でございますが、これは、広域行政事務組合の事務局廃止に伴う負担金の減少が主な要因でございます。

節8・報償費375万6000円は、都会から地域に住み込み、活動をする地域おこし協力隊員2人の謝礼320万円などでございます。節11・需用費195万4000円は、笑顔d eあいさつ日本一運動啓発用品24万4000円などでございます。節13・委託料1302

万円は、振興センターいずみ及び五家荘の管理運営費のほか、フードバレー基本戦略構想策定業務委託399万5000円、結婚活動支援業務委託200万円などでございます。節19・負担金補助及び交付金6092万8000円は、住民自治の先行14協議会に対する包括的な交付金であります地域協議会活動交付金4771万8000円と組織育成のための強化支援補助金420万円や仮称・熊本県フードバレー推進協議会負担金500万円などでございます。

目6・情報推進費では3億8635万1000円を計上しております。

前年度に比べ、1億816万9000円の増でございますが、次期基幹システム関連経費の増加が主な要因でございます。

節11・需用費845万7000円は、電算機器の消耗品や修繕料で、節12・役務費2698万9000円は、八代地域イントラネットに関する通信回線使用料2691万4000円などでございます。また、節13・委託料1億6162万1000円は、住民基本台帳や税関係などの次期基幹システムをクラウド型に移行するための業務委託1億3587万6000円、キーパンチャーの派遣に係るデータエントリーオペレーター派遣委託932万4000円、戸籍副本データを遠隔地で保管管理するためのシステム改修委託556万5000円などでございます。節14・使用料及び賃借料1億8814万9000円は、ホストコンピューター機器等リース料5837万5000円が主なものでございます。

次に、55ページの目7・交通防犯対策費では9195万7000円を計上しております。

節1・報酬380万6000円は、交通指導員78人分や地域公共交通会議委員の報酬などでございます。節2・給料から節4・共済費までは、一般職5人分の人件費などございま

す。節11・需用費472万円は、交通安全啓発用品84万7000円、防犯灯電気料117万3000円、防犯灯木柱建てかえ100万円が主なものでございます。節13・委託料3295万5000円は、乗合タクシー運行事業委託2450万円、市営中央駐車場管理事業委託422万3000円や新八代駅東口駐車場管理事業委託270万9000円が主なものでございます。節19・負担金補助及び交付金1473万5000円は、地域防犯灯・街路灯整備事業補助金400万円、八代地区防犯協会負担金492万4000円及び氷川地区防犯協会連合会負担金215万8000円が主なものでございます。

目8・人権啓発費では1億1696万5000円を計上しております。節1・報酬1170万5000円は、青少年指導員、青少年補導員2人分、人権相談員……（「青少年相談員」と呼ぶ者あり）青少年相談員2人分、人権相談員2人分の報酬が主なもので、節2・給料から節4・共済費までは、一般職11人分の人件費などでございます。56ページになりますが、節11・需用費257万1000円は、男女共同参画計画書及び概要版印刷費146万3000円が主なものでございます。節13・委託料149万円は、いっそDEフェスタ事業委託90万円が主なものでございます。節19・負担金補助及び交付金789万7000円は、八代市人権問題啓発推進協議会交付金410万円と、八代地域人権教育のための推進会議分担金248万円が主なものでございます。節20・扶助費187万1000円は、同和教育奨学金等個人給付費181万7000円などでございます。

次の目9・公平委員会費で、127万3000円を計上しております。節1・報酬65万7000円は、公平委員会委員3人分の報酬でございます。

続きまして、目１０・諸費では、６４９１万３０００円を計上しております。節８・報償費１１９万５０００円は、市営住宅の明け渡し等訴訟に係る弁護士謝礼１０２万円が主なものでございます。節１２・役務費１７３万６０００円は、市営住宅の明け渡し等訴訟に係る強制執行手数料９０万円や動産等の処分料２６万３０００円などでございます。節１９・負担金補助及び交付金１８４万円は、私立の学校補助金４７万……（「高校」と呼ぶ者あり）済みません、私立高校の補助金４７万５０００円、私立の幼稚園補助金７８万４０００円が主なものでございます。次の節２３・償還金利子及び割引料６０００万円は、過年度の国県支出金等返還金１０００万円及び過年度市税等過誤納付還付金５０００円でございます。

次に５７ページになりますが、項の２・徴税費でございます。

目１・税務総務費では、５億３７９９万１０００円を計上しております。節の２・給料から節４・共済費までは、一般職７３人分の人件費などでございます。節７・賃金１８９万４０００円は、市民税申告時の事務補助に係るものでございます。

続きまして、目の２・賦課徴収費では、９５９９万８０００円を計上しております。

前年度に比べ、３２４５万４０００円の増でございますが、これは、納税相談員の報酬等の増加が主な要因でございます。

節１・報酬２２６５万１０００円は、一貫した執行体制をとるため、納税相談員を国保ねんきん課から納税課に移管したことに伴う予算組み替えで、納税相談員１２人分の報酬でございます。節１１・需用費１６１５万８０００円は、納税通知書等の印刷経費１３２３万３０００円などでございます。節１３・委託料２９９２万７０００円は、不動産鑑定業務委託２１４１万５０００円、地番現況図等作成委託３７１

万３０００円などでございます。節１４・使用料及び賃借料１５６７万８０００円は、収納支援システムリース料４６６万２０００円、申告支援・課税支援システムリース料２８６万２０００円、住民税電子申告システム使用料５０６万６０００円などが主なものでございます。節１９・負担金補助及び交付金３４３万３０００円は、地方税電子化協議会負担金１９３万２０００円が主なものでございます。

次に、５８ページをお願いします。

項３・戸籍住民基本台帳費でございます。

目１・戸籍住民基本台帳費では２億３３３９万４０００円を計上しております。節２・給料から節４・共済費までは、一般職３２人分の人件費などでございます。節７・賃金７５５万２０００円は、パスポートや窓口業務などの事務補助に係るものでございます。節１１・需用費６５７万３０００円は、法令追録、改ざん防止用紙、トナー代などが主なものでございます。節１４・使用料及び賃借料７９３万９０００円は、自動交付機等各種機器リース料６７４万２０００円と戸籍附票電算ソフト使用料１１９万７０００円でございます。

次の項４・選挙費、目１・選挙管理委員会費で４６１７万４０００円を計上しております。節１・報酬１３３万円は、選挙管理委員会委員４人分の報酬でございます。節２・給料から節４・共済費までは、一般職６人分の人件費でございます。

次に、５９ページになりますが、目２・参議院議員選挙費では６６３８万円を計上しております。

この選挙は、本年７月２８日に任期満了を迎えることから執行するもので、その執行に必要な投票立会人等の報酬５９１万９０００円や従事する職員の時間外勤務手当３０１３万円が主なものでございます。なお、この費用につきましては、県からの委託金で賄われます。

目３・市長選挙及び市議会議員一般選挙費では、１億２８４３万３０００円を計上しております。

この選挙は、本年９月３日に任期満了を迎えることから執行するもので、その執行に必要な投票立会人等の報酬４０７万８０００円や従事する職員の時間外勤務手当２７８９万８０００円などのほか、６０ページになりますが、節１・負担金補助及び交付金４９６８万円は、選挙運動費用公費負担分でございます。

次に、目４・八代平野北部土地改良区総代総選挙費では１９１万７０００円を、次の目５・八の字土地改良区総代総選挙費では９２万３０００円を計上しておりますが、いずれも任期満了に伴うもので、所要の報酬、時間外勤務手当が主なものでございます。

なお、目４と目５の費用につきましては、関係団体からの納付金で賄われます。

６１ページの下の表をお願いします。

項５・統計調査費、目１・統計調査総務費では２４６４万５０００円を計上しております。節２・給料から節４・共済費までは、一般職３人分の人件費でございます。

次の６２ページの目２・基幹統計費では、９９２万３０００円を計上しております。節１・報酬７４２万２０００円は、住宅・土地統計調査事業の調査員等の報酬５３４万円、漁業センサス事業の調査員等の報酬１１４万円が主なものでございます。

次の項６、項１・監査委員費で５３２０万４０００円を計上しております。節１・報酬１５９万２０００円は、議会選出及び非常勤の監査員２人の監査委員報酬でございます。節２・給料から節４・共済費までは、常勤監査委員と一般職５人の人件費でございます。

以上、総務費でございます。

続きまして、１１４ページをお願いします。
１１４ページです。

１１４ページ、款の１１・公債費について説明いたします。

項１・公債費、目１・元金で５９億４４１９万７０００円を計上しております。元金は、建設事業などの財源とします市の長期借入金であります長期債の償還元金でございます。

目２・利子では９億１３８３万５０００円を計上しております。利子は、長期債の償還利子９億１３４９万８０００円と、一時的な資金不足を補うために借り入れる一時借入金利子３３万７０００円でございます。

目３・公債諸費６０００円は、平成２１年度、２２年度に市民から資金を公募しました市場公募債の引き受け金融機関に支払う手数料でございます。

次に、款１２・諸支出金でございます。

項１・基金費、目１・財政調整基金費で３５７万６０００円、目２・土地開発基金費で１０３万８０００円、目３・市有施設整備基金費で４３８万７０００円は、基金運用で発生する利子を積み立てるものでございます。

目４・減債基金費１４３０万９０００円は、基金運用利子９０万９０００円のほか、平成２１年度、２２年度発行の市場公募債に係る元金償還相当分１３４０万円を積み立てるものでございます。

目５・ふるさと八代元気づくり応援基金費４００万３０００円は、本市へのふるさと納税寄附金４００万円及び基金運用利子３０００円を積み立てるものでございます。

最後に、１１５ページ下の款１３・予備費でございます。

本年度は、老朽化した施設を多く抱えますことから、緊急対応分としましての予備費を１０００万円増額し、２０００万円を計上しております。

以上、第２款・総務費、第１１款・公債費、第１２款・諸支出金、第１３款・予備費につき

ましての説明とさせていただきます。御審議よろしくをお願いします。

○委員長（亀田英雄君） 御苦労さまでした。
以上の分について一括して質疑を行います。
質疑をお願いいたします。

○委員（鈴木田幸一君） よかですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 54ページです。

○委員長（亀田英雄君） 54ページですね。

○委員（鈴木田幸一君） 住民自治推進事業で相当な金額が上がりますけれども、これ、おおよそでよかですけれども、詳細わかりますか。おおよそでよかです。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長（辻本土誠君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 辻本課長。

○市民活動支援課長兼消費生活センター所長（辻本土誠君） ただいまの住民自治に関します経費でございますけれども、25年度におきまして、14地域があって、地域協議会というのが立ち上がります。そこで、一括の交付金でございます、これまで各部署が各地域にとか団体にですね、出しておりました補助金委託料をまとめたものにつきまして、その14地域分がこの経費になっているということでございます。

内容といたしましては、資源回収集積所の管理委託事業分、敬老会事業助成、その他、体育協会への補助等を、10程度の補助、委託料分を合わせた金額でございます。

それにあわせまして、組織運営交付金といたしまして、設立1年目につきましては110万を交付すると。2年目、3年目につきましては20万ずつということにしておりますので、その分が加算されております。

以上でございます。

○委員長（亀田英雄君） はい、いいですか、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 住民自治事業ですね、私たち、ちょっと総務委員会のほうで研修したとき、モデル地区で住民自治を手を挙げたところに限って、住民自治がその後進んでいないという反省もありました。そういったことから、モデル地区で手を挙げた地区についてですね、これはお願いですけれども、指導強化をしっかりと、最初手を挙げてから、それでおしまいじゃないんだって、その後ずっと住民自治は続いていくんだच्छゅう、しっかりと指導してもらいたいというお願いですね。

○委員長（亀田英雄君） 意見ですね。

○委員（鈴木田幸一君） はい、そうですね。

と、もう1つはですね、まだ、住民自治については、しっかりと住民の方々が理解をしておられないというふうに、私、感じております。だから、しっかりと説明も十分にしながら、この住民自治を進めていかなければ、それぞれの組織、団体がありますので、公でいうならば私たち議員もそうなんですけれども、そういった団体の部分にまで食い込んだりとかいうことがないように、その辺の整合性をですね、しっかりと指導の中で進めてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい、意見として承ります。

○委員（鈴木田幸一君） あ、もう1つありました。

○委員長（亀田英雄君） 質疑ですね。

○委員（鈴木田幸一君） 質疑です。

○委員長（亀田英雄君） はい、お願いいたします。

○委員（鈴木田幸一君） もう1つですね、55ページのですね、青少年指導員報酬、それから青少年相談員報酬。これ、ちょっと指導員と相談員の違いっていうのをわからぬだったちゅ

うことと、人数を少し教えていただきたいと思います。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 水本人権政策課長。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。人権政策課の水本でございます。よろしくお願いします。

まず、青少年指導員でございますけども、これは、以前は街頭指導あたりに当たっております補導員というふうな呼び方もしておった時期がございましたけども、現在は青少年指導員という呼び方でございます。（「ほお」と呼ぶ者あり）市内全域で、校区の指導員並びに中央の指導員ということで、約230名、現在いらっしゃいます。

それと、青少年相談員でございますけども、これは、人権政策課内のほうに、人権相談の業務に当たるということで、非常勤嘱託の2名配置ということでございます。

以上です。

○委員（鈴木田幸一君） はい、わかりました。以上です。ようございます。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○委員（成松由紀夫君） 関連でようございすか、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 青少年相談員の2名さんの、これは全て報酬なわけですか、324万は。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 水本課長。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。報酬につきましては、月額13万5100円、こちらの12カ月分ということでございます。

青少年相談員が2名分で324万3000

円、2名分でございます。それと、青少年指導員の報酬は230名分で473万7000円ということでございます。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 今、青少年指導員、相談員のところで、まあよくわかったんですが、もう1つですね、人権相談員。これは、いわゆる人権オンブズパーソンとは関係があるのかなのか。人権オンブズパーソンの何かの制度、あの辺の、例えば調査員とか、そういう人たちの報酬はどの辺に入ってきますか。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 水本課長。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。まず、人権相談員でございますけども、人権相談員は、人権啓発センターの——今の千丁支所の中にございます人権啓発センター、こちら私ども人権政策課のほうで所管しておりますが、そちらに2名配置ということでございます。人権相談員につきましては、市長のほうで、これは市が直接雇用しておるという形で、経費的な部分につきましては、先ほどの青少年相談員と全く同じ形でございます。市長のほうから委嘱状をお渡しするということになります。

それと、今ございました人権オンブズパーソンの調査相談専門員という方も1名いらっしゃいますけども、こちらにつきましては、市の委嘱という形ではございまして、八代市と氷川町のほうで、八代地域の人権教育のための推進会議という広域の組織をつくっておりますけども、そちらのほうの、——独立した機関でないといけないということで、そちらの外部機関という形でございます。したがって、市長のほうで直接の委嘱という形ではございません。そちらは、今申しました八代地域人権教育のた

めの推進会議という組織の予算から報酬等は出ているということでございます。（「どっかに出てますか」と呼ぶ者あり）その中ではですね、負担金及び交付金の八代地域人権教育のための推進会議、これは、氷川との分担ということでございますので、分担金が248万円でございます。この会計のほうから支出と。会計のほうは、その推進会議という会計から支出ということになっております。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） いや、今、大変、水本課長が現場で頑張っておられてですね、よく理解しております。

ただ、その人権オンブズパーソンという文言が少しひとり歩きして、今、各地域の例えばトラブル関係にですね、解決のために入られとって、市からお金が出とるのも、今言われたその248万からですね、というので、よくわかるんですが、ただ、この方々は、権限とかそういうものは、実際、拘束、——まあ拘束はできぬでしょうけど、権限的なものがいろいろないという中で、話し合いの中で解決したいというような外郭団体というののもわかるんですけども、こうやって市が支出しとるという中で、例えば、きのうあたりも、町内の役員さんがあるトラブルの件で何回か呼び出されて、もう市から行政指導を受けられとるというようなイメージを受けられて、しかも、八代市からお金が出とると。で、調査員の方々の調査費用も八代から出とるから云々ということですね、非常に、課長が今一番御苦労されておる案件ちゅうともよくわかってますが、そこら辺のところをしっかりとですね、もうちょっと説明を現場にしっかりといただかないと、完全に市が行政指導をされとるというような認識の中に動かれて、予算が出とるというような流れのとり方が、もうほとんどでございまして。そこをし

っかり説明された上で解決していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。同じとこなんですけどね、人権同和政策事業というのに253万8000円、人権啓発推進事業というのに734万2000円。約、両方合わせますと、1000万の予算が組まれておりますけれども、この内容はどんなものでしょうか。同和と啓発推進というのは。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 水本課長。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。まず、人権同和政策事業でございすけども、私どものほうで、人権政策審議会を持っております。こちらの審議会の関連経費というのが1つございます。それと、県内に人権関係の連絡協議会という、県内の市町村の組織でございますけども、そちらの関連の経費が1つございます。

それと、負担金、補助金関係でございすが、こちらは、ただいま申しました県下の市町村の人権関係の協議会の負担金と、人権擁護委員協議会への補助金というものがございす。

また、扶助費としまして、同和対策事業の扶助費ということで、奨学金等の給付事業がございす。こういった事業が、人権同和政策事業で取り扱っておるものでございす。

それと、人権啓発推進事業のほうでございすけども、これは文字どおり、住民の方への啓発を進めていくということで、主に旅費関係、それと各種研修会や大会への出席の負担のお金、それと、この啓発事業の中で、先ほど申しました八代地域の人権教育のための推進会議へ

の分担金と、八代市内だけでつくっております
人権問題の啓発協議会という組織、民間の方も
入れた組織ございますけども、こちらへの交付
金ということで、啓発事業の中身となっております。

○委員長（亀田英雄君） ようございますか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 非常にね、今、言葉
だけで聞いて、ちょっと明確にこうならないん
ですけどね。できたら、一覧表ぐらいね、つく
っていただいて、こうわかるようにしていただ
きたいということと、それから、私は、臨時に
開かれた総務委員会のときに、埼玉県の本庄市
の同和対策事業が全面中止になった、撤退にな
ったというお話をしながら、その調査と、それ
から全国的には、人権同和というのが、対策事
業というのがどういう傾向にあるかっていうの
を行政としても調べておいてくださいというお
話をした経緯があるんですね。もし、今わかっ
てたら、話していただくと幸いですけど、わか
ってなかったら、後で資料をいただきたいと思
います。

○委員長（亀田英雄君） 水本課長。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本
和博君） 済みません、今、こちらで答えで
きる分について、こちらで答えいたします。

先ほどの他県の例で、本庄市というお話が出
ましたけども、詳細には本庄市の人権政策ある
いは同和政策っていうものについては、詳細に
は存じておりませんけども、本庄市におきまし
ては、時限を決めましての条例をつくらまし
て、団体への補助金等については廃止する方向
で整理をしておられるというふうには聞いてお
ります。

この、団体への補助金については、私ども八
代市のほうでは支出をしておりますので、そ
の点につきましては、本庄市さんの動きという

いろ合わせるとか、そういった動きっていうの
は、特に予定はございません。実際には支出し
ていないということでございます。

ただ、同和問題について、本庄市さんが一般
施策としてですね、何らかり取り扱いをなさっ
ておられるかっていうのは、ちょっと、今の時
点、ちょっと把握しておりませんので、またち
よっと調査したいと思っております。（委員笹
本サエ子君「全国的な傾向」と呼ぶ）

これは、先の総合計画あたりでのですね、意
見ということでも述べていらっしゃったんでは
なかろうかと思いますが、同和問題につき
ましてはですね、八代市としまして、大きな
問題という捉え方をしております。で、いろん
なセミナーとか研修会をやっておりますけど
も、この中では、あらゆるいろんな問題がござ
いますのでですね、いろんなテーマに沿いな
がら研修はやっておるところです。

ただ、同和問題もですね、その中の大きな問
題の1つであるという認識でですね、引き続き
取り扱い、研修等は深めていきたいというこ
とで考えております。

以上でございます。

○委員（笹本サエ子君） 済みませんね。

○委員長（亀田英雄君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） 全国的な傾向をと
お尋ねしたんですけど、お答えがありませんで
したけど、また、後で調べてといってください。

○委員長（亀田英雄君） そうしてください。

○委員（笹本サエ子君） 私も調べます。

以上です。はい。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにありま
せんか。

○委員（友枝和明君） はい、ちょっと。

○委員長（亀田英雄君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 55ページの青少年指
導員、これ230名は各校区におられますと思
いますが、今、これは少年補導員だったのが今

はそうなっちゃよるというのは、八代警察署管内に、警察ボランティアという68名、これをもともと少年補導員だったのがそういうふうになっておりますが、各校区に、——千丁の場合は6名おられます。警察ボランティア。その校区の割り当て、——千丁校区の場合は何名おられますか。

○委員長（亀田英雄君） わかる。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 千丁に何名。

はい、水本課長。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。ちょっと正確な数はちょっと今、手元にございせんけども、各校区に10名以内で選出をお願いしたいということでお話ししておりますので、8名から10名程度の数でいらっしゃるかと思っております。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 友枝委員。

○委員（友枝和明君） それと、活動状況といえますか、今度、22日に県下の一斉の街頭補導があるんですが、八代市は、今度やられるんですか。普通、街頭補導なんか、この少年指導員というのは、なされておられるのか。

○委員長（亀田英雄君） 活動状況ですか。

○委員（友枝和明君） 活動状況。

○委員長（亀田英雄君） はい、水本課長。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） はい。街頭指導につきましては、先ほどの230名の青少年指導員さんを大きく分けまして、中央指導と校区指導ということに分かれております。

それで、校区につきましては、先ほどの10名以内で選出をお願いしたいということでございますけども、各校区の事情がその地域地域で違いますので、各地域の校区の実情に合わせて巡回を

お願いしますということで、一般的にはですね、月に1回ないし2回程度、夕方から夜間にかけて巡回をしておられるというようなことでございます。（委員友枝和明君「毎月」と呼ぶ）はい、そうです。（委員友枝和明君「毎月」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） 毎月1回か2回かちゅうこと。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） 毎月1回ないし2回程度が平均的ではなかろうかと思っております。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○人権政策課長兼人権啓発センター所長（水本和博君） それと、中央補導につきましては、7班結成しております。そちらのほうで、大体7班が月に1回程度でございますんで、月に、まあ7回はあるというような形になっております。

で、延べ件数でしますと、これ、1月末でございますけども、巡回回数が、校区と中央合わせまして250回、延べ人員で1500名程度、昨年の4月から1月までは巡回をしていたという結果になっております。

以上でございます。（委員友枝和明君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君） 友枝委員、いいですか。

○委員（友枝和明君） はい、わかりました。

○委員長（亀田英雄君） はい。

ほかにございませんか。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 済みません、昨年も話したかと思うんですけど、52ページ、北海市交流事業268万ということですけども、議会関係のほうは、なかなか北海と……それぞれ議員さん方もですね、ぴんとくるところが、もう自分たちで、こうある程度ネット関係で調

べるぐらいの関係で、本当に交流的なものをも
うちちょっとやっていったほうがいいんじゃない
かっていうようなお話をしとったと思うとです
けれども、ことしも、あんまり昨年と変わらぬ
ような、268万ということですね。そこ
は、どういった内訳の268万かというのと、
政府要望、——これはもう個人的な主観ですけ
ども、政府要望関係事業の90万8000円。
まあ政権もかわりましたし、政府要望関係がで
すね、以前のようにもうちょっと活発にしてい
かないと。はっきり私が感じるところ、国と県
との関係が今よろしくないというのが現状じゃ
ないかなというふうに見受けられるところもあ
るわけですね。地元選出の国会議員も含め
て、県関係にもいろいろと要望関係をしていか
にやいかぬだろうという中で、もうちょっと政
府要望の関係事業は、国関係には少し上げてい
てもいいんじゃないか。また、これはまた夏以
降に変わってくるかもしれませんけども、議員
も含めた政府要望も含めて、ことしは考えられ
なかったのかなというのがありますけども。

まあ、この90万8000円についてと、北
海の268万の内容とその考え方を少し教えて
もらいたいと思います。

○秘書課長（桑原真澄君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 桑原課長。

○秘書課長（桑原真澄君） はい。秘書課の桑
原でございます。

ことしの北海事業でございますが、実際、
昨年、今年度でございますけれども、尖閣問題
等がございまして、実際、今年度の派遣と受け
入れ事業ができておりません。受け入れのほう
が、向こうからの経済関係の訪問団、それか
ら、こちらのほうからが、中学生のほうを、一
応、市内のほうから11名派遣するということ
で、24年度ができなかったということで、
その分を25年度、そのまま、また計上させて
いただいているところでございます。

で、現在の日中関係の状況がございすの
で、実際、新年度のほうで実行できるのかとい
うところは、その推移を見守っていかなければ
ならないというところがございますけれども。
今年度の事業については、その内容でございま
す。新年度ですね、の内容は。

と、今年度は、7月ぐらいに、広西壮族自治
区の中国広西国際友好都市交流大会というのが
ございまして、そこに市長と古嶋議長に行っ
ていただいて、で、あそこの南寧市に行ってい
だいて、その行程の合間で北海のほうにも行っ
ていただいたというところも行っているところ
でございます。それを踏まえて、また新年度と
いうところでございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） それは先ほど説明で
聞いた、「うん、聞いた」と呼ぶ者あり）聞
いとる流れなんで、その考え方ですよ。

去年しとらぬけん、ことしそのままずっとで
すよってところの一点張りなのか、いやいや、
まあいろいろな考え方があって、その前に
去年のことをこのままやる状況でいくんですよ
というところなのか。それをちょっと掘り下げ
た考え方を教えてもらえばいいです。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 永原でござい
ます。

この北海市の交流、もうかなり年数がたって
おりまして、なかなか具体的な交流につながっ
ていないっていう反省がございまして。ですか
ら、一昨年でしたか、経済交流ということで、
八代市から経済関係、もちろん議会からも行っ
ていただいて、現場を見ていただいたという
ことで、何とかこう経済活動につなげられない
かという目的が、これ、今もそういった視点を

持っております。

ただ、すごいやっぱり距離的なものがあるもんですから、なかなか即効でやっぱし経済界の方々がそこで事業を起こすっていうのは、非常にやっぱ、なかなか難しいものがあるんですけども、やっぱこれは交流続ける中で、探っていかなきゃいけないことなのかなということと、もう1つは、私ども、東南アジアっていいですか、あちらをこう目指しておる。で、私も実は、昨年7月に一緒に市長と議長と一緒に広西壮族自治区に行きまいましたが、やっぱし、足がかりっていいですか、東南アジアへの足がかりとしては非常にいい場所だなというふうに感じてきました。中国も目の当たりして、やっぱ今から伸びるっていうのはすごいものを感じましたので、やっぱ、こういうものはやっぱ交流を続けながら、ぜひそういったものに広がりっていいですかですね、につなげていくべきではないかなというふうに思っております。

まずは、とりあえずは、やっぱ子供たちの交流っていうのがですね、やっぱ見識を深めるっていうのは非常に大事なことだと思うし、私自身も中国に行き初めてこう、あの大きさっていいですか、可能性っていうものを気づいたもんですから、やっぱり、中学生あたりもやっぱそういったものにぜひ派遣して、肌で感じてきて、それをまた返してもらえればなというふうに感じておりますので、これ、続けるべきかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） そこなんです、私が聞いたかったのは。要するに、太江田委員もいらっしゃいますけど、経済団体関係で。それと、その当時の委員長の友枝委員長も行かれて、で、やっぱりその当時の話が今のお話のとおり、もっと経済交流を八代市と北海でやって

いって経済発展をするべきなんだというような内容だったんで、まあ我々もそれに当然期待して、去年は尖閣問題でああでもない、こうでもないということもあったから、とりあえず去年の事業を進める中で、そのおとしの考え方が消えてないっていうことを確認できれば。子供たちの交流も含めてですね、それをやっていたと。

寧波に、例えばイグサ関係で行ったときにですね、今、ものすごいあの辺も地下鉄やら何やらでえらい経済発展をしよう。そして、友枝委員長から一昨年のお話を聞いたときに、もう北海も昔の北海じゃなくて、もうえらいことになってるって、経済発展しようよっていうような状況のお話だったんで、せっかく友好都市結んだる以上はですね、ぜひ、今後もその考え方は頭に残しといてもろうて続けていただきたいなというふうに思います。

あと、政府要望のところはよかですか。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。企画政策課丸山です。

政府要望に関しましては、確かに議員の御指摘のとおり、政権交代等もございまして、今後、ますますですね、政府要望の重要性っていうものは高まってくるというふうに思っております。

で、予算上は、昨年度よりも少し少なくなったような形ではございますが、機を捉えましてですね、春と夏と秋の政府要望2回と、福岡の九州地方整備局への要望1回ということで定例的なものは考えておりますが、それ以外にも必要に応じてですね、臨時に行ける、できるだけ機を捉えて行くように、また、その際は議会のほうにもですね、御相談をさせていただきまして、より有効な要望活動となりますようにしていきたいと思っております。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。少し予算も落ちてる中で、そういう現場が理解されとればです、それでいいです。なかなか、皆さん方も板挟みでいろいろとできないところもありましたけれども、まあ政権交代をした中で、政府要望の重要性とかいうものが、頭に入っとってもらえれば。

何年か前も、国交省のパーティーあたりに、よそが首長さんは来られてるけれども、八代市は担当職員さんが名刺配って回ったということで、国交省が少し気分がいささかよろしくなかったような話も聞いてますんで、そこら辺はなるべく、国県との関係が良好になるような考え方をもって取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 答え要りませんか。

○委員（成松由紀夫君） はい、要りません。要望ということでございます。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。済みません、じゃあ、関連で聞きます。

北海の交流関係なんですけれども、268万ということでした。で、2つ事業を挙げておられまして、経済代表の団体の受け入れということと、中学生のですね、派遣というようにことなんですけど、実際、これ時期的にいつぐらいに予定されてるんですかね。募集とかされてるんですか。

○秘書課長（桑原真澄君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 桑原課長。

○秘書課長（桑原真澄君） はい。あちらからの受け入れについては、大体5月とか6月、相手さん次第というところはございますけれども、今の状態ですと、なかなか、ずれてくるのかなというところでございます。

中学生の派遣については、大体12月の下旬

ぐらいというところを予定をいたしております。受け入れについては、ちょっと状況がよく見えないというところでございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。まあ、今の状況の中でですね、わからない、先が見通せない中でっていうような話なんですよというふうに思います。

あと、中学生が行くっていうのは非常にいいことだと思うんですけども、やっぱり今ですね、ちょっと何か、非常に危険な部分もあるかと思しますので、細心の注意を払いながらですね、情勢見定めた中でですね、これは進めていただきたいというふうに思います。

で、そもそもの話なんですけど、先ほどから言われているように、北海ってすごい遠いんですよ。で、なかなか交流自体が年に何回しかできないっていうようなこともあって、本来であれば、まだまだ予算もですね、増額しながらですね、いろんなことをやらなきゃいけないなというふうに思うんですけども、いかんせん遠いっていうのがですね、ネックになっているのかなというふうに思います。

で、考え方としてですね、この間、航路の関係の新たにと、中国航路というような話もですね、新聞報道されとったですけども、そういった近くのところですよ、中国だけじゃなくて、台湾だったり、逆の下の方ですよ、そういったところとも友好都市、こう結びながら、今から発展するようなところに対して友好都市結べたらというような考えとかっていうのもですね、あったほうがいいかと思うんですよ。そういったことについて、予算も計上しながらですね、取り組み進めていければっていうふうに思うんですが、そういったところに関しては、八代市として、考え方としてはどうなんでしょう。ないんですかね。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。今、議員御指摘のとおり、今、北海市とだけ交流、一公式なものを結んでおりますけども、それ以外にも当然、我々はいろんなところを視野に入れてそういった活動をしていく必要がございますし、事実、いろんなこと、何ていいますか、意見交換とかですね、情報交換っていうのは、幾つかとやっております。具体的に姉妹都市まで行ってはおりませんけども。すぐすぐできるもんじゃないもんですから。いろんな情報をつかんだり、あるいは交換しながらですね、何が八代市にとってすごくいいのかっていう。例えば、先ほど出ましたように、経済交流につながるのか、あるいは観光につながるのかっていうのは、幾つか考えながら、例えば中国であったり台湾であったり韓国であったり、いろんな都市との調査っていいですか、そういうのは、事実、今やっておるところでございますし、相手さんからそういった声も届いております。

ただ、なかなか、今世界情勢がこういった状況だもんですから、そこが見えないところがございまして、先にはなかなか進めないんですけども、考え方としては、当然必要だというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、ありがとうございます。

あと、政府要望の関係ですね、ありました。で、昨年より下がっているっていうような話ですね、言われとったですけども、意気込み的には何か、どんどんまだやっていきたいんだっていうような話でしたけれども、実際、何ですか、日程調整とかっていうことで、今言われたような、説明あったようなときにしか行けないちゅうわけなんですかね。回数ふやせないちゅ

うことなんですか。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君） 回数がふやせないということはございませんが、これまでです、国の予算編成の時期に合わせて概算要求の夏場に1回、本要求の前の秋ごろに1回ということで組んでおりました。

ただ、それ以外にも、八代港関係とかですね、非常に重要な部分につきましては、この政府要望の予算以外で、担当課のほうの予算でも、国交省のほうへの本省要望等は行っておりますので、そのような形ですね、いただいた予算の範囲内ですね、できる限り有効な要望活動は行っていきたいと思っております。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。先ほどもありましたとおり、何か、職員さんだけ行っても何かあんまり喜ばれないみたいなんですから、やっぱりちゃんとスケジュール調整しながらですね、行っていただきたいなと。何回もですね。よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） いいですか、答えは。

○委員（野崎伸也君） はい、よろしいですよ。

○委員長（亀田英雄君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 要望ですばってん。私は要望の件ですばってん。

これは、やっぱり行かにやわからぬって思います。昨年は、い業議員連盟単独でJAの生産者、消費者庁、農林省、財務省、行って、効果は得てきました。

それで、やっぱりこういう政府要望っていうのは、やっぱり地元から何回も行って、相手をお願いといいますか、生産者の思いとか地元の思いもですね、要望すれば、何とか近づくような気がしますので。どんどん、政府要望には…

…。

○委員長（亀田英雄君） はい、意見として承ります。

○委員（友枝和明君） 意見として。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。冒頭、御挨拶の中に、携帯電話を今回、坂本地区、3カ所ですかね、通じるようにするということでしたが、そうしますと、あと何カ所ぐらい（「イントラネット」と呼ぶ者あり）通じないところが残るのでしょうか。（「国の予算次第で」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） どんなのでしょうか。わかりますか。（笑声、「委員長の足元だけん」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 秋田課長。

○情報政策課長（秋田壮男君） はい。済みません、情報政策課秋田でございます。

携帯電話の不感地区、残りがあと何カ所になるかということでございますが、済みません、ちょっと資料をこちらに持ってきておりません。記憶の範囲内でお答えいたしますが、泉町には、まだ数カ所不感の場所がございます。それから、坂本町にも、現在要望が上がっております地区が4地区ございます。それから、要望は上がっておりませんけども、東陽町にも2地区、それから旧八代市二見町にも1地区、3カ所になりますが、不感の地区があるということを承知しております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。私の記憶では、東町も残ってると思うんですけど。

○委員長（亀田英雄君） はい、秋田課長。

○情報政策課長（秋田壮男君） はい。東町は整備はいたしました、坂谷地区5世帯が現在

不感になっております。ただ、このエリアにつきましては、地区のほうの市政協力員さんのほうから、私どものほうに相談を受けまして、私どものほうからNTTドコモのほうと交渉いたしました結果、ドコモ側が地区内に小さな小型の施設をつくるということで、合意になっておりますので、その整備が完了すれば、不感ではなくなるというふうに思っております。（「时期的にはわかっているの」と呼ぶ者あり）済みません、時期まではまだ把握いたしておりません。申しわけございません。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい、ありがとうございました。ぜひですね、全市的に拡充を目指して進めていただきたいと思います。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。地域おこし協力隊事業っていうのが、何か新規でありましたけれども、何ページかな。54ページですかね。ちょっと教えてもらいたいんですけども。これ、ちょっと概要ばちょっと教えてもらいたいんですが、よろしいですか。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 所属と名前をお願いします。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい、済みません。

○委員長（亀田英雄君） 申しわけない。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） 泉支所総務振興課の橋本でございます。よろしくお願いします。

ただいま御質問の、地域おこし協力隊につきましてですけども、この地域おこし協力隊の

ほうにつきましては、都会のほうから田舎のほうに来て住み込んで、その地域にマッチしたと
いますか、溶け込んで、その地域を活性化させるとい
う事業に、国のほうの政策で入っております。これ
を、今年、25年度に泉町の五家荘地域に2名を入
れて、その地域の活性化を図りたいということで計
画しております。地域外からの目線におきまして、こ
れからの五家荘地域を活性化させるための施策とか、
支援とかを行っていただくということで考えており
ます。

将来的には、こういった方がそのままその地域に
永住するという形で溶け込んでいただきますと、か
なりの活性化になるんだと思って、期待しているこ
ろです。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 山口で視察であったよ。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。これ、
大学生か何かですかね。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、橋本課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。いえ、
これは大学生というわけではございません。一般で
も、公募っていいですか、呼びかけをいたしまして、
それに熱意のある方を選定するという形になろうか
と考えております。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

来ていただいて、そういった地域おこしにやっ
ていただくというのは非常にいいことだというふう
に思うんですよ。将来的に、今、住んでいただけた
らってというような考えもあらわれるかもしれませんが
、住むとなるとやっぱりですね、その先の何か、仕
事的なものが、やっぱりなりわ的なものがないと、
やっぱりですね。そやんところの構想的な部分は持
っておられます。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい、済
みません。

○委員長（亀田英雄君） はい、橋本課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。済
みませんでした。この制度といいますのが、3年間
の期間を持っております。3年間の間に成果を発揮
し、その後につきまして、別な制度が使えるという
ことで伺っておりますので、そういったものを利用
して定住化を図っていくという計画でおります。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

とりあえず、新規ということですので、様子見
ていきたいなというふうに思いますけれども、やっ
ぱ、3年間というようなことですね、どういった方
々、年齢層の方が来られるかわかりませんが、人
生の中で3年間、そのどういった時期に来られる
かわかりませんが、非常に重要な時期に来られた
ということであればですね、そういったところの責
任っていうのも、何か非常にですね、重要なこと
というふうに思いますので、ちょっとそこまで含
めてですね、ちょっと、頑張ってやっていただき
たいというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） はい。

ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で……。

○委員（野崎伸也君） あ、済みません。

○委員長（亀田英雄君） はい、いいですよ。ま
だ間に合いました。

野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、済みません。

済みません、58ページ、上のほうですが、自
動交付機等各種機器リース料というのがあります。
今、これは市の庁舎だけですか。本庁だけでやっ
てるやつですかね。そのリース料

ということになつとですかね。ちょっと教えてください。（「今、市民課来ますので」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい、しばらくお待ちください。

はい、いいですか。

はい、山中課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。市民課の山中です。

自動交付……、「（「よかです。入ります」と呼ぶ者あり）済みません、今、途中で自動交付機というのを聞いて出てきましたので、もう一回質問をよろしくお願いします。（笑声）

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。自動交付機等各種機器リース料ということで674万2000円が計上されております。これは、本庁舎だけで行ってるやつの分のリース料なんですか。ほかにもどっかにあるんでしょうか。教えてください。

○市民課長（山中美紀代君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山中課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。自動交付機は本庁舎だけにございます。守衛室の前にある、あれ1台だけです。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。もう結構な年数たってるかと思うんですけども、その六百何十万というのがその1台で高いのか安いのか、比較対象するものがないんでわからないんですけども。年々、どうなっているのか。減価償却か何かで下がってきてるかどうか、その推移ちゅうのを教えてもらえます。

○市民課長（山中美紀代君） ええと。

○委員長（亀田英雄君） 山中課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。現在使用してますのは3台目の分で、昨年でしたか、一

昨年ぐらいに新しく入れたもので、その650万のうちの、今、あと1つ別の戸籍住民のほうに119万ですかね。戸籍のソフト使用料というのがありまして、それとは別なので、自動交付機だけでしたら470万ぐらいなんですけれども、実際、1000万ほどする機械なので、はい。高いか安いのかという判断は、ちょっとわかりません。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。感覚的になんですけど、非常に何か、市民の皆さん、活用されてるのかなと。利用数が多いのかなというふうに私は思ってるんですよ。

というのが、非常にですね、やっぱ窓口に行かなくてもというのもあります。直接行かなくてもというのがあります。カードしゃか持っていけばというのもありますし、あと、時間過ぎてもですね、そこでできるっていうのが非常に利便性が高いというのが、やっぱり受け入れられてるんだと思いますんで、よければですね、他市とかではまだいろんなところに波及されてるというのがありますよね、やっぱ、コンビニだったり何なりと。そういったところを含めてですね、今後、もう少し検討してもらいたいなと。多分、以前からそういった話もですね、出たかと思いますが。

こういった状況ですかね、そういったところは。

○委員長（亀田英雄君） 山中課長。

○市民課長（山中美紀代君） はい。今、コンビニとかという話が出ましたけれども、コンビニを使用するには、住民基本台帳カードというカードが必要になってくるものですから、今、本庁の自動交付機は、市民証明書交付カードで、ガメのついた、通称ガメさんカードと言ってるんですが、それを使ってますので、コンビニとはまた全然使い方が別になってきますものですから。

で、その住基カードと証明書交付カードを一体化させて、もっとちょっと普及させたらというようなお話も出てきてるんですが、マイナンバー制度というのがつい先日可決されて、そのマイナンバーがまた普及してくると、今の住基カードというのがどのように変わっていくかというのが、まだ今のところちょっと不透明でございますので、そこいらで、そちらのほうにはまだ踏み切れていないところです。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。何か、新たなですね、国の施策というのが始まれば、やっぱそっちのことにアンテナを張りながらですね、よりサービス向上につながるような取り組み、一々すぐですね、できるような形で取り組んどっていただければと思います。

○委員長（亀田英雄君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 最後です。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） はい、済みません。

防犯灯の設置事業というのがあります。658万2000円ということですが。

○委員長（亀田英雄君） 何ページですか。

○委員（野崎伸也君） ええと、済みませんね。別のほうばかり見よるもんだけん。（笑声）

○委員長（亀田英雄君） わかりますか、担当は。（「はい」と呼ぶ者あり）うんね、うんね、まだ質問のなかとばってん。（「55ページです」と呼ぶ者あり）55ページらしい。

○委員（野崎伸也君） はい、済みません。はい。

で、ですね、これがですよ、設置補助金ばですね、出しよんなとですけども、各校区に対して上がってきた分で出しよんなと思うとですけども、実際、そっちの補助金のほうはですね、400万ぐらいになっととですすけ

ど、実際、それで足りてるのかなというのがあるんですよ。

で、実際、市内を見る中で、ほとんど何かふえていきよらぬごた気がすっとですたいね。だけん、そういうとがあるもんですけんが、もう少し何か、その予算ば足らぬとじゃなかろうかっていうふうなんがありまして、どやんですか。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 東坂課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。（「ふえよう、ふえよう」と呼ぶ者あり）防災安全課の東坂です。

今、野崎議員からの御質問ありましたとおり、平成25年度におきましては400万という補助金額を計上しております。平成24年度におきましては300万でございました。300万で実際何基設置できたかといいますと、70基程度でございます。（「70基」と呼ぶ者あり）はい。

これは、蛍光灯防犯灯、明かりだけをつけるやつと、それと、下から鋼管柱を立てるやつもございまして、その合計で約70基程度なんですけど、地域からの要望というのは、その倍近い130基ぐらい上がってきております。ですから、地域要望の半分程度というのが設置数でございます、はい。そういう意味では、おっしゃったように、ふえてないと思われるのもいたしかたないのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、わかりました。

70基もふえとっちゃうことで、済みません、私の感覚ではですね、何でしょう、地域によってですね、非常にあれが違うんですよ。うちの、こっちの都会の地域んほうは、ちょっと何か結構つけくって言わす地域、校区もあれば、違うところに行けばですね、うちはちょっ

とそこまでつけぬでよかっていうような思いもですね、あられるともありますんで。やっぱ、全市的にですね、ふえていくっていうのがやっぱ必要かなっていうふうに思うんで、そういったとこ、今回、ことしはですね、１００万プラスでやっていただいたということで、非常にいいことだというふうに思いますんで。

そういったことも含めてですね、全市的にふやしていくような取り組みっていうのをですね、やっぱりちょっとやっていただきたいなというふうに思う。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい。

以上で質疑を終了します。（「はい」と呼ぶ者あり）

しばらく休憩いたします。

（午後２時５５分 休憩）

（午後３時０５分 開議）

○委員長（亀田英雄君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出の第８款・消防費及び第９款・教育費について、市民協働部から一括して説明願います。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、脇坂市民協働部次長。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） はい。それでは引き続き、第８款・消防費につきまして説明させていただきます。座りまして説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） それでは、予算書９７ページをお願いいたします。

目１・常備消防費では、１６億８５７９万３０００円を計上いたしております。

前年度と比較しまして、１４５５万１０００

円の増となっております。これは、これまで総務管理費で支出しておりました八代広域行政事務組合の事務局廃止に伴う負担金のうち、議会・総務関係負担金を消防費として負担するために増加したことが要因でございます。

特定財源、国県支出金４０万９０００円は、火薬類の消費等に係ります権限委譲事務市町村交付金が主なものでございます。その他、１０万１０００円は火薬類取締事務申請手数料でございます。

節１９・負担金補助及び交付金は、ただいま申し上げました八代広域行政事務組合消防費負担金でございます。その内訳でございますが、説明にありますように、一般共通負担金１５億７７６万８０００円は、消防署職員の人件費や事業、消防設備等に要する費用でございます。八代市と氷川町で負担するものでございます。

下段の特別防災負担金１億７８０２万５０００円は八代市単独の負担金でありまして、主な内容としましては、新開分署の人件費や事業に要する経費、それと本年度新たに日奈久分署の用地取得分として５３０万円が含まれております。

続きまして、目２・非常備消防費では２億３５３９万６０００円を計上いたしております。

前年比で３３３万５０００円の減額となっておりますのは、消防用小型ポンプ積載車等の購入費用の減が主な要因でございます。

特定財源の国県支出金１８６０万円は、石油貯蔵施設立地対策等交付金１３２０万円と熊本県電源立地地域対策交付金５４０万円でございます。その他の５４６９万９０００円は消防団員等公務災害補償費１００万円と消防団員退職報奨金５３６９万９０００円でございます。

節１・報酬５３８２万３０００円は八代市消防団員２５００名分の報酬でございまして、各階級ごとに定められた額により支出をいたして

おります。節４・共済費６２９３万円は消防団員の公務災害補償掛金４９５万円、退職報奨金掛金５００１万６０００円、福祉共済掛金７５０万円が主なものでございます。節８・報償費５３７２万円は、右の説明にあります消防団員退職報奨金が主なものでございます。２５年度は勤務年数の長い幹部の退職が多く見込まれておりまして、通年の退職予定者１５０人、１人当たり平均３２万７０００円に加えて、幹部６名分、４６４万９０００円を増額して計上をいたしております。節９・旅費１８２０万５０００円は、火災や災害時の緊急出動に対する出動手当が主なもので、出動１回につき、１８００円を費用弁償として支給するものでございます。延べ７６２５人分を計上をいたしております。節１１・需用費９１８万４０００円は、消防団活動に必要とします車両、ポンプ等の燃料費及び車検、修繕料などが主なものでございます。節１８・備品購入費２７３１万６０００円は、消防車両やポンプなどの資機材等の購入、また、消防団員の作業服、はっぴなどに要する費用でございます。本年度は消防小型ポンプ積載車４台と消防用小型動力ポンプ２台の購入を予定いたしております。節１９・負担金補助及び交付金７８０万５０００円は、消防団施設整備補助金としまして、１３４万４０００円を予定しており、消防車格納庫等の修理に要します費用の一部を補助するものでございます。そのほか、消防団本部及び分団に対する運営費補助などでございます。

続きまして、目３・消防施設費では、３２４９万８０００円を計上いたしております。

前年度と比較しまして、１５８万９０００円の増となっております。屋外消火栓ホース等格納箱の購入費用並びに消火栓設置に係る水道管理者への負担金の増が主な要因でございます。

まず節１１・需用費４２５万４０００円は、消火栓や防火水槽等の消防水利施設の修繕料が

主なものでございます。節１５・工事請負費１３０７万円は、説明欄にございます防火水槽新設工事２カ所分の１０９０万円と消防格納庫新設工事２１７万円でございます。節１８・備品購入費２６４万６０００円は、同じく説明欄の屋外消火栓ホース等格納箱の設置に係る費用でございます。節１９・負担金補助及び交付金１２５２万８０００円は、説明欄の消火栓新設・改修負担金で、事業管理者であります水道局や生活環境事務組合等へ支出するもので、２５年度は３６カ所を予定をいたしております。

続きまして、目４・防災管理費では、７２４８万６０００円を計上いたしております。

前年度と比較しまして、２２００万７０００円の増額となっております。一昨年の東日本大震災を教訓としまして、現在、地震・津波対策を含めた地域防災計画の大幅な見直し作業を進めておりますが、改定後の防災計画に係ります印刷製本費、また、防災時の重要な情報伝達手段であります同報系防災無線通信システム屋外拡声器７基の増設に係る費用が主な要因でございます。

特定財源の国県支出金１００万円は、熊本県電源立地地域対策交付金でございます。地方債の２６６０万円は、消防債、防災行政無線整備事業でございます。

まず、節１・報酬２６万７０００円は、八代市防災会議の委員報酬と国民保護協議会の委員報酬でございます。節１１・需用費１２６万９０００円は、防災行政無線機器のバッテリー交換等を含みます修繕費４００万円、それと先ほど申しました２５年度に改定いたします防災計画の印刷製本費としまして５１２万４０００円、防災施設備蓄用品２４２万円が主なものでございます。なお、防災計画につきましてはダイジェスト版を作成しまして、全戸に配布しまして、計画の周知に努めてまいります。

次ページ、９８ページをお願いいたします。

節12・役務費316万7000円は、防災無線の電波が直接届きません東町や二見地区への通信に必要な防災用電話料が主なものでございます。節13・委託料1702万7000円は、現在、防災無線が聞こえない、聞こえにくいという苦情が寄せられておりまして、本庁同報系防災通信システム不感地区の混信調査委託266万円と同通信システムスピーカーエリアの調査委託142万8000円を予定をいたしております。そのほかには防災無線保守点検委託費688万6000円、総合防災訓練会場設営等委託費284万4000円などが主なものでございます。節15・工事請負費2810万円は、本庁同報系防災通信システムMCA屋外拡声器の増設を行うものでございます。放送が聞こえにくいエリアの解消に向けまして、24年度2基の屋外拡声器を設置いたしましたが、25年度は海岸部の集落を中心に7基を設置してまいりたいと考えております。節18・備品購入費510万8000円は、備蓄倉庫1基と災害時の避難所で使用します発電機や毛布等の備蓄資機材購入費326万3000円が主なものでございます。最後になりますが、節19・負担金補助及び交付金558万6000円は、右の説明欄にもありますように、熊本県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金260万9000円と防災無線等の電波利用負担金255万2000円が主なものでございます。

以上で、消防費の説明とさせていただきます。

教育も引き続きよろしいでしょうか。

○委員長（亀田英雄君） いいです。

○市民協働部次長（脇坂 裕君） はい。それでは引き続き、第9款・教育費のうち、市民協働部関係の文化まちづくり課及びいきいきスポーツ課に関します予算につきまして説明をさせていただきます。

予算書108ページをお願いいたします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目3・文化施設費では1億5231万2000円を計上いたしております。

前年度予算額と比べまして4698万7000円の減額になっております。減額の主な理由としましては、職員1名の減によります人件費に係る費用と、鏡文化センター舞台照明設備改修工事の終了に伴うものが主な要因でございます。

特定財源のその他2351万9000円は厚生会館、千丁・鏡両文化センターの施設使用料及び自主文化事業の入場料が主なものでございます。

節1・報酬5万9000円は、説明にあります厚生会館・文化センター運営審議会の委員報酬でございます。次の節2から節4までは、職員7名分の人件費でございます。節7・賃金104万5000円は、鏡文化センター清掃職員の賃金のほか、自主文化事業開催時の会場誘導ですとか、駐車場整理など、アルバイトに係る費用でございます。節11・需用費2801万4000円は、厚生会館及び鏡文化センター、千丁文化センターの運営に伴う光熱水費2065万2000円及び修繕費313万6000円が主なものでございます。節13・委託料6199万円は、コンサートや演劇などの自主文化事業公演委託として1564万1000円、清掃業務委託1155万6000円、機械設備等の保守点検委託1461万9000円、舞台・照明の技術委託1315万4000円等が主なものでございます。節15の工事請負費467万円は、厚生会館の空調機のオーバーホールに係る改修費395万9000円が主なものでございます。

次に、文化財保護費を御説明いたします。

恐れ入ります、予算書110ページをお願いいたします。

目6・文化財保護費1億1777万9000

円を計上いたしております。

前年度予算額と比較しますと、１８５３万７０００円の減額となっておりますが、これは大鞘樋門の緊急応急処置等に係ります業務委託の終了と麦島城跡出土建築部材保存処理業務の委託終了などによるものでございます。

特定財源の国県支出金１４１２万５０００円は、埋蔵文化財緊急調査費国庫補助金３８２万８０００円と球磨川河川改修事業に伴う調査委託としまして、国庫委託金１０２９万７０００円でございます。また、その他３２９万１０００円は、やつしろ文化振興寄附金３１８万４０００円と書籍販売収入等１０万７０００円でございます。

節１・報酬１５万４０００円は、文化財保護委員の委員報酬でございます。節２から節４までは、職員１０名分の人件費でございます。節９・旅費１６２万８０００円は、各種事業実施に伴います専門員、指導員等の派遣要請旅費等でございます。節１３・委託料２３４５万７０００円は、球磨川河川改修に伴う球磨川はね発掘調査業務委託１０１７万７０００円、干拓遺跡保存整備事業に伴います業務委託費６４９万３０００円のほか、八代市文化祭等文化行事委託１８５万円、松浜軒外堀等調査業務委託２８９万４０００円が主なものでございます。節１９・負担金補助及び交付金９３０万９０００円は、国指定となりました八代妙見祭の神幸行事に参加します獅子舞や笠鉦等の保存会へ交付します伝統文化財維持管理補助金２５３万円と、妙見祭のＰＲ事業等を実施し、妙見祭の活性化を図ります八代妙見祭活性化協議会への補助金１７５万円、八代妙見祭の神幸行事安全管理費として、八代妙見祭保存振興会へ交付します国指定文化財公開活用事業補助金１９０万円、その他指定文化財や民俗文化財の整備、維持管理に係ります補助金１９６万円等が主なものでございます。最後に、節２５・積立金３１８万５

０００円でございますが、２４年度３月補正予算でも御説明いたしました文化振興寄附金を活用いたしまして、やつしろ文化振興基金へ積み立てるものでございます。

次ページ、１１１ページをお願いいたします。

項８・社会体育費、目１・社会体育総務費で４９５６万７０００円を計上いたしております。

前年度予算額と比較しますと、９５４万７０００円の減額となっておりますが、これは昨年度まで実施しておりました全日本女子柔道合宿に係ります事業費５８９万２０００円の減が主なものでございます。

節１・報酬１７万７０００円は、スポーツ推進審議会委員１４名分の報酬でございます。節２から４までは、職員５名分の人件費でございます。節９の旅費から節１４・使用料及び賃借料までは、課の業務で使います事務関係費並びに印刷機の使用料、公用車車検等に係る費用でございます。節１９・負担金補助及び交付金８８１万円は、説明にあります八代市体育協会補助金７３２万円、八代市スポーツ推進委員協議会補助金１２２万６０００円と熊本県体育協会負担金２６万４０００円でございます。

次に、目２・社会体育事業費では２９４３万７０００円を計上いたしております。

前年度予算額と比較しますと、３０５万円の減額となっておりますが、主な要因としましては、本年度、小アリーナに空調機を設置することにより、全国小学生ＡＢＣバドミントン大会空調機レンタル分の負担金３４０万円の減によるものでございます。

節１・報酬２７３万１０００円は、スポーツ推進委員８３名分の報酬でございます。節９・旅費２１９万３０００円は、スポーツ推進委員の研修に伴います費用弁償、それと会議出席等の市内旅費が主なものでございます。節１３・

委託料 951 万円は、本年度、天草市ほかで開催されます県民体育祭への選手派遣業務委託 645 万 6000 円や、25 競技で開催されます市民体育祭運営業務委託 150 万 2000 円のほか、競技人口拡大推進事業委託 100 万円などが主なものでございます。節 18・備品購入費 144 万 9000 円は、市民体育祭の主催が教育委員会から八代市へ変更になったことに伴いまして、新たに市民体育祭優勝旗の作成が必要になりまして、本年度、15 競技分を作成するもので、総額 120 万円を計上いたしております。残りの 10 競技分につきましては、次年度作成をお願いしたいと考えております。節 19・負担金補助及び交付金 1137 万 4000 円は、各種スポーツ大会出場補助金 500 万円、全国小学生 ABC バドミントン大会運営負担金 560 万円等が主なものでございます。

次の 112 ページをお願いいたします。

目 3・社会体育施設費では、3 億 4917 万 9000 円を計上いたしております。

前年度予算と比較しますと、1 億 8594 万 8000 円の増額となっております。

特定財源の国県支出金 4300 万円は、合併補助金、その他 3679 万 7000 円は、総合体育館などの社会体育施設の使用料収入が主なものでございます。

増額の要因としましては、設置後 21 年を経過します大アリーナの空調機の入替え及び小アリーナの空調機設置費用、電光掲示板購入費用など、総合体育館施設整備に伴う工事費が主なものでございます。

節 2 から節 4 までは、職員 7 名分の人権費でございます。次の、節 7・賃金 1209 万円は、市民球場及びテニスコート、武道館の臨時職員 9 人分の賃金でございます。これまで武道館と市民球場の一部につきましては、業務委託で行っていましたが、本年度より臨時職員により受付管理業務を行うことといたしております。

節 11・需用費 5658 万 1000 円は、説明欄の体育施設管理費で、総合体育館等初めとします各体育施設の光熱水費 3648 万 4000 円のほか、修繕料としまして、総合体育館 高圧受電設備改修 318 万 6000 円、バドミントンコートマット修理 111 万 3000 円、それと東陽スポーツセンター発電機バッテリー 取りかえ修繕 130 万円などが主なものでございます。節 13・委託料 6576 万 7000 円は、本年度新たに実施を予定しております武道館適地調査委託 500 万円、スポーツ・コミュニティ広場テニスコート増設工事実施設計委託 482 万 7000 円のほか、総合体育館受付業務委託 933 万 6000 円、同じく総合体育館 清掃業務委託 968 万 8000 円などの管理委託業務が主なものでございます。節 14・使用料及び賃借料 1593 万 4000 円は、設置後 21 年を経過します総合体育館大アリーナの空調機 2 台のうち 1 台が腐食による冷温水発生器の真空漏れを起こして作動しなくなりまして、工事期間の真夏時、7 月下旬から 8 月にかけて空調機をリースするための費用 1567 万円が主なものでございます。節 15・工事請負費 1 億 3800 万円は、ただいま申し上げました総合体育館大アリーナの空調機入れかえ工事 9500 万円と、同じく小アリーナ空調設備設置工事 4300 万円でございます。節 18・備品購入費 988 万 7000 円は、総合体育館大アリーナ電光掲示板購入費 844 万 4000 円が主なものでございます。現在の電光掲示板は体育館建設当時のものでありまして、各競技のルール改正等に対応しておらず、全国大会等の大規模大会を誘致する際にルール等に対応した掲示板が必要となることから、購入をいたすものでございます。

以上、消防費並びに教育費、市民協働部関係分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。御苦労さまでした。

以上の部分について、一括して質疑を行います。質疑をお願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 97ページよろしいですか。

消防費の非常備消防費333万減は、主に消防ポンプ購入費関係の減というような説明があって、あるんですけれども、97ページのほうで、防火水槽新設工事、屋外消火栓ホースの格納箱、消火栓新設改修負担金あたりで、1090万、264万、1252万、この辺はあれですかね、予定でいくと、二見及び日奈久、鶴喰も含めた、その辺が中心になってくるということですかね、その内訳は。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 東坂課長。

○防災安全課長（東坂 幸君） 防災安全課の東坂です。

まず、節3の消防施設費につきまして、防火水槽につきましては2基でございまして、これは坂本町の佐瀬野地区と中津道になります。それから、屋外消火栓ホース等格納箱購入につきましては、二見の中心部、先日協議をしてみましたけれども（「日奈久」と呼ぶ者あり）あ、日奈久の中心部、失礼いたしました。日奈久の中心部及び、これは全域的に不足しておりますので、新たに幾つかずつは設置したいと。

ただし、ワンセットで大体30万ぐらいかかります。ということで、この予算からすると、7ないし、全体で8かなというふうに思いますので、その辺のところで地域ごとに分けていきたいというふうに思っております。

それから、消火栓の新設改修負担金につきましては、まず簡易水道でいきますと、泉町の樫木地区、それから坂本町の部分につきましては

簡易水道の改修の場所が決まっておりますので、それに合わせまして消火栓をつけていきたいというふうに考えております。

上水道区域におきましては、八代市の上水道の区域と八代——氷川町を含めました水道区域と、2区域ありますけれども、その中で改修される場合にですね、消火栓を設置したり、あるいは改修を随時していきたいというふうに考えておりまして、現在の時点で、ここ、ここというのは正直なところ上がっておりません。随時やっていきたいというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 屋外消火栓の日奈久というのはですね、広域のほうでいろいろと、今、分署建設のほうで非常に反対陳情やら何やら、メインは二見、鶴喰が一番最初だったんですが、その中で日奈久には何らかの対応を市と協議してるというようなことだったんで、多分そうかなと思ったんですね。

で、防火水槽の新設が2基とも坂本ということで、多分、これは以前から要望が上がった案件ですね。で、二見と鶴喰地区に対して、まだ協議中という解釈でよろしかったですかね。

○委員長（亀田英雄君） 東坂課長。

○防災安全課長（東坂 幸君） はい。まず、防火水槽につきましては、防火水槽を設置する場合は、現在のところ、用地の提供をその地域の皆様方をお願いをします。本来であれば市有地があれば一番よろしいんですけれども、そういう場所がなかなかないものですから、地域の方々に御協力を要請しているところなんですけれども。

現段階で二見はですね、特に、そういう部分も含めまして、防火水槽設置要望というのが上がってくるんですが、今、私が確認しておりま

す限り、二見からはその分は上がってきておりません。

ただし、日奈久の一番南側につきましては、そういうお話もございましたので、先日、地域を回りましてですね、地元の方と回りまして、どこか場所はないかというようなことですね、調査をしているところでございます。

そういう形で、設置する場所、この選定というのが大変難しゅうございまして、地域の皆様方も本来は防火水槽が欲しいんだけどという思いもあるのかもしれませんが。ただし、その辺も含めまして、現在私どもとしましては、要望が上がってきましたところから順に設置はしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。日奈久の分についてはもう考えてということで、二見については地元要望も含めてまだ上がってきてないから、上がってるところからやっていきますよと。それでよかと思えますけれども、要するに、非常に広域の議会が今混乱しとるところちゃうのは、分署の移転について、どうしても民意を優先——民意が上がってきた、その要望書の中を見ると、やっぱ大をとって小を切るのかと、市街地一・二を中心に考えてやってるんじゃないかということと、球磨川以南にやはり2分署が欲しいというような流れの中の思いは、それは3校区共通なんですよ。

で、二見と鶴喰にすると、市街地じゃなかけん、こういう切り捨てるようなやり方になるのかというような中に、せめて防火水槽でもあればというような話が出てきてるけれども、実際問題、地権者の問題とか、いろいろあられると思うんで、そこは広域のほうとしっかり協議されてですね、地元の方々に納得いくようなやり方で進めていただきたいというふうに思いま

す。

それと、これは委員長、済みません、意見も入りますけども、さっき木本部長にもお願いしましたようにですね、やっぱふるさと市町村圏基金が今度まちづくり交流基金になるのは、さっきとダブるところもありますけども、そこは何かどうもニュアンス的に、産業振興費だけのような受け取り方に、こないだの議案説明でなっとるんですよ。なので、そこはやっぱ市民協働部としっかりこの消防とか救急救命関係も含めたところも、ちゃんと地域振興に交えてですね、地域振興のとり方というのはそういうものもありますから、そこら辺をしっかりと連携して、坂本部長がいろいろとやりやすいように、木本部長、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。

なければ、これより採決いたします。

議案第5号・平成25年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第58号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第58号・平成25年度八代市一般会計補正予算第1号

中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から歳入等について説明願います。

○総務部次長（山田 忍君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 山田総務部次長。

○総務部次長（山田 忍君） はい。それではまた、座りまして説明いたします。

それでは、別冊となっております議案第58号です。平成25年度八代市一般会計補正予算第1号をお願いします。総務委員会付託分について御説明します。

まず1ページをお願いします。

第1条です。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億971万1000円を追加し、補正の総額を歳入歳出それぞれ518億2941万1000円といたしております。

次に、第2条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては3ページの表で説明いたします。

それでは、3ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございます。詳しい内容は7ページの歳入、款21で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

7ページをお願いします。

まず、款の10、項1、目1、節1・地方交付税400万円は、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目6・教育費国庫補助金、節2・中学校費補助金で3091万1000円を計上しておりますが、第四中学校体育館改築事業費補助金でございます。

第四中学校体育館は平成24年度、国の大型補正予算に係る事業として補助申請いたしまし

たが、既存の体育館の面積より拡充する部分の経費につきましては、緊急経済対策としての大型補正予算の趣旨に合わないということで、国の平成25年度予算の補助対象になることが判明し、25年度予算として一部を計上したものでございます。国庫補助対象事業費の2分の1の補助金となります。

次に、款21、項1・市債、目6・教育債、節1・中学校債で7480万円を計上しております。

第四中学校体育館改築事業費1億971万1000円から国庫支出金3091万1000円を除いた額の95%の市債でございます。

以上、平成25年度八代市一般会計補正予算第1号の歳入の御説明とします。

なお、当総務委員会関係の付託の歳出はございません。

ですので、以上の説明といたします。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について、質疑を行います。質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なしでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり） はい。

なければ、これより採決いたします。

議案第58号・平成25年度八代市一般会計補正予算第1号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありが

とうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第13号・平成25年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第13号・平成25年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○広報広聴課長（上田真二君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 上田広報広聴課長。

○広報広聴課長（上田真二君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）広報広聴課上田でございます。座らせていただいて説明いたします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○広報広聴課長（上田真二君） それでは、議案第13号・平成25年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算について説明をいたします。

予算書のほうは177ページからになります。179ページをお願いいたします。

平成25年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7349万2000円と定めます。歳入歳出予算の款項の部分及び当該区分ごとの金額は、次のページになりますけれども、第1表、歳入歳出予算に記載をいたしております。

それでは、まず予算の総括を説明いたします。

183ページをお願いいたします。

上の表が歳入予算でございます。

第1款・分担金及び負担金は7万3000円で、前年度と同額でございます。

第2款・使用料及び手数料は9081万7000円で、前年比87万1000円の減でございます。

第3款・財産収入は43万5000円で、前年度と同額。

第4款・繰入金は1億8216万4000円

で、前年比2271万9000円の減でございます。

第5款・繰越金は1000円。

第6款・諸収入は2000円でございます。

次に、下の表、歳出予算でございます。

第1款・ケーブルテレビ事業費は9903万2000円で、前年比46万3000円の増、財源の内訳は、繰入金770万4000円と事業収入9132万8000円でございます。

第2款・公債費は1億7446万円で、前年比2405万3000円の減、財源は全て繰入金でございます。

以上が総括でございます。

次に、歳入歳出予算の詳細につきまして説明いたします。

184ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

第1款・分担金及び負担金では、分担金としまして7万3000円を計上いたしております。これは泉地区において、新規でケーブルを自宅に引かれた方が、受益者分担金を平成23年度から4年間で分割して支払われることになっておりまして、その25年度分でございます。

次に、第2款・使用料及び手数料では、使用料といたしまして8979万9000円を計上いたしております。

前年度に比べまして82万9000円の減となります。これは加入世帯数の減少によるものです。

節1・ケーブルテレビ使用料としまして5767万6000円、節2・インターネット使用料といたしまして3212万3000円を予定いたしております。

次の表になりますが、手数料といたしまして101万8000円を計上いたしております。

節1・放送手数料96万8000円は、現在2つのテレビショッピング番組を放送しておりま

すが、その２つの番組供給会社から払い込まれるショッピングチャンネル放送手数料でございます。加入世帯数で手数料が増減いたしますけれども、加入世帯数の減少により４万２０００円の減となる見込みでございます。節２の督促手数料としまして５万円を計上いたしております。

次に、第３款・財産収入は、財産貸付収入といたしまして４３万５０００円を計上いたしております。

これは東陽と泉地区において立てられた移動通信、いわゆる携帯電話用の鉄塔までに必要となる伝送路の一部をケーブルテレビから空きのある伝送路を貸し出している分の貸付料でございます。

次に、第４款・繰入金は、一般会計からの繰入金といたしまして１億８２１６万４０００円を計上いたしております。歳入の不足分を一般会計から繰り入れます。

次に、第５款・繰越金は、前年度から繰り越しとして１０００円を計上いたしております。

１８６ページをお願いいたします。

第６款・諸収入は、延滞金及び過料といたしまして、それぞれ１０００円を計上いたしております。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

１８７ページになります。

第１款・ケーブルテレビ事業費でございますが、目１・一般管理費といたしまして５６３９万６０００円を計上いたしております。前年度に比べて２７１万９０００円の減でございます。右側になりますが、節１・報酬費１６万１０００円は、説明欄にありますケーブルテレビ番組審議会委員報酬５万４０００円とケーブルテレビ管理運営審議会委員報酬１０万７０００円でございます。節２・給料から節４・共済費までは、坂本、東陽、泉支所のケーブルテレビ

担当職員３名分の人件費でございます。節９・旅費１４万１０００円は、ケーブルテレビの番組審議会委員及び管理運営審議会委員の交通費の費用弁償でございます。節１１・需用費８０万１０００円は、コピー機のパフォーマンスチャージ料や取材車両のガソリン代、通知書送付用窓つき封筒の印刷製本費などでございます。節１２・役務費３０３万７０００円は、説明欄にありますインターネットプロバイダー料１７６万２０００円のほか、郵便料６３万４０００円、口座振替手数料４０万などでございます。節１３・委託料１３９３万円は、説明欄にあります自主番組制作の委託料でございます。節１４・使用料及び賃借料１６５４万３０００円は、説明欄にありますケーブルテレビ通信機器等リース料２９８万８０００円やＣＳ放送番組受信料１２７０万６０００円、著作物使用料２５万円などでございます。節２３・償還金利子及び割引料４万円は、誤って納め過ぎとなった使用料をお返しする過誤納付還付金でございます。節２７・公課費１１１万３０００円は、使用料で賦課しました消費税を納めるものでございます。

続きまして、目２・施設維持管理費では４２６３万６０００円を計上いたしております。前年比３１８万２０００円の増でございます。右側になりますが、節１１・需用費１３６０万７０００円は、説明欄にあります施設維持修繕費６００万円のほか、電気料６２８万７０００円でございます。節１３・委託料１８５９万８０００円は、説明欄にありますセンター機器、伝送路設備保守委託１３５５万８０００円と、次の通信関係システム機器等保守点検委託５０４万円でございます。節１４・使用料及び賃借料８５７万２０００円は、説明欄にあります電柱供架料７７８万９０００円と自営柱土地等賃借料４０万５０００円でございます。電柱供架料は、ケーブルを敷設しましたときに九州電力や

N T T の電柱を借りている分の供架料でございます。

次のページ、188ページをお願いいたします。

第2款・公債費でございます。公債費は、当初ケーブルテレビ施設設備を整備いたしましたときに借入れを行いました起債の償還を行うものでございます。元金の償還といたしまして、平成25年度は1億6659万7000円計上いたしております。また、利子は786万3000円でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ありませんか。（「ありません」「なし」と呼ぶ者あり）はい。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ありませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）

なければ、これより採決いたします。

議案第13号・平成25年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（広報広聴課長上田真二君「ありがとうございます」と呼ぶ）

お疲れさまでした。

◎議案第19号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長（亀田英雄君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第19号・（熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更に係る）専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財政課長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 岩本財政課長。

○財政課長（岩本博文君） はい。財政課の岩本です。どうぞよろしくお願いいたします。説明は座ってさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○財政課長（岩本博文君） それでは、議案書の、今回の議案書の1ページをお開きいただけたらと思います。

議案第19号でございます。専決処分の報告及びその承認についてということでございまして、専決処分の内容は、次の2ページをごらんください。

熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございます。

内容は、熊本市町村総合事務組合の構成団体のうち、益城町及び御船町中小学校組合と川辺川総合土地改良事業組合が、平成25年3月31日をもって解散し、同日限りで組合から脱退するため、規約の一部を変更するものです。関係地方公共団体の同文議決期間中である2月6日付で専決処分したものでございます。

議案書とは別に、議案第19号関係資料として、新旧対照表を別途配付させていただいておりますので、参考までにごらんいただければと思いますけれども、変更部分に下線を引いておりまして、今回は益城町及び御船町中小学校組合、それと川辺川総合土地改良事業組合が脱退したことにより、削除されております。そういう資料でございます。

なお、この規約は平成25年4月1日から施

行するといたしております。

以上をもちまして、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ありませんね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

なければ、これより採決します。

議案第19号・（熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更に係る）専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） はい。挙手全員と認め、本案は承認されました。（財政課長岩本博文君「ありがとうございました」と呼ぶ）

お疲れさまでした。

◎議案第38号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第38号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中人財育成課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人財育成課の中でございます。よろしくお願いま

す。着席の上、説明申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（亀田英雄君） はい、よろしくお願いいたします。

○人財育成課長（中 勇二君） それでは、議案書の119ページをお願いします。

議案第38号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について説明いたします。

改正理由でございますが、障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、法律の規定を条例の中に引用しております部分の改正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

今回、法律の名称が障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されております。また、障害者支援施設の定義をしております第5条第12項が1つ繰り上がって、第5条第11項となっておりますので、その部分を改正するものでございます。

施行日は、法律の施行日と合わせまして、名称の変更部分は平成25年4月1日から、項のずれの部分は平成26年4月1日からといたしております。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）はい。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、これより採決します。

議案第38号・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号・八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について

○委員長(亀田英雄君) 次に、議案第39号・八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人財育成課長(中 勇二君) はい。

○委員長(亀田英雄君) 中人財育成課長。

○人財育成課長(中 勇二君) はい。それでは、引き続き、議案第39号・八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について説明いたします。

議案書は121ページになります。

改正理由でございますが、平成24年9月の地方自治法の一部改正により、市議会の本会議における公聴会及び参考人の制度が導入されるとともに、あわせて実費弁償の対象となったことを受けまして、本市においても支給のために必要な条例の改正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

地方自治法の改正にあわせまして、引用しております条項の改正を行っております。自治法の第100条は議会の調査権に関する規定、第115条の2は、本会議における公聴会及び参考人制度に関する規定となっております。

施行日は公布の日からとしております。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いします。

○委員長(亀田英雄君) 以上の部分について

質疑を行います。質疑をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(亀田英雄君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(亀田英雄君) なければ、これより採決します。

議案第39号・八代市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(人財育成課長中勇二君「ありがとうございます」と呼ぶ)

◎議案第40号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正について

○委員長(亀田英雄君) 次に、議案第40号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人財育成課長(中 勇二君) はい、委員長。

○委員長(亀田英雄君) 中人財育成課長。

○人財育成課長(中 勇二君) はい。それでは、続きまして、議案第40号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正について説明いたします。

議案書は123ページからでございますが、別途に概要の資料、1枚物ですけれども、配付いたしておりますので、そちらで説明をさせていただきます。

右肩に議案第40号関連資料と……この1枚物の。(「よかですよ」「よかよか」と呼ぶ者あり) はい。改正の趣旨でございますが、国家公務員に対する退職手当の支給水準引き下げのた

め、国家公務員退職手当法が改正され、平成25年1月1日から施行されたことを受けまして、本市におきましても、国及び他自治体との均衡を図るため、支給率の引き下げを行うものでございます。

改正内容でございますが、現在、民間との支給水準の均衡を図るために設けられております調整率を、現在の100分の104から100分の87まで段階的に引き下げるものでございます。最終的に制度が完成すれば、平均で400万円弱の引き下げとなります。

また、引き下げ幅は国に準じて実施したいと考えておりますが、引き下げの時期については1年度ごととし、平成25年度から3カ年で実施したいと考えております。そのため、国は、一番下の表になりますが、平成26年7月1日に制度完成でございますが、本市では9カ月おくれの平成27年4月1日で制度完成となります。

これは職員管理を4月採用、3月退職という形で行っておりますので、年度途中での引き下げ改定は職員の間に混乱を引き起こしかねないとの判断から、年度ごとの引き下げを提案するものでございます。

それでは、議案書のほうに戻りまして、議案書の124ページをお願いいたします。

今回は2本の条例が関係しておりまして、第1条で退職手当支給条例の本則の一部と調整率を規定しております附則を改正し、第2条で平成18年に制度改正を行いましたときの改正条例の附則を改正いたします。附則に経過措置が規定しており、まだ適用されている部分があるための措置でございます。

施行日は、平成25年4月1日としまして、附則のほうで段階的引き下げのための経過措置を規定いたしております。

説明は以上でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いいたします。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。別紙のほうですすね、説明していただいたんですけども、そこで改正内容2番ということでありまして、段階的引き下げ時期と調整率ということで書いてあったんですけども、これが段階的に引き下げられていきますよね。25年、26年、27年ということで制度完成しますという話でしたけれども、各年度ごとのですね、影響額というのをちょっと教えてもらいたいんですけども。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。全体で約400万程度と言っておりますが、まず最初の1段階目で140万程度、それから2段階目でさらに140万程度、最後の段階で120万程度ということで、トータル400万程度になります。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今教えていただいたのは、各個人の関係ですよね。（人財育成課長中勇二君「はい」と呼ぶ）市全体に係る影響額というのは試算されてるんですか。毎年度の……退職者掛ける……というのは。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。毎年度ごと、ずっと追っかけてはおりませんが、平成25年度ですね、平成25年度末の退職予定者、定年退職予定者が25名いらっしゃいますけども、こちらですね、制度が変わりますと3000万以上の差があるということで試算をいたしております。それ以降まではちょっと試算

はいたしていません。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。今回、国のほうのですね、国家公務員の関係が変わったということで、八代市のほうもと地方のほうもというような話で、ならっていきますという話で今回条例のほうをですね、変更ということで提案されとつとですけども、そもそも八代市のほうが、どういったですね、考えのもとにですね、給料ちゅうかこの支給に関するちゅうか、手当等に関してもなんですけども、どういった考えをですね、持っておられるのかなというふうに思うところがあつとですよ。

というのが、やっぱり、入る段階でどうなるかわからぬとですけども、ある程度はライフプランというのがですね、あると思うんですよ、やっぱり職員さんたちにもですね。そういったものがこういった国の外部的な要因によって変化されるというのも、やっぱりちょっと難しい部分とかですね、考える部分があつとじゃなかりうかなというふうに思うわけであつて、私も民間におるわけなんで、いろんな外的要因でですね、自分のライフプラン変更する部分もあるかと思いますが、そういった部分についてですね、やっぱ、もう少しやっぱ公務員としては、ちゃんとしたですね、市の考え持ってからですね、やっぱ周りがするけんうちもするつていうような考えじゃなくてですね、そういった部分あつてよかつじゃなかりうかなと。

1つはやっぱ優秀な人材ばですね、受け入れていくためには、やっぱそれなりの給料も払わぬばいかぬどというように私は思いがありますんで、そういったところ含めて、考え方的なところ、右へ倣えじゃなくてですね、八代市の考え方というのはどういったものを持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。今回の退職手当水準の引き下げといいますのは、国の人事院のほうで、民間と国との退職給付の水準について調査をなされております。で、その退職給付といいますのが退職手当のような一時金だけではなく、退職後に年金として支払われる職域加算分等も含めたところで、民間との水準を比べたということでございます。

その結果、国においては大体402万程度の差があるということで、それを埋めるために、年金の給付は水準を下げずに、こちらの退職手当のほうで差を埋めるということでの改定を国が決定しております。

で、我々の公務員の——地方公務員の給料というのは、当然それぞれの自治体で条例を改正して決定していったよろしいんですけども、実際にどういう基準に基づいてそれをしなければいけないかということは、地方公務員法のほうで情勢適用の基準等もございまして、民間あるいは他の自治体、それから国あたりの状況を踏まえて考えなさいということになります。国のほうが——国の人事院がですね、比較をして調査をして出した数字というのが、一番それを適正に反映しているんだと思われますので、通常の給料、それから期末手当等の支給、それから退職手当等についても、基本的にはそこをもとに改正を行い、均衡を図っているというところでございます。

市独自の判断もあつてよろしいんじゃないかということですけども、よそとは違うという判断をするためには、かなりのやっぱ調査をする必要がございます。県の人事委員会あたりはですね、独自の調査をやつて、熊本県の水準という数字を出しますけども、市町村レベルが人事委員会等を持っておりませんので、人事院、それから県の人事委員会あたりの数字をもとにですね、決定させていただいております。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。さっきも言ったように、何でしょう、右へ倣えというような感じじゃなくてですね、やっぱ八代市は八代市の感覚ば持っと思ってよかと思うとですよ。さっき言われた熊本県というのは、やっぱそやんと持っと思って、そういった国からのあれに対して、きちんと物を申し出るというところもあると思いますんで、自分たちもやってきたっていうような、これまでですね、があるんで。

あと、今言われたように、合わせていく、民間とか自分たちの周りところを見ながら合わせていくという話をですね、するのであればですよ、実際八代市がどういった状況にあるのかっていうことからいけばですね、本当はまだ高いんだろかなとは思うんですよ、やっぱり。そういったことは加味せぬといかぬとかもしれぬとですけど、先ほども言いましたように、やっぱ優秀な人材を多くここで市民のですね、皆さんのためにも入れていただきたいというのがありますんで、ここら辺のところについてはですね、少しやっぱ、もう少し、言われたように、人事院の委員会というのはないかもしれないんですけど、何か独自のものはあっているんじゃないかなというふうに思います。

あと、もう一つなんですけど、段階的に下がっていくというようなことになると思いますよ。というのが、早く辞めようかなとかっていう人も出てくっとなかなかと思いますけれども、そういったところは心配されることはないですか。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） この退職手当の制度が国、それから各自治体で改正をされている中で、報道でもあったと思いますが、改正前に駆け込み退職というふうな報道がなされておりました。

本市ほうでも勸奨退職ということで、定年前です、退職をする制度自体はありますので、平成24年度でも5名ぐらひはその制度を利用なさる方はいらっしゃったんですが、支給率が下がるから慌てて辞めたということでの話は伺っておりませんし、まだこの先、そういうことであれば早目に退職を考えたいというふうな、直接はですね、私どもは話は聞いておりません。

ただ、組合交渉あたりでですね、話をする中では、やっぱり職員の中からはもう少し先延ばしはできないのかとか、そういう御意見はあったというふうには伺っております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 了解しました。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。本当にこれは私はね、びっくりしてる場所なんですね。

国が2010年度、まあ民主党政権時代ですけど、調査をしたら、民間と約400万円格差があったということで、この制度をね、急いで決めたということになってるわけですけども、じゃあ民間はどうかというと、実際に大企業の部分というのはね、正規職員を解雇して、そして派遣労働者にかえて、で、正規職員も含めて賃金も低く抑えて。で、その分、じゃあ株主さんとかね、そういう人たち、お役人さんたちの給料、株主への報酬、こういうのはどんどん上げていったんですね。そういうところで、民間は引き下がってると思うんです。

で、じゃあ地方自治体はどうかというと、八代市においても、かなり人員をね、正規職員をカットしてきたと思うんです。その分を今まで勤めた人たちを報酬を引き下げて、嘱託職員で来ていただくとか、そういうことで忙しさをね、何とかカバーしているという状況にあると思うんですね。

だから、これができたときに、今、開始時期や引き下げ幅については、それを地方自治体に任せるといふふうに附帯意見があったと思いますが、八代は即踏み込まなかったちゅうところは、私は評価しています。

そういうことで、今お話にあったように、これをね、先取りして、早期退職をしたという人は八代市にはいませんということでしたから、安心してはるわけですが、実際にこういうことをずっとやっていったらね、今野崎さんも言われたように、本当に優秀な人材を、しかも住民サービスを一生懸命やっていく職員をね、なくしていくことになるんじゃないかというのも1つあります。

だから、私はこれまでも皆様も御承知だと思いますけど、職員の給与をどこがやったから、国がやったから、今度は国家公務員は7.8%削ってますよね。東日本大震災の復興支援のためにということ。だけど、本当にそれがきちんと使われてないのは、もう皆様も御承知のとおりだと思うんです。だから、私はやっぱり地方自治体としても、こういうやり方にはね、物申すんだということをね、主張していくことも大事じゃないかなと思います。

私は、意見をもう言わせていただきますと、この制度には断固反対です。400万もね、削られるということは、どんなことになるでしょうか。だから私は本当にね、本当に住民のために一生懸命仕事をする人たちの報酬を引き下げたら、その職員もね、サービス精神をなくしていきます。私もかつて福祉、医療の仕事をしてましたから、やっぱりいい医療をやるためには、個人のそういう生活的な安定も必要だということで、両方の足で運動してまいりました。

それともう一つは、賃金もボーナスも、やはり公務員が目標になってました。公務員が下がったら、私たちも下がってました。だからやっぱり公務員は一定の水準を保ってほしいという

のが、ずっと私長い間、三十数年間にわたる思いでしたので、私は、意見になりますけど、この制度を本当に反対です。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） はい。意見として賜ります。

質疑はいいですか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で質疑を終了します。

ほかに意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第40号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号・八代市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第41号・八代市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中人財育成課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。それでは、引き続き、議案第41号・八代市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は127ページからでございますが、こちらにも別途資料をお配りしましたので、こちらで説明をさせていただきます。2枚物の、右肩に議案第41号関係資料と印字されてるものであります。よろしいでしょうか。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○人財育成課長（中 勇二君） まず改正の趣旨でございますが、特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務等の特殊な勤務で、給与上特別の配慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に対して支給される手当でございます。

こうした業務の特殊性の捉え方も、社会情勢や業務形態の移り変わりに伴い変化していくことから、今日的な視点による見直しを行い、業務の特殊性や実績に応じた支給となるよう、改正をお願いするものでございます。

見直しの考え方としまして、大きく3点から行っております。

まず1点目に、手当の必要性の検討及び対象業務の見直しを行いました。

2点目に、支給方法が適切なものとなるよう見直しを行っております。

3点目に、国、県や他の自治体との均衡がとれたものとなるよう見直しを行っております。

次のページをお願いします。

改正条例では、別表全体を改正いたしておりますけれども、こちらには改正部分を抜粋して、現行と改正案の新旧を比較できるように掲載いたしております。

今回の見直しの結果、これまで12種類で32の区分がありましたが、11種類28の区分となります。

この条例の施行日は平成25年4月1日をお願いをしたいと考えております。

説明は以上でございます。（委員長亀田英雄君「はい」と呼ぶ）御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。濟いません、い

ろいろと、昔つくったやつが今のやつにそぐわぬけん変えますっていうような話だったかと思うんですけど、何かよりどころとなる部分か何かあったっですかね。その基準額に目安とするものがあったのかどうか。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。金額につきましては、1つは同様の業務が国とか県にあります場合は、その額を基準となるよう考えて改正を行っております。それから、他の市あたりでも特殊金手当を持っておりますので、その調査をいたしまして、どの水準の金額を支給されてるのか、そことうちの金額を比較して、適当なものであるか等について検討を行っております。

ただ、国と市町村は業務が違いますので、国あたりにない手当も結構ありますので、そこあたりは他の市町村あたりとの比較がメインとなっております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。濟いません、多分、今の話の中で行けば、国だったり県とかのやつがよりどころとして見ながら、金額ば合わせたっていうような話だったかと思うんですけども、どやんなんでしょね、このやり方がよかったのかどうかわからぬとですけども、実際感覚的にですね、本当こやんとば出さぬばんとだろうかっていうような部分もですね、なきにしもあらずというような手当もですね、見受けられるんですよ。

で、今回、市役所の中だけでですね、検討されたというふうに思うんで、実際はですね、やっぱ特別職にはそういった報酬の関係のですね、委員会とかっていうのがあつとですけども、そういったものもですね、活用されながらですね、市民目線というか、いろんなところの

部分から意見聞きながら、やっぱその手当について、本当にそれが必要なのかどうかとか、本当にこの金額でよかったですかというところがですね、精査されたほうがよかったのかなというふうに思いますんで。

とりあえず今回はこういった見直しされたというようなことですので、特段ですね、反対する気持ちはないんですけども、今後そういったものが、市民の中にもそういった思いですね、あるっていうのはやっぱ覚えておいていただきたいなというふうに思います。（委員長亀田英雄君「外部からの評価ちょうこと」と呼ぶ）はい。

○委員長（亀田英雄君） 今、答えいいですか。

○委員（野崎伸也君） ああ、あるなら、はい、下さい。

○委員長（亀田英雄君） 何かコメントできますか。

○委員（野崎伸也君） 質疑ですんで。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） この件に関しましては、一般質問いただいたんですが、やっぱ市民からの観点といいますか、市民からの視点ということを忘れずに、我々が作業するになっても、そういったところはどうかという気持ちは忘れずにですね、なるべく外部のそういった資料を集めるとか、そういったことで対応していくようにしていかなければいけないなと考えております。

以上です。（「ちょっと、よかですか」と呼ぶ者あり）（「笹本さんが先だった」と呼ぶ者あり）（「どうぞどうぞ」と呼ぶ者あり）

○委員（笹本サエ子君） いいですか。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○委員（笹本サエ子君） はい。この対照表の中に、市長が困難であると認めるものに限ると

というのが、上から、福祉業務手当のところにも書いてありますし、それから、訪問指導手当のところにも同じように、市長が困難であると認めるものに限る、括弧書きでしてありますけど、それはどういう状況を指してるんでしょうか。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。この福祉業務手当につきましては、これまでもあったわけですが、こういった業務全てが対象になるものではないという現場の声もありまして、ただ、該当するものもあるということで、業務を絞らせていただきました。

で、実際にこの、市長が困難であると認めるものというのはどういうことを想定しているかといいますと、福祉業務でいきますと、施設入所のためには、やはりちょっとこう、暴力を振るうような危険性がある方がいらっしゃった場合にも、例えば職員が行くだけではなくて、警察のほうにお願いして、あるいは専門の病院と一緒に立ち会ってというふうな業務の場合もあるということでした。そういった場合には危険であるということで、この手当の対象にしたほうがよからうということで、部分的には残すべきだという判断になりましたので、この福祉業務手当、それから訪問指導手当、同じなんですけども、もっと詳しく定めました内規をつくって運用していこうということで、このようなつくりになっております。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。訪問看護とか、そういうことになってるわけですけど、例えば感染症になってるというのが明確でないときに訪問して、実は感染症を持ってたんだというようなことがあった場合とか、そういうのも考慮に入れないと、後でわかったとしても、そ

のとき対応したのはね、危険手当の対象になるというふうにしないと問題があるんじゃないかなというふうに思います。

それともう一つお願いします。このことによって、見直しによって、現職員で不利益になる対象者はいないか、職員はいないかということ。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい。現実にはですね、実際、今支給されてる方で、こちらに挙げてありますように廃止になるという方がいらっしゃると思いますので、減るということでは、当然減ります。それを不利益と言え、まあ不利益にはなります。

ただ、我々が方針を持って見直した中では、それは不要であろうというふうに判断いたしましたので、その部分については組合交渉などをしまして御理解をいただいたところでございます。

○委員（笹本サエ子君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君） はい。今、御理解いただいたということですけど、その対象者の方または職員を代表する組合等々々が理解をしたと、合意をしたということでしょうか。

○委員長（亀田英雄君） 中課長。

○人財育成課長（中 勇二君） はい、そうです。

○委員（笹本サエ子君） わかりました。

○委員長（亀田英雄君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。実に今、先ほどの退職金のことも、それで今度のことについても、今、公務員をしておられる方に対して、非常に厳しい風が吹いてるなというのを感じております。まあ、そう言いながらも、私も退職のほうには執行部案に賛成したわけなんですけれども、やはり今厳しい風でありますので、この風にですね、やっぱり負けないうで、本当に頑

張ってもらいたいなという気持ちを持っております。

この手当について言わせてもらうならば、これまでのいろんな歴史の中で、その担当課の意見を聞きながら手当というのは決まってきたというふうに私は感じております。それで、先ほど、少しは安心しましたけれども、組合あるいは担当課の方とですね、十分に話をしながらこの手当のですね、ことについては、今後も考えてもらいたいというのを希望したいと思えます。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 意見として賜ります。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 質疑、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（成松由紀夫君） よかですか、意見。

○委員長（亀田英雄君） はい、どうぞ。

○委員（成松由紀夫君） 今、鈴木田議員が言われたとおりなんですけども、大変厳しい状況はわかるんですが、1つ気になったのはですね、答弁いいんですけど、特別作業手当でごみ対策課の処理作業に常時従事される方が廃止ということにこれなってますよね。今、大変PM2.5やら何やらっていうことと、ストーカやら溶融炉やらっていうことで今、非常にこう、なっとる中で、ここが廃止になるっていうことは、現場は承認されたというようなですね、話ではありますけども、ごみ処理施設に勤務する職員云々で多分対応されていく部分はあろうかと思いますが、やっぱり飛躍的に、何て言うんですか、マイナス、さっきでの笹本さんの言葉をかりれば、ちょっと不利益をというよ

うなニュアンスになるかもしれませんが、不利益とか利益とかじゃないですけど、義務を果たして権利を主張するじゃないですけども、義務はしっかり果たしてるのに、どんどんマイナス面が出てくるということが、やっぱりある中でもですね、これは提案は執行部がされてくるわけですから、我々も通していきたい中で、中課長も非常に苦渋の立場かなと。担当職員さんも皆さん、本音言われせれば、やっぱり実際は意地持ってですね、プライド持って仕事しよんなる人ほど、いや、もっと言いたいことあるんだよということの中で提案されるわけですので、我々は肅々と賛成はしますけども、そこら辺はまた提案される方であったり、議案をいろいろ検討される中でも、またしっかり義務を果たす上に権利も主張するぐらいの話はされたほうがいいと思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。先ほども申し上げましたけれども、やっぱ職員さんの給与を、先ほど退職の関係のですね、条例のやつもあったんですけども、やっぱ外部評価ちゅうのは、できればそういったところをされたほうがよかつじやなかろうかなというふうに思いますので、意見としてですね、やってくださいということをつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにございませんか。

○委員（太江田茂君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、太江田委員。

○委員（太江田茂君） はい。いろんな話が出とりますけれども、今市役所に合格しようって、やおいきまっせん。そういう中で仕事しながらですね、こうじゃない、ああじゃない、へ理屈言うたらおかしいと思います。

この前もうちのほうで職員が仕事せぬと。朝

から出てきたなら、昼にすぐ飯食わっして帰ってはってかすと。そういう職員もおっとですよ。それ今、笹本委員さんが言われるように、そういうとをこぎったり安すなすとはおかしかって言いなはるばってん、そういう職員もおるんですよ。1週間には、中で1日休めば、1週間の中で2日仕事して、休んで、2日仕事すりゃ、また休みでしょうが。そういう人たちもおらす中で、職員が、ならば給料の安かけんどうのこうの、言う筋合いじゃなかですよ。私はそやん思います。

ほいで、まあ八代市役所とか、そういう公務員になられた、それなり努力して、せっかく狭き門を開けて通った人が、そういうふうじゃいかぬと私は思うわけです。それで、ここから先も職員も、自分の仕事と思ってやってもらえぬと、誰かがするどたいちゅうて、出勤してきて、すぐ飯食って、なら帰りますて帰って、ど行くか、パチンコ屋行ったとんげな。そやん話なかもん。そやんとを私はただ聞いたから言いよっとですよ。

○委員長（亀田英雄君） はい。きちんと仕事をして、きちんとした給料を頂ければと。（委員太江田茂君「はい。仕事しとる上の要求ならよかつですよ」と呼ぶ）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第41号・八代市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（人財育成課長中勇二君「ありがとうございました」と呼ぶ）

◎議案第４２号・八代市市税条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第４２号・八代市市税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○資産税課長（畑中房一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） いいですか。畑中資産税課長。

○資産税課長（畑中房一君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）資産税課の畑中です。よろしくお願いします。失礼ながら、座って説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○資産税課長（畑中房一君） 説明に際しましては、議案書並びに１枚物の議案第４２号資料、八代市市税条例施行規則の抜粋で説明をさせていただきますと思います。この１枚物の紙ですけれども、よろしいでしょうか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）はい。それでは、議案書の１３１ページをごらんいただきしたいと思います。

議案第４２号・八代市市税条例の一部改正について。八代市市税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、公益等のために直接専用する固定資産について、固定資産税の課税免除をするには条例の改正が必要である。

次のページをお願いします。１３２ページです。

八代市市税条例の一部を改正する条例。八代市市税条例（平成１７年八代市条例第２５６号）の一部を次のように改正する。

第６０条の次に、次の１条を加える。条見出しを固定資産税の課税免除とし、第６０条の２、公益等のために直接専用する固定資産、有料で貸し付けるものを除く、のうち、規則で定めるものについては固定資産税を課さない。附則１、この条例は公布の日から施行する。２、

経過措置としまして、改正後の八代市市税条例の規定は、平成２５年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成２４年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるいたします。

それでは、今回の改正理由から申し上げます。

各地域で所有されています自治公民館や消防団施設等の固定資産税の課税については、これまで、設置後初めての課税年度では、市政協力員や区長、町内会長などの納税義務者から減免の申請を行っていただき、次の年度からは非課税取り扱いとしていました。

しかし、昨年の交付税検査において、これらの施設は地方税法で非課税の対象となっていないため、現行の本市の条例では、第７１条の減免として取り扱うこととなり、毎年課税を行った後に、納税義務者から減免申請書を提出していただいた上で、当該物件の税額を減じるべきとの指摘がなされました。

自治公民館や消防団施設等については、利用にあわせた設備となっていることから、短期間での利用目的が変更されることは通常ないため、毎年減免申請書の提出による取り扱いでは納税者であります市政協力員や区長、町内会長から手続の負担や提出忘れによります税の納入義務が発生することなどから苦情が出ることが予想されますので、今回、固定資産税の課税免除を条文に追加し、内容を整理しまして、次年度からの申請手続を免除するために改正するものでございます。

それでは、詳細を説明いたします。１枚物の総務委員会資料、八代市市税条例施行規則の一部を改正する規則の抜粋をごらんください。

まず、８条では、課税免除の対象となる固定資産を消しております。１号では、地域において、専ら当該地域の住民の行事、集会等の公共の用に供する公民館や集会所の建物や土地とし

ております。市内で約320カ所程度ございます。2号では、消防団の用に供する固定資産でございます。対象物としましてからは、詰所やポンプ車、積載車等の格納庫、約210カ所を予定しております。3号では、市長が特に必要があると認める固定資産です。

続いて、2項では申請書の提出日及び記載事項を記しております。

まず1号では、納税義務者の住所や氏名等、2号では、土地の所在、地番、地目、地積、3号では、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積、4号は、課税免除を受けようとする理由でございます。

ここで、申請書の提出日については、当該年度の初日の属する年の1月末日までとなっております。

平成25年度分を課税免除する場合には、25年の1月末までとなり、提出期限を過ぎた状態となることから、資料の一番下をごらんください。附則2で、特例措置としまして、平成25年度の固定資産税の課税免除にかかわる申請書の提出の期限は、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、平成25年度の固定資産税の第1期納期限——これは平成25年5月31日ですけれども、の7日前、本年の場合は5月24日金曜日となります。

もとに戻りまして、続いて3項では、ただいま説明しました土地や建物等の事項に変更がない場合は、平成25年以降は申請書の提出を免除するものでございます。この項の内容によりまして、翌年度から申請書の提出が不要となります。

続いて、4項では、固定資産税の課税免除を受けた者は、その事由が消滅した場合は直ちにその旨を市長に申告しなければならないとなっております。

次に、附則1で、この規則は条例と同様に、公布の日から施行することとなります。

以上で、市条例の一部改正の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について質疑を行います。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、すいません、これまで、申請して減免だったんですかね。

（資産税課長畑中房一君「はい」と呼ぶ）申請して減免だったのか、免除だったのか、ちょっともう1回確認させてください。

○委員長（亀田英雄君） はい、畑中課長。

○資産税課長（畑中房一君） 申請時は減免申請で、取り扱いとしてからは非課税ということで、常に全然、国や県、市の土地と同じような、同等の状況の土地だということで、申請をしていただいていたと。しかしながら、先ほど申しましたように、交付税検査で、それは違うんだよということですね、今回、減免申請の場合は、毎年申請をしなければならないものですから、課税免除というものを制度をつくりまして、そしてこれからはその制度で、1回出していただければ、次からは申請が不要という形をとらせていただくということです。

○委員長（亀田英雄君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。じゃあ、これまでもお金をもらってなかったちゅうことでしょう。

○委員長（亀田英雄君） はい、畑中課長。

○資産税課長（畑中房一君） はい、そうです。

○委員（野崎伸也君） わかりました、はい。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） すいません、せっかくよかあればさしたと思うとですけど、申請漏れちゃうか、1回すればもうよかつちゅう話なんで、漏れのないように、きちんとした対応をですね、していただくようにお願いします。

○資産税課長（畑中房一君） はい。

○委員長（亀田英雄君） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第42号・八代市市税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（資産税課長畑中房一君「どうもありがとうございます」と呼ぶ）

はい、御苦労さんでした。

◎議案第43号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第43号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○防災安全課長（東坂 宰君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。防災安全課の東坂でございます。よろしくお願いいたします。申しわけございませんが、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○防災安全課長（東坂 宰君） それでは、議案第43号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明いたします。

議案つづりが133ページとなりますので、

よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君） はい、いいですよ。

○防災安全課長（東坂 宰君） なお、提案理由といたしましては、障害者自立支援法の改正に伴いまして、同法の規定を引用する部分の改正をするに当たり、条例改正が必要になったということになっております。

それでは134ページをお願いいたします。

また、本日、別添で右肩に議案第43号関係資料という1枚物のペーパーをお配りしておりますので、こちらの新旧対照を用いまして説明させていただきます。

今回は第9条の2、第1項第2号を一部改正するもので、新旧対照表にアンダーラインを引いております部分でございます。

条例に引用しております法律の名称が、障害者自立支援法から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正になりました。また、法律の内容が整理されまして、第5条第12項が、第5条第11項へと繰り上げられたことに伴います改正でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について質疑を行います。

○委員（成松由紀夫君） ああ、違ごうた。

○委員長（亀田英雄君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） いえ、採決かと思つた。（笑声）

○委員長（亀田英雄君） ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ありませんか。

なければ、これより採決します。

議案第43号・八代市消防団員等公務災害補

償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４４号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例等の一部改正について

○委員長（亀田英雄君） 次に、議案第４４号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。引き続き説明させていただきます。（委員長亀田英雄君「はい、よろしくお願いします」と呼ぶ） よろしく願いいたします。

それでは、議案つづりの１３５ページをお願いいたします。

議案第４４号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例等の一部改正につきまして説明いたします。

提案理由といたしましては、限られた消防活動を行う消防団員を新たに設けるには条例の改正が必要であるということでございます。ここで、限られた消防活動をする消防団とは何かという疑問も少々生じていらっしゃるのかと思いますので、条例改正そのものの説明に先立ちまして、少し説明させていただきます。

配付しました議案第４４号関係資料と右肩に書いてあります資料がございますが、その１ページをごらんください。

上部の枠の中に、限定活動消防団員制度の導入に向けてとありますが、本市では、後ほど出てまいります消防団との協議、検討の中で、限られた消防活動を行う消防団員を限定活動消防団員というふうと呼ぶことにいたしました。なお、一般的には機能別消防団員というふう言

われるものです。同じ枠内に記しておりますように、限定活動消防団員とは、能力や事情に応じて、特定の活動にのみ参加する消防団員であり、通常の消防団員とは異なる団員ということになります。

この制度の設立経緯や特徴につきましては、消防団員の減少を食い止めるとともに、さまざまな技術や技能を生かして、消防団活動に貢献し、消防団を側面から支えるものということで、平成１７年度に総務省消防庁が新たな施策として打ち出したものでございます。

本市におきましても、消防団員の減少、特に山間部の減少が急激でありまして、そのような現状の中、消防団員の幹部会議や、また市議会の一般質問の中でも論議が交わされまして、制度の導入に向けて検討を重ねてまいりました。

その検討内容をまとめたものが資料の２ページ、八代市限定活動消防団員制度の概要というふうになっております。

また、次のページ、資料の３ページをごらんいただきますと、今回の条例一部改正にあわせまして、八代市消防団限定活動消防団員の設置に関する規則というものを制定、施行予定としております。

前置きが少し長くなりましたが、これから条例改正の説明に入らせていただきます。

資料４ページの新旧対照表をごらんいただければというふうに思います。

今回の改正では、八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例等の一部改正とありますように、今回の条例改正は３つの条例の一部改正となっておりますので、順次説明をさせていただきます。

まず、八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

議案つづりの１３６ページ及び本配付しました資料の４ページ、新旧対照表をごらんくだ

さい。説明に関しましては、新旧対照表により行います。

まず、目次の第2章を、定員から定員及び種別に改正いたします。また、本文の第2章も同様に改正いたします。

次に、第2条ですが、現行では第2条の見出しがありませんでしたが、新たに団員の定数及び種別という見出しを設けました。また、消防団員の種別を明確化するために、新たに第2項から第4項の部分を追加しております。

続きまして、第3条では、団員の資格に係る条項となっておりますけれども、第2条の改正にありますとおり、消防団員の種別を、基本消防団員と限定活動消防団員とに分けておりますので、資格につきましてもおのおのの要件を設けるものです。

第1号の基本消防団員につきましては、現行の要件を引き継いでおります。

また、第2号の限定活動消防団員につきましては、さらに要件を上乗せしております。安易に基本消防団員から限定活動消防団員への移行を防ぐために、10年の要件を設けます。また、消防団長が認めれば、現在消防団員ではない方からも限定活動消防団員にはなれる旨の規定を設けております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

第4条第1項第2号におきましては、現行では禁錮の錮の上に振り仮名が記されておりましたが、改正案では振り仮名を削除いたしました。これは、禁錮の錮の字が、これまでは常用漢字になかったものですから振り仮名をつけておりましたけれども、常用漢字に新たに含まれたものですから、今回の改正にあわせて振り仮名を削除したものでございます。

第6条第1項では、現行では団員にと記述しておりましたが、団員に種別を設けましたことから、新たに括弧書き部分の限定活動消防団員を除く、第3項及び第10条において同じとい

う部分を追加いたしております。

第13条におきましては、現行では団長としておりますものを、消防団長に改正するものです。この条例中、第5条及び第10条では、消防団長と記されておりますことから、条例中の名称を統一するために改正したものでございます。

続きまして、八代市報酬及び費用弁償条例の一部について説明いたします。

議案つづりの136ページの下から9行目及び資料の5ページ、下段の新旧対照表をごらんください。

消防団員に種別を設けましたことから、条例中、別表第1の報酬額表の中で、現行の消防団団員とあります後に、括弧書きの部分、限定活動消防団員を除くというものを追加しておるところでございます。

続きまして、八代市非常勤消防団員に係る退職報償金に支給する関する条例の一部改正について説明いたします。

議案つづりの136ページの下から4行目及び資料の6ページをごらんください。

資料でいきますと、第1条の非常勤の者の後に、新たに、限定活動消防団員を除くの部分を追加いたしました。

また、第6条第1項第1号では、先ほど説明したものと同様に、禁錮の錮の字の振り仮名を削除したものです。

最後に、このたび、限定活動消防団員制度を導入いたしたいと考えおりますけれども、やはり消防団の確保という点で考えますと、あくまでも一般的な消防団員、通常の消防団員というものを確保したいというふうに考えております。今回の限定活動消防団員といいますのは、あくまでも補足的な部分というふうに考えておりますということを申し添えまして、説明を終わらせていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい、ありがとうご

ございました。以上、説明が終わりました。

以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。大変すばらしい制度の導入と思っております。特に、今私も消防団しよって、OBの方々がですね、少のうなとつとが非常に危惧されて、夜警のときなんか、いざ鎌倉というときには、我々でもう加勢はしたい。で、そういう何か制度がないのかなというのをよく年末も話が出とって、ほかの校区からもいろいろ出とったです。これはまさにそれが活用できるなど。

まあ、女性消防団員さんの部分については、また今後いろいろ検討されて、フォローできるようなことを考えられれば、もうそれで、現状ではこれはすばらしい制度だと思うんで、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） なければ、これより採決します。

議案第44号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（亀田英雄君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（防災安全課長東坂宰君「お世話になりました」と呼ぶ）

お疲れさんでした。

しばらく休憩いたします。午後5時から再開をいたします。

（午後4時54分 休憩）

（午後5時00分 開議）

◎平成24年陳情第7号・MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議方について

○委員長（亀田英雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送や持参にて届いております要望書については、写しをお手元に配付しておりますので御一読いただければと存じます。

今回、当委員会の新たな付託はありませんでしたので、継続審査となっておりました陳情1件の審査に入ります。

それでは、平成24年陳情第7号・MV22オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりですが、もう、1回継続分ということですので、以前継続だったのでですね。朗読はいいでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

意見をお願いしたいと思います。前回は継続審査と審議未了ということで競合しまして、継続ということになっております。いかがいたしましょうか。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） もうまあ、イエロールートというような話だったのが、今度はオレンジルートということでなっております、一旦これはもう審議未了でいいんじゃないかなと。（「請願の趣旨に違うということですね」と呼ぶ者あり）

り) はい。中身がちょっと違ってきてるんですね。またイエロールート云々でいろんなことが出てくれば、またそういった趣旨で上がってくると思いますんで、審議未了でいかなものかと思います。

以上です。

○委員長(亀田英雄君) はい。今、成松委員のほうから審議未了ということで意見が出されましたが、ほかにありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

笹本委員。

○委員(笹本サエ子君) はい。審議未了ということでしたけれども、今回は熊本ルート——イエロールートをまず訓練しますよということだったけど、急遽変わったんですね。そのイエロールートのときは、NHKから私電話いただきまして、住民として監視体制を組織されますかという電話が入ったんですよ。で、急いで地元の住民の皆さんに電話をして、約束をとったところで、また再びイエロールートは今回はなしですと、で、オレンジルートに切りかわりましたということですけど、今、実際にアメリカがやろうとしていることは、沖縄では既に、皆さんも御承知のように、2月の27日ですか、沖縄の県会議員、それから市町村議員、全てが国会に陳情されたんですね。要請行動された。で、集会も持たれて、4000人集まれたということになったわけですね。

そういうことで、また基地の移転も今進めようとしていると。沖縄も猛反対だけでも、それも進めていくという中で、沖縄の負担軽減というのも含めて、政府は日本全土にこのオスプレイを訓練飛ばそうとしているというふうに進んでるわけですね。

だから、私はイエロールートがなくなったということじゃなくて、今回はたまたまオレンジルートに切りかわったけれども、イエロールートも含めて、全国にあと5つのルートに訓練がその都度行われていくというふうに想定します。熊日新聞

にもそのように報道されてるわけですがけれども、だからこれは、やっぱり声を上げなくてはいけないというのが私の思いです。

以上です。

○委員長(亀田英雄君) 笹本委員、どんな、賜ればいいんですか。継続審査という感じですか、採決という感じですか。

○委員(笹本サエ子君) いや、私は採決でもいいと思う。今、審議未了って出たから。(委員成松由紀夫君「採択か継続かって聞きよなっとなですよ」と呼ぶ)(委員笹本サエ子君「採択か…」と呼ぶ)

○委員長(亀田英雄君) 意見の趣旨ば聞きよっとなです。(委員笹本サエ子君「ああ意見ね」と呼ぶ) はい。採決ということ。

○委員(笹本サエ子君) 採択をしたいと。採決をしたいと思います。成松さんの意見は審議未了だったです。

○委員長(亀田英雄君) 審議未了です。(委員成松由紀夫君「そうそうそう」と呼ぶ) 笹本委員は採択ということですね。

小会にします。

(午後5時05分 小会)

(午後5時06分 本会)

○委員長(亀田英雄君) 本会に戻します。

審議未了を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず審議未了についてお諮りいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しないものは反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(亀田英雄君) はい。挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。審議未了でございます。(「はい」と呼ぶ者あり)

以上で、請願・陳情の審査を終わります。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（亀田英雄君） お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） はい。御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・行財政の運営に関する諸問題の調査

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（亀田英雄君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（地域情報化計画について）

○委員長（亀田英雄君） このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、地域情報化計画についてをお願いします。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 永原企画戦略部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。失礼します。地域情報化計画案について御報告をさせていただきます。

この計画は、地域の情報に特化した個別計画でございまして、携帯電話やスマートフォンなどの普及、インターネット利用者の増加などの社会状況に対応するために、行政、企業、個

人、団体が共通の方向性を持つためのガイドラインとして策定をするものでございます。

情報化に特化した最初の計画は、合併前の平成15年からの5カ年の高度情報化基本計画でございまして。その後、平成20年に地域情報化懇話会の提言に基づきまして、24年度までの5カ年計画として地域情報化計画を策定いたしました。今年度は現計画の最終年度に当たりますので、地域情報化懇話会が今後の計画について検討を行い、本年2月14日に新たな計画策定について、市長へ提言をされたところでございます。

そこで、庁内の情報化推進委員会が地域情報化計画案を作成し、現在、パブリックコメントを募集をしているところでございますので、その内容につきまして、計画の概要などによりまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

説明は秋田情報政策課長がいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○情報政策課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、秋田課長。

○情報政策課長（秋田壮男君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）よろしくお願いします。情報政策課秋田でございます。座って御説明させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○情報政策課長（秋田壮男君） ただいま部長のほうから簡単な説明がありましてとおり、地域情報化計画は情報化に特化した個別計画でございまして。

情報化計画の本文はお配りしてあるとおりでございまして、22ページに及びますので、その概要を別紙、地域情報化計画案の概要として取りまとめておりますので、そちらのペーパーのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1の趣旨・基本理念でございまして、

こちらでは、この計画が地域情報化懇話会の提言に基づくものであること、また、市民の安全で快適な暮らしなどに資する目的で、情報化の基本的な視点、考え方のガイドラインを策定したことなどを記載いたしております。

次に、基本理念につきましては、人がつながるコミュニケーション都市、八代といたしたところでございます。

次の2、計画の期間でございますが、平成25年から平成29年までの5年間といたしております。

3の基本方針にいたしましては、(1)から(3)までの3項目を挙げ、それぞれ主要な事項について記載をいたしております。

(1)の人と人とのつながりと温もりを基本とした情報化では、情報格差の是正や行政サービスの公平維持などについて、あるいは地域コミュニティ活動の支援などを取り上げております。

(2)情報機器やインターネットの普及による情報化につきましては、携帯電話のエリア拡大や超高速通信網の整備促進などに取り組むといたしたところでございます。

(3)安全安心な情報化につきましては、情報セキュリティリスクへの対応などを挙げております。

また、ここに記載はいたしておりませんが、計画書本文におきましては、これら基本方針の(1)から(3)、それぞれに指標を定めており、また章を分けまして、具体的な施策につきましてもスケジュール等を掲載したところでございます。

次の4、地域情報化懇話会でございますが、これは計画書の附属資料になる部分で、委員数やこれまでの活動状況などを記載いたしております。活動状況といたしましては、第1回懇話会が平成24年3月27日に開催され、その後3回、計4回の懇話会が実施されております。

最後になりますが、冒頭、部長が説明したとおり、この計画は現在策定中という段階のもので、パブリックコメントを募集しているところでございます。委員の皆様のおかれましても、計画書本文のほう、ぜひごらんいただきまして、後日で結構でございますので、ぜひ御意見やお気づきの点など、企画情報政策課までお寄せいただければ幸いにございます。

以上をもちまして、地域情報化計画案に関する御報告を終わります。

○委員長（亀田英雄君） はい。御丁寧に説明をいただきまして、ありがとうございます。

膨大な資料ですので、後日でも結構ということですので、そのように賜りたいと思います。簡単な質問がございますれば賜りたいと思いますが。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ありませんか。

ないようでしたら、以上で地域情報化計画についてを終了いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査（総合計画後期基本計画について）

○委員長（亀田英雄君） 次に、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、総合計画後期基本計画についてをお願いします。

○企画戦略部長（永原辰秋君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 永原企画戦略部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君） はい。先般、2月5日の総務委員会におきまして、総合計画後期基本計画の案を御説明をいたし、いろいろ御意見を賜りました。また、総合計画の策定審議会から、2月の19日に答申をいただき、市長決裁を得て、総合計画後期基本計画を策定を

いたしましたので、本日はその御報告をさせていただきます。

説明は丸山企画政策課長にいたさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策課長（丸山智子君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） はい、丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君） はい。企画政策課の丸山です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君） どうぞ。

○企画政策課長（丸山智子君） 初めに計画書でございますけれども、現在、印刷発注中ということでございますので、本日は原稿のコピーをもちまして報告とさせていただきます。計画書が完成次第、お手元にお届けいたしますので、御了承お願いいたします。なお、計画の中身につきましては、前回の総務委員会で計画案の段階で説明をさせていただきましたので、本日は内容の説明は省略させていただきます、お手元の資料につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、資料1でございますけれども、こちらは総合計画策定審議会からの答申書でございます。附帯意見として4項目いただいております。いただきました御意見を尊重いたしまして、これらに留意して今後計画を推進してまいりたいと考えております。

次に、資料2でございます。これは前回の総務委員会でいただいた御意見への対応について整理したものでございます。1枚目から2枚目の一番上までの表につきましては、当日のやりとりを掲載したものですので、既に御承知のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

2枚目の下の表になります。市議会意見に対する各課回答は、これは要望、意見ということで当日いただきまして、事務局からは回答いたしておりませんでしたので、後日、各担当課の

ほうに伝えまして、その回答をまとめたものでございます。

1は軽度の発達障害が疑われる子供さんへの対応についての御意見で、担当課からは、より専門的な知識を有する保健師や関係機関と保育士が連携をとりながら、丁寧な説明を行っていきたいという旨の回答をいたしております。

2は、先ほどの当初予算の審議で笹本議員から御質問もあったところでございますが、人権文化の創造については、全国的な動向をつかんだ上での取り組みをしてほしいとの御意見で、先ほどの担当課長の説明もありましたが、文書ではですね、担当課からは、そのときの社会情勢等を踏まえた人権問題を取り上げながら、さまざまな人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図ってまいりたいという旨の回答をいたしております。

なお、3つ目の農林水産業のうちの林業・水産業の担い手育成についての記載が少ないという御意見につきましては、検討の結果、計画案を修正いたしております。下線の部分にございますように、林業につきましては、本日お配りしました計画書の96ページになりますが、新たに担い手の確保を図る1文を追加いたしました。また、水産業につきましても、100ページに、八代海の特性を生かした増養殖等を推進することで担い手の育成を図ると、具体的な内容を入れた文章に修正をいたしておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

なお、計画の全文につきましては、今後、市のホームページに掲載いたしますとともに、4月1日号の市報に掲載いたします。また、概要版の町内回覧などを行い、市民の皆さんへの周知を図っていく予定でございます。

以上、簡単ではございますが、総合計画後期基本計画策定の御報告とさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について、何か御質問、御意見等はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 報告ということで賜りたいと思います。

ないようでしたら、以上で総合計画後期基本計画についてを終了いたします。（企画戦略部長永原辰秋君「ありがとうございました」と呼ぶ）（企画政策課長丸山智子君「ありがとうございました」と呼ぶ）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（スポーツ施設整備及び充実等に関する指針について）

○委員長（亀田英雄君） 次に、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、スポーツ施設整備及び充実等に関する指針についてをお願いします。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。

○委員長（亀田英雄君） 坂本市民協働部長。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。大変お疲れのところ申しわけありません。市民協働部のほうから2件ほど御報告いたしたいと思います。

まず、スポーツ施設整備に関する指針につきまして、いきいきスポーツ課の有馬課長のほうから御説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（亀田英雄君） はい、有馬課長。

○いきいきスポーツ課長（有馬健一君） はい。いきいきスポーツ課長の有馬でございます。よろしくお願いいたします。それでは座らせていただきまして御説明させていただきたいと思います。

それでは、お手元に八代市のスポーツ施設整備及び充実等に関する指針ということで、本文と、あと概要版というのを2部お配りしてあるかと思います。この概要版でですね、説明をさ

せていただきたいと思います。

それでは、概要の1ページをですね、ごらんいただきたいと思います。

この指針のですね、作成に当たりまして、我々が所管しております体育スポーツ施設の整備をですね、何を優先すべきか、そこらあたりのですね、方向性について取りまとめたものでございます。

まず、1章目に指針策定にあたってということで、競技スポーツの多様化、市民がスポーツをしたいという欲求、全国・九州レベルのスポーツ大会や合宿の招致ということで、このような環境の変化の中ですね、スポーツ施設の数や機能が充足できてない現状がございます。これを受けまして、平成21年に八代市スポーツ振興計画を策定しまして、その中で施設の整備、充実を進める必要性を掲げております。

その後、平成24年の2月に、八代市スポーツ推進審議会に八代市体育施設の整備についてということで諮問をさせていただいております。これを受けまして、同7月に審議会からの答申を受けまして、これを基本的な考え方としてこの指針をまとめたところでございます。

この指針の事業期間につきましては、平成25年度から34年の10年間とさせていただいております。

対象とする施設といたしましては、いきいきスポーツ課の所管の八代市体育施設としております。

第2章の八代市のスポーツ施設の現状につきましては、①で八代市体育施設、これは我々が所管しております25の施設でございます。体育館、武道館、テニスコート、グラウンド等がございます。

次の2ページをごらんください。

上のボートハウスまでの25施設なんですけれども、あと、夜間照明施設がございまして、小学校、中学校等にですね、夜間照明灯を設置

しております。これは20施設あります。

それと2番目に、その他のスポーツ施設ということで、我々が所管している以外ですね、施設。これは県営の八代運動公園、また公園施設、学校の体育施設、あるいは民間のスポーツ施設ということで、本文の中にはこれらの施設の利用状況とか課題等を掲載させていただいております。

次に、第3章で、スポーツ施設整備の基本方針ということで、これが振興審議会の中ですね、答申をいただいた内容になっております。5つの柱のですね、基本方針で成り立っております。

まず、大規模スポーツ大会の招致にかかわる施設整備ということで、2番目が、誰もが安心して利用できるスポーツ施設の整備、3番目に、市民のニーズとスポーツの多様化に対応できる施設整備、4番目に、スポーツ施設の耐用年数と老朽化を考慮した施設整備、5番目に、緊急性の高い施設整備ということで、5つの柱でこの内容を盛り込んでございます。

次の3ページでございますけども、第4章にスポーツ施設の主な整備事業ということで、今の3章の基本方針をもとにですね、この指針を策定しております。この内容につきましては、それぞれの施設をですね、効率的かつ計画的に整備を進めると。ただし、社会情勢や財政状況、突発的な施設の破損などの影響により、随時見直し、更新していくとしております。

この内容につきましては、新規に建設する事業と既存施設の改修事業ということで、大きく2つに分けておりまして、まず新規の建設事業につきましては、まずは八代市立武道館の移転建設というところで捉えさせていただいております。2番目にサッカー場の建設、3番目に公認プールの建設、4番目にアーチェリー場の建設ということで、一応10年間でこの事業を取り組ませていただきたいということで挙げ

させていただいております。

次に、既存施設の改修事業につきましては、大規模スポーツ大会招致のための整備事業。これには総合体育館小アリーナの空調設置とスポーツ・コミュニティ広場のテニスコート増設が挙げております。2番目に耐震改修事業。総合体育館と東陽スポーツセンターのつり天井の耐震改修と千丁体育館の耐震改修。あと3番目からは人にやさしい整備事業、4番目に安全性向上のための整備事業、5番目に市民ニーズとスポーツの多様化に対応した整備事業、6番目に施設の老朽化による改修事業、7番目に施設整理、統合、廃止等の関することということで、これにはボートハウスのですね、利活用について掲げさせていただいております。

全てですね、事業を取り組むためには相当の財源が必要となります。これにつきましてはですね、まだ財源の確保はできてはおりません。市としては、環境センターの建設とか学校の耐震化とか、大きな課題がございますので、その中にですね、こういった事業をですね、優先的に取り組ませていただきたいというふうに捉えております。

25年度の当初予算には武道館の適地調査委託とかですね、総合体育館の小アリーナの空調設置あるいはスポーツ・コミュニティのテニスコート増設のための実施設計、また、これは24年度の補正になりますけれども、千丁体育館の耐震改修のための実施設計ということで今回の予算にですね、盛り込ませていただいております。

最後に、このスポーツ振興審議会の附帯意見としまして、4つの項目を掲げさせていただいております、学校スポーツ施設の整備、公園スポーツ施設の整備、それから民間スポーツ施設との連携ですね。4番目に体育施設の管理運営ということで、この4番目の管理運営につきましては、指定管理者制度の導入というところ

も触れさせていただいております、今回のこの体育施設につきましても、指定管理者制度の導入を計画しております、26年度ですね、導入に向けて、今、計画を進めているところでございます。平成25年の6月の議会にはですね、この条例改正案等もですね、審議していただければというふうに考えております。

以上、スポーツ施設整備及び充実等に関する指針について御報告させていただきます。

以上です。

○委員長（亀田英雄君） 以上の部分について、何か御質問、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） ないようでしたら、以上でスポーツ施設整備及び充実等に関する指針についてを終了します。（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

御苦労さんでした。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（熊本県地震・津波被害想定調査結果の概要について）

○委員長（亀田英雄君） 次に、熊本県地震・津波被害想定調査結果の概要についてをお願いします。

坂本市民協働部長。

○市民協働部長（坂本正治君） はい。それでは、いよいよ最後ですけども、よろしくお願いいたします。

実はこれについてはですね、今、うちのほうで地域防災計画の策定を急いでおりますけども、一番基本になる地震・津波の被害想定調査の結果が県のほうから出されましたので、その概要につきましてですね、御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○防災安全課長（東坂 宰君） 委員長。

○委員長（亀田英雄君） 東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。防災安

全課東坂です。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君） はい。

○防災安全課長（東坂 宰君） 先日の3月12日の新聞で皆さんごらんになりましたですね、お気づきのことかと思えますけれども、八代市でも最大震度7、浸水域は県下最大の6500ヘクタールという被害の大きさに、大変御心配なさっているんじゃないだろうかというふうに思います。

まだ最終的な調査報告というのは私たちの手元にも届いておりません。しかしながら、最終調整前の資料がございますので、そちらに基づきまして説明をさせていただきたいと思えます。

1枚めくっていただきますと、先日の新聞のカラーコピーをつけております。私どもも大変、これを見ながらですね、ある意味驚いたところでございました。

もう1枚めくっていただきますと、平成23年の3月、東日本大震災を受けまして、熊本県では地域防災計画の見直し検討の基本資料とすることを目的に、2年間かけて地震・津波の被害想定を実施してきたというふうにお聞きしております。

その調査結果をまとめたものですが、まず地震について説明いたします。地震につきましては、布田川・日奈久断層を初め、近隣の地震、それから南海トラフを含めまして、6地震10ケースの想定をしております。特に、布田川・日奈久断層帯、これも中部、南西部の連動型の地震につきましては、1つの断層で4つの破壊開始地点を設定しながら調査を行っております。

その中の1つのケースとして、八代市域内で最大震度が7という調査結果が出ております。この最大震度7というのは、八代市のごく一部で震度7があれば、最大震度7というふうに出

ます。市役所でいいますと、5強です。

また、先日の新聞にはこのケースとは違いましたんで、震度7の地域は八代市には表示されておりません。ただ、どのケースにおきましても震度5強以上の予想区域が市域の大部分を占めますので、強い揺れが懸念されます。

次に、地震に伴う液状化についてですが、八代市は干拓による軟弱な地盤の地域が多いこと、あるいは球磨川や氷川沿いの地域では、地下水位が高いことから、液状化の可能性は大変高いというふうに予想されます。また、急傾斜地崩壊につきましても、揺れが大変大きいことから、また元来急傾斜地崩壊の危険性が高い地域が多いために、崩壊確率は大変高くなるというふうに思われます。

なお、液状化及び急傾斜地崩壊の地図につきましては、今私たちの手元に届いているのは大変小さな地図で、はっきりしたところがわかりませんので、この辺は一番新しい詳細な地図を早目に入手したいというふうに考えております。

次に、1枚めくっていただきまして、津波についての説明を行います。

東日本大震災では、巨大な津波により大規模な被害が発生したことから、日本全国で津波に関する不安を抱えながら暮らしている方々が多く、今回の調査でも注目をしていたところでございます。

津波に関しましては、そこに記載しておりますとおり、3つの地震の4ケースで発生すると想定しております。その調査結果は朔望平均満潮位の2メートルにプラスしまして、津波波高地帯は1メートル、合計の津波高は3メートルとなりまして、既存の堤防を上回る高さはございませんでした。

しかしながら、新聞報道にありましたように、八代における浸水域は6500ヘクタール、予想がなされておりますが、なぜ津波高は堤防より低いのに、広大な地域が浸水するのかという

ふうに疑問が湧かれているんじゃないかなと思います。

その答えとしまして、浸水域の説明文と図をごらんいただければと思います。

浸水域の計算に当たっては、地震動による海岸堤防の破壊条件を与えて検討を行いますけれども、熊本県では堤防の耐震点検を実施中でありまして、全容が把握されておりません。そのため、浸水域の算定に際しましては、地震によって堤防が損壊するという悪条件下において津波が発生し、浸水が生じることを前提に検討されております。図にありますように、堤防が地震動により損壊し、それに伴い海水が流入することによって、6500ヘクタールもの地域が浸水する想定となっております。

浸水域につきましては、海岸堤防からの距離は場所によって随分異なりますけれども、おおむね約3.5キロから5.5キロあたりまで、また標高で申しますと、これも周囲の状況により随分異なりますけれども、約2メートルまでの地域は浸水するものと予想されております。

なお、図の中にもありますとおり、地震動により堤防が損壊し、地震発生直後から浸水が始まるということになりますので、その対策は困難をきわめるものというふうに考えております。今後は詳細な図面等を含めた一番最新の資料を入手いたしまして、また市民の皆様方への十分な説明を行いますとともに、自助・共助・公助、それぞれの部分では何をするのか、何が必要なのかの検討を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（亀田英雄君） はい。以上の部分について、何か御質問、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 県からの報告を受けて、早速大まかに概要が、全体像がわからない中での報告ということですので、詳細はですね、

また委員会に報告ができるような状態になれば、御報告を求めたいと思いますので、その節はまた詳細に報告をお願いしたいというふうに思います。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい、わかりました。

○委員長（亀田英雄君） ないようでしたら、以上で、熊本県地震・津波被害想定調査結果の概要についてを終了いたします。

お疲れさまでした。（「お疲れでした」と呼ぶ者あり）

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 以上で、所管事務調査２件についての調査を終了します。

○委員長（亀田英雄君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてをお諮りいたします。

所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後５時３６分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２５年３月１５日

総務委員会

委員長